

実績評価書

(厚生労働省5(I-6-2))

施策目標名	適正な移植医療を推進すること(施策目標 I-6-2) 基本目標 I: 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 6: 健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、必要な医療等を確保すること						
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年に施行された改正後の「臓器の移植に関する法律」(平成9年法律第104号)に基づき、臓器の提供のあっせん体制の確保及び臓器移植に関する普及啓発等を行うことで臓器移植の公平かつ効果的な実施を図る。 「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」(平成24年法律第90号)に基づき、白血病等の治療に用いる造血幹細胞(骨髄・末梢血幹細胞及び臍帯血)の適切な提供を推進するため、造血幹細胞移植に関する普及啓発を行うとともに、あっせん体制を整備し、造血幹細胞移植体制の安定的な運営を図る。等 						
施策を取り巻く現状	<p>1-1. 臓器移植の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成9年の臓器移植法施行から令和6年3月末までの間の臓器移植実施件数は43,734件。 令和5年度の臓器移植実施件数は1,434件となっているが、臓器移植希望者数は18,397人(令和6年3月末時点)であり、臓器移植希望者数と臓器移植実施件数に乖離がある状況。 <p>1-2. 臓器提供施設の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 脳死下での臓器提供体制を整えている施設数は444施設(令和5年度)。 臓器提供実施件数は施設間で偏在しており、臓器提供を実施した施設のうち複数事例を実施している施設は6割程度に留まっている。 臓器提供に関する院内体制を整備する院内体制整備支援事業の実施設数は、新型コロナが発生している状況下において令和2年度は減少したが、令和4年度はコロナ前の水準に回復し、令和5年度は脳死下臓器提供者数が過去最高数となった。 <p>1-3. 臓器移植の普及啓発の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 臓器提供に関心がある者の割合は65.5%(令和3年10月)であり、これまでの調査で最も高い数値であった。 一方で、臓器提供に関する意思表示をしている者の割合は10.2%にとどまっており、近年横ばいとなっている。 家族や親しい人と臓器提供について話をしたことがある者の割合は43.2%。 <p>2. 造血幹細胞移植に係る状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 骨髄バンクドナー登録者数は増加傾向にあるが、最も多い年齢層は50歳前後であり、高齢化が見られる。 骨髄・末梢血幹細胞の提供を行える年齢は54歳以下のため、今後、年齢上限による取消等によりドナー登録者数の減少が懸念される。また、高齢者のドナーは健康上の理由等から骨髄・末梢血幹細胞の提供まで至らない割合も高い。 出生数が減少する中で、臍帯血の公開本数(移植に使用できる数)は、ここ数年横ばい傾向にある。 						
施策実現のための課題	1	脳死下での臓器提供事例は着実に増加しているが、全体として移植希望者数には届かない状況であり、体制の整備と普及啓発を行う必要がある。					
	2	造血幹細胞移植の治療成績は向上しているが、少子高齢化によって今後骨髄バンクドナー登録者数の減少や臍帯血公開本数の減少が見込まれることから、引き続き、国民(特に骨髄バンクドナーや臍帯血提供者となりうる可能性の高い若年層)への理解・協力を求める必要がある。					
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1 (課題1)	国民の臓器提供に関する意思を尊重し、臓器提供数を増加させるため、体制の整備を図るとともに、命の大切さを考える中で意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増加させることを目的とした普及啓発に取り組む。			臓器移植については、国民における認知度や理解はある一方、自らの意思表示について家族との共有等ができていないことや、医療機関の体制整備が十分でないことが、国民の臓器提供に関する意思が十分に活かされず、臓器移植に結びついていない理由であると考えられるため。		
	目標2 (課題2)	造血幹細胞移植を必要としている患者が造血幹細胞移植を受ける機会が十分に確保されるよう、特に骨髄バンクドナーや臍帯血提供者となりうる可能性の高い若年層への普及啓発に取り組み、骨髄バンクドナー登録者数並びに臍帯血公開本数の一定規模以上を確保する。			造血幹細胞移植は、患者と医療機関だけでは成立せず、任意・善意に基づく提供者(ドナー)がいてはじめて成立する医療であり、そのためには国民の理解・協力が不可欠であることから、普及啓発に取り組む必要があるため。		
施策の予算額・執行額等	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	3,170,494	3,225,804	3,277,228	3,310,184	3,468,400
		補正予算(b)	676,515	561,546	264,707	26,850	0
		繰越し等(c)	0	676,515	561,546	235,707	
		合計(a+b+c)	3,847,009	4,463,865	4,103,481	3,572,741	
	執行額(千円、d)	3,072,882	3,858,751	3,848,300	3,509,482		
	執行率(%、d/(a+b+c))	79.9%	86.4%	93.8%	98.2%		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)			
	-		-	-			

達成目標1について

国民の臓器提供に関する意思を尊重し、臓器提供数を増加させるため、体制の整備を図るとともに、命の大切さを考える中で意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増加させることを目的とした普及啓発に取り組む。

測定指標	指標1 臓器提供者数 (アウトカム)	指標の選定理由	臓器移植推進に関する施策の最終目標は、臓器移植の実施であり、臓器提供者数が臓器移植実施件数に影響を与えることから、臓器移植対策の施策の指標として有用である。 (参考)平成27年度実績:86名、平成28年度実績:103名、平成29年度実績:105名、平成30年度実績:100名 (出典):(公社)日本臓器移植ネットワーク調べ							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・臓器提供については、臓器提供者の意思を汲み取ることが必要であり、また、法的脳死判定を受けた者や心臓が停止した者の存在があつて成り立つものであることから、具体的な数値目標の設定は性質上困難であるが、臓器提供者を増やすことは重要であることから、目標値は基本的に前年度以上としている。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成28年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度		
	103名	前年度(100名)以上	前年度(120名)以上	120名以上	120名以上	前年度(121名)以上	前年度以上	○	○	
		120名	69名	92名	121名	131名				
	指標2 脳死下臓器提供体制を整えている施設数 (アウトカム)	指標の選定理由	・脳死下臓器提供を行うためには5類型施設(大学附属病院、日本救急医学会の指導医指定施設、日本脳神経外科学会の基幹施設又は連携施設、救命救急センターとして認定された施設、日本小児総合医療施設協議会の会員施設)かつ脳死下臓器提供体制を整えている必要があり、脳死下臓器提供体制を整えている施設数が、臓器移植推進に関する施策の最終目標である臓器移植実施件数に影響を与えることから、臓器移植対策の施策の指標として有用である。 ・また、当該施設数により、院内体制整備支援事業・臓器提供施設連携体制構築事業の効果を測定できる。 (参考)平成27年度:426施設(平成27年6月30日時点)、平成28年度:435施設、平成29年度:445施設、平成30年度実績441施設 (出典):移植医療対策推進室調べ							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	5類型施設の総数は毎年変動があり、それに伴い、測定指標である脳死下臓器提供体制を整えている施設数についても変動することとなるため、具体的な数値目標の設定は困難であるが、院内体制整備支援事業・臓器提供施設連携体制構築事業により、脳死下臓器提供体制を整えている施設数の増加に向けた取組を行っていることから、目標値は基本的に前年度以上としている。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値								
平成28年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度			
435施設	前年度(441施設)以上	前年度(440施設)以上	前年度(436施設)以上	前年度(449施設)以上	前年度(437施設)以上	前年度以上		○		
	440施設	436施設	449施設	437施設	444施設					
指標3 あっせん事業の従事者に対する研修会実施回数 (アウトプット)	指標の選定理由	・公益社団法人日本臓器移植ネットワークにおいて、あっせん業務の公平、公正、適切かつ安定的な実施を図るため、従業者(コーディネーター)の養成及び資質の向上は、臓器提供者と臓器移植希望者との迅速かつ適切なあっせんに繋がり、臓器移植推進に関する施策の最終目標である臓器移植実施件数に影響を与えることから、あっせん事業の従事者に対する研修会実施回数は臓器移植対策の施策の指標として有用である。 (出典):(公社)日本臓器移植ネットワーク調べ								
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・あっせん業務の公平、公正、適切かつ安定的な実施を図るため、あっせん事業の従事者を教育することが重要であるため、目標値を前年度以上としている。 ・なお、事業参加施設が毎年変動することから、具体的な数値目標の設定は性質上困難である。 ・令和5年度事前分析表から設けた指標であるため、基準年度・基準値は令和4年度と当該年度における実績値とした。								
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値								
	令和4年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度			
21回	-	-	-	-	前年度(21回)以上	前年度以上		×		
	37回	11回	18回	21回	16回					
【参考】指標4 臓器提供意思登録システム 現登録者数	実績値									
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
	150,066名	154,391名	159,722名	163,292名	168,023名					
【参考】指標5 院内体制整備支援事業実施 施設数	実績値									
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
	112施設	92施設	105施設	111施設	112施設					

達成目標2について

造血幹細胞移植を必要としている患者が造血幹細胞移植を受ける機会が十分に確保されるよう、特に骨髄バンクドナーや臍帯血提供者となりうる可能性の高い若年層への普及啓発に取り組み、骨髄バンクドナー登録者数並びに臍帯血公開本数の一定規模以上を確保する。

測定指標	指標6 骨髄バンクドナー登録者数 (アウトカム)	指標の選定理由	造血幹細胞移植を必要としている患者が造血幹細胞移植を受ける機会が十分に確保されるためには、一定規模以上の骨髄バンクドナー登録者数を確保するための普及啓発を行うことが必要であることから、当該指標を普及啓発の効果の測定指標とした。 (出典):(公財)日本骨髄バンク調べ。年度末時点の登録者数。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ①ドナー登録対象年齢(18~54歳)の人口が年々減少傾向であること、 ②ドナー取消者数が毎年度異なること、 ③造血幹細胞の提供は国民の任意・善意の下で進められるものであること、 から、目標値は「前年度以上」とすることが適切である。 ・また、時代による移植適応の疾患の変化や治療技術の進歩等もあり、移植に用いる造血幹細胞の総需要の予測は困難である。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		平成28年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	○
		470,270名	前年度 (509,263名)以上	前年度 (529,965名)以上	前年度 (530,953名)以上	前年度 (537,820名)以上	前年度 (544,305名)以上	前年度以上		
		529,965名	530,953名	537,820名	544,305名	554,123名				
	指標7 臍帯血新規公開本数 (アウトカム)	指標の選定理由	臍帯血公開本数が10,000本維持できれば、臍帯血移植を希望する患者の95%以上にHLA(ヒト白血球抗原)が5/6適合する臍帯血が得られることが示されていることから、新規公開本数により臍帯血移植体制の整備状況を測定できる。 (出典):日本赤十字社調べ (参考)臍帯血公開本数実績(毎年度末時点) 令和2年度:9,316本、令和3年度:9,617本、令和4年度:9,674本、令和5年度:9,854本							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・臍帯血の公開期間は10年であることから、10,000本を維持するためには、年度に使用する臍帯血に加えて更に1000本ずつ公開する必要があることから、前年度の臍帯血移植件数+1000本以上を毎年度の目標値として設定している。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		平成28年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	△
2,597本		前年度の臍帯血移植件数+1,000本(2,355本)以上	前年度の臍帯血移植件数+1,000本(2,430本)以上	前年度の臍帯血移植件数+1,000本(2,431本)以上	前年度の臍帯血移植件数+1,000本(2,316本)以上	前年度の臍帯血移植件数+1,000本(2,360本)以上	前年度の臍帯血移植件数+1,000本以上			
	2,272本	2,572本	2,450本	2,241本	2,157本					
【参考】指標8 造血幹細胞移植件数	実績値									
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
	2,662件	2,527件	2,489件	2,415件	2,459件					
【参考】指標9 骨髄バンクの新規患者登録者数に対する骨髄・末梢血幹細胞移植件数の割合	実績値									
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
	55.7%	52.3%	55.4%	54.9%	59.6%					
【参考】指標10 コーディネート期間における採取行程日数(中央値)	実績値									
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
	61日	61日	61日	63日	60日					

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>第16回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(令和6年8月2日開催)で議論いただいたところ、以下のご意見があり、これを踏まえ、以下に示すような対応を行った。</p>
	<p>【達成目標1について】</p>
	<p>①臓器移植が前年度以上になったということは好ましいが、やはりニーズに対応できていないという絶対的なものがあるため、やはり、この辺は目標値自身ももう少し見直していく必要があるのではないかと。 ⇒臓器移植推進に関する施策の最終目標が臓器移植の実施であるため、「臓器移植の実施件数」を指標として設定した。ニーズに対応するためにも当該件数の増加に努める。</p> <p>②海外での移植のあっせん行為に関して、刑事事件として立件された事案もあったが、そういう違法行為が法律の内容に関する誤解等によって行われないよう、臓器移植法の内容に関する周知・理解を図られることが重要。 ⇒海外渡航移植や無許可のあっせんについては、令和5年度厚生労働科学研究費補助金事業「行動科学を基盤とした科学的根拠に基づく臓器・組織移植啓発モデルの構築に関する研究」(研究代表者:瓜生原 葉子)の研究班において、渡航移植におけるデメリットを含めた普及啓発動画を制作し、Youtubeにおいて配信している。また、臓器移植法の内容に関する周知は、広報誌やラジオ等を通じて内容の解説等の発信を行っているところ。</p> <p>③内閣府の世論調査において、提供してもいいという割合の人は多いのに、臓器提供に係る意思表示をしている方の割合が1割程度にとどまっているのはどうしてか。 ⇒内閣府の世論調査によると、「臓器提供に不安感があるから」、「臓器提供に抵抗感があるから」、「自分の意思が決まらないから／後で記入しようと思っていたから」というのが主な理由である。</p> <p>④臓器提供してもいいと思っている方が一定の比率でいるのであれば、マイナンバーや運転免許証における意思表示欄について、逆に、原則的に提供OKで、意思決定の自由を保障するために嫌な場合だけチェックするという記載にしたいのではないかと。 ⇒多機関での連携が必要になってくる。ご指摘も踏まえて検討してまいりたい。</p>
	<p>【達成目標1の指標2について】</p>
	<p>⑤臓器移植法改正により、表示カードを持っていないでも、家族の判断で臓器提供ができるようになっており、内閣府のアンケート調査によると、本人の表示カードがなくても、聞かれれば臓器提供してもいいと考える家族の割合が極めて高い。そういう理解がある家族に対して、確実に選択肢を示すことが重要だと考えているため、実際に、選択肢が示しているのかどうか鍵になると思う。この指標2をこれからの課題として、もう少し手前に分解した指標を示すことについてどのように考えるか。 ⇒ご指摘を踏まえて、臓器提供施設において「家族に臓器提供に関する情報提供が実施された」件数を指標に追加した。</p> <p>⑥指標2について、施設数の変動もあって、経年で5年ぐらいの変化を見ると、必ずしも一貫して増加しているわけではないという点が見受けられる。例えば、希望者に対する実施件数の割合といった数値を目標として定めていくという考え方も、1つあり得るのではないかとと思うが、そういう指標を設定できるかどうか教えていただきたい。 ⇒ご指摘のように、脳死下臓器提供が可能な5類型施設の総数は医療機関の統廃合などにより毎年変動がある。厚生労働省では、脳死下及び心停止後の臓器提供の経験が豊富な施設(拠点施設)が、臓器提供の経験が少ない施設(連携施設)等に対して、平時から臓器提供に関する教育を実施する等の支援を行う臓器提供施設連携体制構築事業を実施しており、当該事業を通して、臓器提供体制の強化を図っているため、医療機関の体制整備状況の指標として当該事業への参加施設数(連携施設数)を指標として設定した。 また、移植希望登録に関して、「医学的緊急度」が高い患者は待期期間が僅かであったとしても、臓器移植が優先して実施されるため、希望者と実施件数の割合は必ずしも移植の需要を反映する項目にはならないと考えている。このたび、移植実施件数を指標として設定したところであり、当該件数が増えていくよう努めてまいりたい。</p>
	<p>【達成目標1の指標3について】</p>
<p>⑦研修のコンテンツも見直していくとともに、経験値が蓄積できて、質の良いコーディネーターができるような方策も検討していただきたい。 ⇒ご指摘を踏まえて、確実に臓器提供に関する意思をくみ取れるコーディネーターが育成されるように、研修内容の見直しを含めた方策を今後検討してまいりたい。</p>	
<p>【達成目標1の参考指標4について】</p>	
<p>⑧マイナンバーカードや運転免許証への記入者数に関する実態調査はしていないのか。 ⇒内閣府の世論調査で実施しており、直近では令和3年度に実施した。次回の世論調査は令和7年度に実施する予定。</p> <p>⑨運転免許センターでの免許更新時の免許証への臓器提供に関する意思の記入の案内について、各都道府県の免許センターでも、実施有無にばらつきがあるようなデータも見聞している。国民生活上、各種、目に触れることの多いチャンネルで、もっと記入に向けた国民のインセンティブの向上の機会を図ることは、臓器提供に関する意思表示者数の増加に向けた大事な取組かと思うので、今後、何らかの数値の指標の設定も含めて検討してほしい。 ⇒運転免許センターによって広報している所と、していない所があると承知しており、どれぐらいの運転免許センターで、動画を流していただいているかということを調査した。昨年、警察とも連携し、そのような普及啓発の御協力をお願いしたところである。今後、運転免許センターやマイナンバーカード交付時の普及啓発等も含め、ご指摘の数値設定について検討してまいりたい。</p>	
<p>【施策目標全体について】</p>	
<p>⑩人生会議(ACP)を厚労省も推進しているが、人生がそうなった場合の医療の選択の中に臓器移植も選択肢としてはあるというような形で、ACPの普及と連動したら効果的ではないかと思うがどう考えているか。 ⇒ご指摘のように、臓器提供は人生の最終段階の選択肢の1つとして位置付けられており、ACPIに付随することでの臓器提供の普及啓発に期待できるものと考えている。特に、若い世代への普及啓発ということでは、臓器提供と臓器移植、また、人生会議(ACP)など、それぞれ文部科学省において集約して、それぞれコンテンツを作っているの、実際の教育現場で、それを活用していただくことを期待している。</p>	

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】	
	総合判定	(判定結果) B【目標達成に向けて進展あり】 (判定理由) 【達成目標1:臓器移植対策】 ・ 指標1については、目標である前年度の臓器提供者数を達成した。 ・ 指標2については、目標である前年度の脳死下臓器提供体制を整えている施設数を達成した。 ・ 指標3については、目標は達成できなかった。 【達成目標2:造血幹細胞移植対策】 ・ 指標6については、目標である前年度の骨髄バンクドナー登録者数を達成した。 ・ 指標7については、目標を達成できなかったものの、臍帯血公開本数は前年度より増加しており、目標達成に向けて進展があると評価した。 【総括】 ・ 以上より、主要な測定指標の一部が「△」となったものの、主要な指標のうち半数以上が「○」であり、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられることから、判定結果は③【相当程度進展あり】に区分されるものとして、B(達成に向けて進展あり)と判定した。	
	施策の分析	(有効性の評価)	【達成目標1:臓器移植対策】 ・ 指標1については、目標を達成できていることから、臓器提供施設の体制整備や臓器移植の普及啓発に関する施策が有効に機能していると評価できる。 ・ 指標2については、目標を達成できていることから、臓器提供施設の拡充に関する施策が有効に機能していると評価できる。 ・ 指標3については、前年度の目標を達成することはできなかったが、直近5年間の研修回数を比較した場合、必要な研修が実施されていると考えている。 【達成目標2:造血幹細胞移植対策】 ・ 指標6については、目標を達成できていることから骨髄バンクドナー登録対策の実施は有効に機能していると評価できる。 ・ 指標7については、目標は達成できなかった。目標未達成の理由として、毎年数万人単位での出生数の減少や、採取件数の多いクリニックが撤退したことの影響があったと考えられる。しかし、臍帯血公開本数は目標である10,000本に近づいたことから有効な取り組みが実施されていると評価できる。
		(効率性の評価)	【達成目標1:臓器移植対策】 【達成目標2:造血幹細胞移植対策】 ・ 指標1～3、及び6、7については、近年予算額が大きく変わっていない中、概ね目標を達成できていることから、効率的な取組が行われていると評価できる。
		(現状分析)	【達成目標1:臓器移植対策】 ・ 指標1については、着実に取組が進んでいると考えられる。 ・ 指標2についても、着実に取組が進んでいると考えられる。 ・ 指標3については、目標未達成の理由として、臓器提供者数の増加に伴い、OJTによりあっせん事業の従事者の経験値が向上したため、研修を高頻度で実施する必要がなくなり、研修の実施回数が減ったものと考えられる。ただ、直近5年間の研修回数を比較した場合、必要な研修が実施されていると考えているため、引き続き取組を進めていく。 【達成目標2:造血幹細胞移植対策】 ・ 指標6については、着実に取組が進んでいると評価できる。 ・ 指標7については、目標は達成できなかったものの、法施行後、最も多い臍帯血公開本数であったことから目標達成に向けて進展があると評価しており、引き続き目標達成を目指していく。
次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) 【達成目標1:臓器移植対策】 ・ 指標1、指標2については、引き続き、目標達成に向け、着実に取組を進めていく。指標3も引き続き取組を進めていくが、目標の達成には臓器提供施設間の連携や移植実施施設への支援などが重要になってきているため、適切な指標を設定することも含めて見直しを検討していく。 【達成目標2:造血幹細胞移植対策】 ・ 指標6及び指標7については、引き続き、目標達成に向け、着実に取組を進めていく。		

参考・関連資料等	臓器移植対策 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/zouki_ishoku/index.html 造血幹細胞移植対策 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/zouki_ishoku/index_00002.html
----------	---

担当部局名	健康・生活衛生局	作成責任者名	難病対策課 移植医療対策推進室長 島田 志帆	政策評価実施時期	令和6年8月
-------	----------	--------	---------------------------	----------	--------

実績評価書

(厚生労働省5(I-7-3))

<p>施策目標名</p>	<p>医薬品の適正使用を推進すること(施策目標 I-7-3) 基本目標 I: 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 7: 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適正に利用できるようにすること</p>						
<p>施策の概要</p>	<p>・ 薬局は、平成19年4月に施行された「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第84号)により、医療提供施設として位置づけられ、地域医療計画の下に、在宅医療や医薬品などの供給を通じて地域医療に貢献することが期待されている。また、医薬品の適正使用の観点から、医薬分業の推進にも努めている。</p> <p>・ 平成27年10月に、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能を示した「患者のための薬局ビジョン」を策定・公表しているが、高齢化の進展による多剤投与や外来で治療を受けるがん患者の増加など、在宅を含めた薬物療法が重要となっている状況の下で、薬剤師・薬局の機能を強化するとともに、薬局と医療提供施設等との情報共有・連携強化を図り、住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができるようにするため、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第63号。以下「改正薬機法」という。)において、薬剤師・薬局に関して、以下のような見直しを行った。 ①薬剤師が調剤時に限らず、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や服薬指導を行う義務を法制化(令和2年9月1日施行) ②患者が自身に適した薬局を選択できるよう、機能別の薬局の都道府県知事の認定制度(名称独占)を導入する(令和3年8月1日施行) ③服薬指導について、対面義務の例外として、一定のルールの下で、オンライン服薬指導の実施を可能とする(令和2年9月1日施行)</p> <p>・ また、令和5年12月に設置された「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会」において、地域連携薬局等の在り方について検討を進めているところである。</p>						
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>1. 薬剤師や薬局の概況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 約6.1万の薬局があり、そこに約19万人の薬剤師が従事。病院と診療所に従事する薬剤師はそれぞれ約5.6万人、約0.6万人。 ・ 店舗あたりの薬剤師数が1人又は2人の薬局が半分以上。 ・ 薬局の立地に関する現状については、診療所の近隣が約6割と最も多く、次いで病院の近隣が約2割、その他(面薬局等)が約1割である。 <p>2. 薬局ビジョンへの対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者のための薬局ビジョンでは、患者本位の医薬分業の実現に向けて「2025年までに、すべての薬局がかかりつけ薬局としての機能を持つことを目指す。」との目標を定めている。 ・ 薬局がかかりつけ薬局としての機能を持つことにより、患者の薬物治療を一元的・継続的に管理するとともに、患者が医薬品、薬物治療に関して安心して相談を受けられるようになることで、調剤後のフォローアップやポリファーマシー等の対応を通じて医薬品の適正使用の推進が期待できる。 ・ また、薬局ビジョンでは、かかりつけ薬剤師・薬局としての機能に加えて積極的な健康サポート機能(セルフケア・セルフメディケーションの支援等)を有する薬局について、「健康サポート薬局」として住民に公表する仕組みを設けることで、薬局の積極的な取組を後押ししていくことも示しており、平成28年10月から健康サポート薬局の届出制度を開始した。 ・ このほか、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)になる令和7年を目途に住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が推進されているところ。薬局ビジョンでは、薬物療法に関して、薬剤師・薬局もその一翼を担うべく、すべての薬局がかかりつけ薬剤師を配置し、その機能を発揮することも目指している。 ・ モデル事業の実施、令和元年の薬機法改正(認定薬局制度、調剤後の継続的な服薬指導や服薬状況等の把握の義務化)、診療報酬改定等における対応を講じてきた。 ・ しかし、薬局ビジョンで掲げられた目標を達成しているとは言えない。 <p>3. 薬剤師の業務・資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的に薬剤師が過剰になると予想される(令和27年の需要推計範囲: 33.2~40.8万人、供給推計範囲: 43.2~45.8万人)。 ・ 一方で、医薬分業率が70%に達する中で、医薬品の適正使用を推進するために、かかりつけ薬剤師・薬局の推進や、医療事故の発生予防・再発防止、チーム医療、地域医療に貢献する薬剤師の養成等が必要。 ・ このため、業務・資質の向上に向け、医療安全を確保しつつ調剤業務の効率化・高度化の方策等を検討。 <p>4. 薬局薬剤師DX</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子処方箋システムをはじめとする医療情報基盤が整いつつあり、こうしたデジタル技術への対応が必須。 ① レセプト薬剤情報や特定健診情報等のマイナポータル経由での閲覧(令和3年10月~) ② オンライン診療・服薬指導の恒久ルール策定(令和3年度) ③ 電子処方箋システムの運用開始(令和5年1月~) ④ PHR(Personal Health Record)、コミュニケーションツールとして電子版お薬手帳の利活用推進 						
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>医薬品の適正使用を推進するためには、処方箋受付時以外の対人業務(調剤後のフォローアップやポリファーマシー等の対応)や、セルフケア・セルフメディケーションの支援等の健康サポート業務等の更なる充実を通じて、薬剤師・薬局が果たす役割への国民・患者の理解を浸透させていくことが必要である。</p> <p>また、薬剤師・薬局が地域包括ケアの一翼を担うものとして多職種・他機関と連携し積極的に地域活動に関わり、地域の身近な薬剤師・薬局として患者や住民により良い薬物治療等を提供することも、医薬品の適正使用の観点から重要である。</p>					
	<p>2</p>	<p>医療安全を確保しつつ調剤業務の効率化・高度化するためには、薬剤師のITリテラシーの向上、IoTデバイス等を効果的に活用・管理できる知識・技能の習得が必要となっている。</p> <p>また、薬局薬剤師DXに向けた活用事例の共有も必要とされている。</p>					
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>目標1</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>	<p>達成目標の設定理由</p>				
<p>(課題1)</p>	<p>かかりつけ薬剤師・薬局の推進</p>		<p>医薬品の適正使用のためには、処方箋受付時以外の対人業務や、セルフケア・セルフメディケーションの支援等の健康サポート業務等の更なる充実のほか、地域の身近な薬剤師・薬局が患者や住民により良い薬物治療等を提供する体制が重要であるため。</p>				
<p>(課題2)</p>	<p>電子処方箋の普及</p>		<p>医薬品の適正使用のためには、薬歴管理が重要であり、薬歴管理による国民医療の質の向上を一人でも多くの国民が実感できることが重要であるため。</p>				
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p> <p>予算の状況(千円)</p> <p>執行額(千円、d)</p> <p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>令和2年度</p> <p>当初予算(a)</p> <p>補正予算(b)</p> <p>繰越し等(c)</p> <p>合計(a+b+c)</p>	<p>令和3年度</p> <p>212,334</p> <p>5,512,166</p> <p>-5,512,043</p> <p>212,457</p>	<p>令和4年度</p> <p>185,904</p> <p>1,119,879</p> <p>1,933,453</p> <p>3,239,236</p>	<p>令和5年度</p> <p>203,126</p> <p>5,720,231</p> <p>-2,095,193</p> <p>3,828,164</p>	<p>令和6年度</p> <p>210,400</p> <p>25,117,442</p> <p>-19,433,659</p> <p>5,894,183</p>	<p>148,335</p>
<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p> <p>-</p>	<p>年月日</p> <p>-</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p> <p>-</p>				

達成目標1について		かかりつけ薬剤師・薬局の推進								
測定指標	指標1 地域連携薬局の数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野64】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	指標の選定理由 外来受診時だけではなく、在宅医療への対応や入院時を含め、他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局を「地域連携薬局」として認定する制度を令和3年8月1日から開始したため設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 実績については厚生労働省で各都道府県へ確認し集計。								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 ・当該設定指標については、【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】の指標と同じものを設定しており、新経済・財政再生計画 改革工程表2022では令和6年度までに令和3年度と比べて50%増加とされているため設定。 ・各年度の目標値は、令和6年度までの目標増加件数を年度数で除し、前年度の件数に加えた件数を設定している。								
		基準値 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値	目標値	主要な指標	達成					
		令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	○	◎
		2,434件	—	—	—	2,840件	3,246件	3,651件以上		
			—	—	2,434件	3,672件	4,283件			
	指標2 健康サポート薬局の届出数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野64】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	指標の選定理由 かかりつけ薬剤師・薬局としての機能に加えて、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するため、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行う薬局が「健康サポート薬局」と表示・公表できる制度を平成28年10月から開始したため設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 (参考)平成27年度:—、平成28年度:267件 実績については厚生労働省で各都道府県へ確認し集計。								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 ・当該設定指標については、【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】の指標と同じものを設定しており、新経済・財政再生計画 改革工程表2022では令和6年度までに令和3年度と比べて30%増加とされているため設定。 ・各年度の目標値は、令和6年度までの目標増加件数を年度数で除し、前年度の件数に加えた件数を設定している。								
		基準値 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値	目標値	主要な指標	達成					
		令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	△	
		2,964件	前年度(1,355件)以上	前年度(2,070件)以上	2,033件以上	3,261件	3,558件	3,854件以上		
			2,070件	2,515件	2,964件	3,077件	3,197件			
	指標3 国及び都道府県による健康サポート薬局の周知活動の実施回数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野64】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	指標の選定理由 かかりつけ薬剤師・薬局としての機能に加えて、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するため、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行う薬局が「健康サポート薬局」と表示・公表できる制度を平成28年10月から開始したため設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 実績については厚生労働省で各都道府県へ確認し集計。								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 当該設定指標については、【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】の指標と同じものを設定しており、国及び都道府県において、それぞれ1回以上健康サポート薬局を推進するための周知活動を行うべきであるため設定した。								
		基準値 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値	目標値	主要な指標	達成					
		令和元年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	
48		48	48	48	48	48	48			
		48	44	48	48	48				
指標4 健康サポート機能等の薬局の機能を活用した施策を行った都道府県数 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野64】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	指標の選定理由 かかりつけ薬剤師・薬局としての機能に加えて、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するため、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行う薬局が「健康サポート薬局」と表示・公表できる制度を平成28年10月から開始したため設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 実績については厚生労働省で各都道府県へ確認し集計。									
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 当該設定指標については、【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】の指標と同じものを設定しており、都道府県において、健康サポート機能等の薬局の機能を活用した施策を行うべきであるため設定した。									
	基準値 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値	目標値	主要な指標	達成						
	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(○)		
	4	—	—	—	5	6	8			
		—	—	4	6	集計中(9月末集計予定)				

達成目標2について		電子処方箋の普及								
測定指標	<p>指標5</p> <p>オンライン資格確認システムを導入した施設における電子処方箋システムの導入状況（アウトカム）</p> <p>【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野10】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	指標の選定理由	【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 実績については電子処方箋利用申請より集計。							
		目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	・当該設定指標については、【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】の指標と同じものを設定しており、オンライン資格確認等システムを導入した施設の概ね全ての医療機関、薬局で導入すべきであるので設定した。 ・ただし、当該指標については、各施設への導入に影響する諸状況を考慮し、必要に応じて見直しを検討する。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	—	—	—	—	—	オンライン資格確認システム運用開始施設数の90%	オンライン資格確認等システムを導入した施設の概ね全ての医療機関、薬局での導入	○	×	
		—	—	—	1.5%	9.3%				
	<p>指標6</p> <p>医療機関等向け総合ポータルサイトでの電子処方箋利用申請完了施設数（アウトプット）</p> <p>【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野10】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	指標の選定理由	電子処方箋を導入し運用を開始するためには、全国システムの運用主体である社会保険診療報酬支払基金に対して利用申請を行う必要がある。その後システム改修等の上、アウトカム指標としている電子処方箋システムの導入が可能となることから、利用申請完了施設数をアウトプット指標に設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。 実績については電子処方箋利用申請より集計。							
		目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	・当該設定指標については、【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】の指標と同じものを設定しており、オンライン資格確認等システムを導入した施設の概ね全ての医療機関、薬局で導入すべきであるので設定した。 ・ただし、当該指標については、各施設への導入に影響する諸状況を考慮し、必要に応じて見直しを検討する。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値								
—		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
—	—	—	—	—	オンライン資格確認システム運用開始施設数の90%	オンライン資格確認等システムを導入した施設の概ね全ての医療機関、薬局での導入に向けて増加		×		
	—	—	—	34.2%	34.7%					

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

第16回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(令和6年8月2日開催)で議論いただいたところ、以下のご意見があり、これを踏まえ、以下に示すような対応を行った。

【達成目標1について】

①測定指標1(地域連携薬局の数)は、目標値を十二分に達成し、その他の指標についても良い判定が得られているところであり、今後、かかりつけ薬局が目指している具体的な在り方に関して目標を設定することを、次の段階の測定指標として考え得るのではないかと。例えば、かかりつけ薬局における薬物治療の一元的・継続的な管理による重要な役割・機能の1つは重複投薬の減少と考えるが、かかりつけ薬局が推進されたことによって重複投薬が減少したのかということ測定指標として加えるという方向性も、その一例として考えられるのではないかと。

⇒かかりつけ薬剤師の推進により、重複投薬の削減に一定の効果があるものと考えているが、電子処方箋の導入による重複投薬アラートの効果で、そもそも重複投薬となる処方箋が削減されることが考えられるなど、外的要因による効果との切り分けが難しく、これにより、かかりつけ薬剤師の推進を評価することは困難であると考えている。御指摘を踏まえ、引き続き適切な目標設定について検討を進めていきたい。

【達成目標2について】

②医療機関・薬局への導入をはたらきかける上で患者の声は重要と思うが、患者側へのメリット等の周知はどのように進めているか。

⇒患者への周知として、まずは電子処方箋を知っていただき、利用につなげることが必要である。以下の取組みを実施したところであるが、ご意見を踏まえ、令和6年度事前分析表においては、「達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等」欄に患者側へのメリットの周知広報を明記する。

a. 令和6年2-3月にTVアニメ「薬屋のひとりごと」とタイアップした普及啓発ポスターの作成及び当該ポスターの保険医療機関・薬局における掲示

b. 令和6年5月に電子処方箋についてYahoo!へのバナー広告、新聞突き出し広告の実施

c. 令和6年6月には全国健康保険協会の事業主の方に電子処方箋のリーフレットを送付し、従業員の方へ周知依頼

d. 令和6年7月に電子処方箋の各都道府県別の導入率を比較できる「電子処方箋の導入状況に関するダッシュボード」をデジタル庁と共同で作成し公表

e. dと同時に、お住まいの地域のどこで電子処方箋を導入しているか、どこの医療機関で電子処方箋を発行しているのかが分かるよう、地図の上に電子処方箋を導入している医療機関や薬局をプロットしたマップを公開

③政策評価においては、目安として、「電子処方箋の導入状況に関するダッシュボード」等の小さい指標も重要と考えるため、検討いただきたい。

⇒医療機関・薬局における電子処方箋導入状況を踏まえ検討してまいりたい。

④電子処方箋システムが普及していくことにより、デジタルデータに基づく様々な評価が可能になると考えるが、今後、中期的な話として、政策評価の中にもデジタル化をいかにした測定指標を設定していくような方向性も考えられるのではないかと。

⇒今後の目標設定に際して検討してまいりたい。

⑤電子処方箋に対応した医療機関・薬局を増やすというのは目標として大事であるが、ユーザー側が恩恵を感じられるようにすることも大事であり、導入しても高齢者など紙しか使えないなど、ユーザー目線での使いやすさにも取り組まないと利用が進まないのではないかと。

⇒電子処方箋に対応した医療機関では紙処方箋を利用いただいた場合も処方情報電子処方箋管理サービスに登録され、その処方情報を利用して他の医療機関・薬局で重複投薬等チェックなどを行っていただくことが可能であり、医療安全に活用いただける場所であるが、いただいたご意見を踏まえ、分かりやすい周知広報に務めるとともに、令和6年度事前分析表において、「達成目標の設定理由」欄に追記する。

学識経験を有する者の知見の活用

	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(各行政機関共通区分)⑤【目標に向かっていない】</p>	<p>(判定結果) C【達成に向けて進展がない】</p> <p>(判定理由)</p> <p>【達成目標1 かかりつけ薬剤師・薬局の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1の地域連携薬局の数は、目標値を達成している。 ・指標2の健康サポート薬局の届出数は、基準年(ベースライン)から比較すると増加傾向であり、目標達成に向けて進展があると評価した。 ・指標3の国及び都道府県による健康サポート薬局の周知活動の実施回数は、目標値を達成している。 ・指標4の健康サポート機能を活用した施策を行った都道府県数(アウトカム)は、令和4年度までの実績を踏まえると、令和5年度は6程度にまで到達すると考えられることから、目標を達成見込みと判断した。 <p>【達成目標2 電子処方箋の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標5のオンライン資格確認システムを導入した施設における電子処方箋システムの導入状況は、令和5年度は導入費用面の負担や電子処方箋の発行・調剤時の電子署名に必要なHPKIカードの物理的な不足、周辺医療機関・薬局の導入率の低さにより導入を見合わせてしまうこと等により、年度ごとの目標値は達成できなかった。 ・指標6の医療機関等向け総合ポータルサイトでの電子処方箋利用申請は、指標5(電子処方箋システムの導入)の前段階として導入意向のある施設が実施する手続であり、指標5と同様、導入費用面の負担や電子処方箋の発行・調剤時の電子署名に必要なHPKIカードの物理的な不足、周辺医療機関・薬局の導入率の低さにより導入を見合わせてしまうこと等により導入意向を持つ段階まで至らなかった施設が多かったことを受け、年度ごとの目標値は達成できなかった。 <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上より、主要な指標である指標5の達成状況が「×」となったため、判定結果は⑤に区分されるものとしてCと判定した。
<p>評価結果と今後の方向性</p>	<p>総合判定</p>	<p>(有効性の評価)</p> <p>【達成目標1 かかりつけ薬剤師・薬局の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1については、目標値を達成しているため、外来受診時だけではなく、在宅医療への対応や入院退院時を含め、他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応が可能な薬局の増加による地域医療の質の向上に寄与していると評価できる。 ・指標2から4までの健康サポート薬局や健康サポートに関する活動に関する指標については、指標2の健康サポート薬局の届出数は目標を若干下回ったものの、指標3及び4の健康サポート機能の周知や健康サポート活動については目標を達成しており、地域住民による主体的な健康の維持・増進に向けた施策が概ね有効に機能していると評価できる。 <p>【達成目標2 電子処方箋の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標5及び6については、年度ごとの目標を達成できなかったが、その要因として、電子処方箋システムの導入費用の補助率は1/2～1/3(上限有)であり医療機関・薬局の負担が生じること、導入準備段階として電子処方箋の処方・調剤時の電子署名に必要なHPKIカードが不足し医師・薬剤師等に申請後到着するまでに想定よりも時間を要したこと等が挙げられる。令和6年度においては、都道府県から医療機関・薬局への助成金に対して国が2/3を補助することで国及び都道府県からの高い補助率を確保するとともに、HPKIと紐付けたマイナンバーカードを活用した電子署名も推進することで、改善を図っていく。 <p>(効率性の評価)</p> <p>【達成目標1 かかりつけ薬剤師・薬局の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1から4までについては、健康サポート薬局及び認定薬局の周知等を行う医薬品適正使用推進事業の執行額が令和3年度以降29百万円でほぼ一定であるにも関わらず、毎年度概ね目標値を達成していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 <p>【達成目標2 電子処方箋の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標5及び6については、毎年度、事業内容を精査し、必要に応じて事業メニューの見直しを行っており、効率的に事業が実施されていると評価できる。なお、行政事業レビューにおいて指摘いただいた一者応礼は、令和6年度分の調達において積極的に声かけ等を行い2者応礼と改善している。 <p>(現状分析)</p> <p>【達成目標1 かかりつけ薬剤師・薬局の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1については、令和6年度を最終目標年度とし取組を進めていたところ、過年度(令和4年度)に既に最終目標値を達成したことから、今後は、目標値を上方修正したうえで、更に取組を進めていく必要がある。 ・指標2については、目標値達成に向けて増加傾向にあるものの、令和4・5年度においては、令和3年度までの増加ペースから鈍化(令和2・3年度は毎年約450件増→令和4・5年度は毎年約100件増)し、目標未達となった。この要因としては、すでに要件を満たしていたほとんど薬局で届出が進んだなか、その他の薬局については、健康サポート薬局の要件に対応する体制整備が求められ、時間を要していることが考えられる。またそうした中で、医薬品の供給不安等の対応により体制構築を進めることができなかった部分があることが考えられることから、今後は、目標値の見直しを行ったうえで、引き続き、目標達成に向け、健康サポート機能を活用した活動の周知等の取組を進める必要がある。 ・指標3については、目標を令和3年度以降連続で達成しており、医薬品の適正使用と薬剤師の果たす役割について国民の理解浸透に寄与しているとはいえ、引き続き、「薬と健康の週間」を通じた周知活動に広く取り組んでいく必要がある。 ・指標4については、令和5年度予算事業として「健康サポート機能の充実事業」を実施し、目標を達成する見込みである。今後も、目標達成に向け、引き続き各都道府県の健康サポート機能の活用がより効果的になるように取り組む。 <p>【達成目標2 電子処方箋の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標5及び6については、令和5年度は、医療機関・薬局が導入費用面の負担により導入を見合わせてしまうこと等により、目標を達成できなかった。令和6年度においては、都道府県からの医療機関・薬局への助成を開始し、国と都道府県を合わせて高い補助率を確保することで医療機関・薬局への普及拡大を波及していく。 <p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p>【達成目標1 かかりつけ薬剤師・薬局の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1については、既に目標値を大幅に上回っていることから、目標値を引き上げ、【2025年度までに2022年度と比べて30%増加】とする。 ・指標2については、引き続き目標値の達成を目指す。 ・指標3及び4については、順調に推移していることから、引き続き目標達成を目指す。 <p>【達成目標2 電子処方箋の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標5及び6については、引き続き目標値の達成を目指す。
<p>参考・関連資料等</p>	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>関連事業の行政事業レビューシート URL: https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2023/2022-1-7-3.html</p> <p>厚生労働省政策評価に関する有識者会議 URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-seisakuhyouka_129244.html</p> <p>厚生労働省の政策体系等政策評価基礎資料 URL: https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/index.html</p> <p>認定薬局の届出数(指標1関係) URL: https://www.mhlw.go.jp/content/001230544.pdf</p> <p>健康サポート薬局の届出数(指標2関係) URL: https://www.mhlw.go.jp/content/001254706.pdf</p> <p>令和5年度「薬と健康の週間」の実施について(指標3関係) URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kusurikenko_r5_00001.html</p> <p>電子処方箋の導入、利用申請状況(指標5、6関係)URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushishetsu.html</p>

担当部局名	医薬局	作成責任者名	総務課長 重元 博道	政策評価実施時期	令和6年8月
-------	-----	--------	------------	----------	--------

実績評価書

(厚生労働省5(I-12-1))

<p>施策目標名</p>	<p>平時から情報収集を行うとともに、国民の健康等に重大な影響を及ぼす緊急事態の際の情報集約や意思決定を迅速に実施する体制を整備すること(施策目標I-12-1) 基本目標I:安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標12:健康危機管理・災害対応力を強化すること</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の項目を柱に実施している。 ・健康危機管理体制を整備すること ・地域における健康危機管理体制の整備を図ること ○根拠法令等 ・「厚生労働省健康危機管理基本指針」(平成9年1月事務次官決裁) ・「厚生労働省健康危機管理調整会議に関する訓令」(平成13年1月厚生労働省訓令第4号) ・「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年12月厚生労働省告示第374号) ・「厚生労働省防災業務計画」(最終改正 令和3年9月)</p>					
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>1. 国の健康危機管理体制 ・医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき必要な体制を整備。 【平時】 ・関係部局や国立試験研究機関を通じて内外からの情報を収集 ・部局横断組織である「健康危機管理調整会議」において、毎月2回情報交換を実施 【有事】 ・緊急の調整会議の開催、対策本部の設置、職員や専門家の現地派遣、健康危機情報の発信等</p> <p>2. 自治体の健康危機管理体制 ・地域における健康危機管理は、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」、「地域健康危機管理ガイドライン」を参考に健康危機管理体制を整備することが求められている。 ・地域の健康危機管理の拠点となるのが保健所等だが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、感染症対策における保健所等の役割の重要性が改めて認識された。 ・その体制の強化を図るため、感染症業務従事保健師の増員に係る地方財政措置やIHEAT要員の確保等が行われている。</p> <p>3. 地震及び気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化 ・令和5年5月5日の石川県珠洲市を震源とした地震、令和6年1月1日能登半島地震など、地震が激甚化・頻発化している状況。 ・水害・土砂災害等をもたらす大雨・短時間強雨の頻発化、「平成30年7月豪雨」、「令和元年東日本台風」や「令和2年7月豪雨」をはじめ、毎年のように豪雨災害による被害が生じている。 ・災害の発生時に、被災都道府県の保健医療福祉調整本部、保健所の指揮調整機能等への支援のため、「災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)」の応援派遣を調整。 ・DHEATは、医師、保健師、管理栄養士等、専門的な研修・訓練を受けた被災都道府県以外の都道府県等職員の中から、1班あたり5名程度で構成され、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所を応援するが、被災都道府県等の体制や災害の状況等に応じて柔軟な活動を行う。</p>					
<p>施策実現のための課題</p>	1	<p>医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康を脅かす事態に対して、迅速かつ適切に対応するための体制整備が必要である。</p>	2	<p>① 感染症・災害等の対応や、保健所のマネジメント等の支援を行うことができる人材を養成することが必要である。 ② 平時より健康危機管理に関する体制の整備や広域的な連携体制の整備が必要である。</p>	3	<p>地震や台風、大雨等の災害に対して、迅速な災害対応を実施するための平時からの備えが必要である。</p>
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>			
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>緊急事態に迅速かつ適切に対応できる体制を整備するため、健康危機の兆候を速やかに察知すること</p>		<p>医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康を脅かす事態に対して、その兆候を速やかに察知し、迅速かつ適切に対応するための体制を整備しておくことが求められるため。</p>			
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>地域における健康危機管理体制の確保を図ること</p>		<p>多様化する健康危機事例の未然防止及び拡大抑制のため、平時より健康危機管理に関する体制の整備や広域的な連携体制の整備、危機管理に関する研修の実施等により、地域における健康危機管理体制の強化を図り、安心して健康な国民生活の確保を図ることが求められているため。</p>			
<p>目標3 (課題3)</p>	<p>災害に対する事前の訓練等によるシミュレーションを行い、対応力を強化すること</p>		<p>近年頻発化している地震、台風、大雨等の災害に対応するための研修の実施により、災害時に迅速かつ円滑な災害対策を行うことが求められるため。</p>			
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>277,364</p>	<p>833,786</p>	<p>876,754</p>	<p>1,010,576</p>	<p>1,114,546</p>
<p>補正予算(b)</p>	<p>98,529</p>	<p>98,529</p>	<p>▲ 7,708</p>	<p>0</p>	<p>64,982</p>	<p>0</p>
<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>▲ 64,982</p>	<p>0</p>
<p>合計(a+b+c)</p>	<p>375,893</p>	<p>375,893</p>	<p>826,078</p>	<p>876,754</p>	<p>1,010,576</p>	<p>1,114,546</p>
<p>執行額(千円、d)</p>	<p>232,519</p>	<p>232,519</p>	<p>408,794</p>	<p>465,921</p>	<p>427,895</p>	<p>427,895</p>
<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>61.9%</p>	<p>61.9%</p>	<p>49.5%</p>	<p>53.1%</p>	<p>42.3%</p>	<p>42.3%</p>
<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>		<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>		
<p>—</p>	<p>—</p>		<p>—</p>	<p>—</p>		

達成目標1について		緊急事態に迅速かつ適切に対応できる体制を整備するため、健康危機の兆候を速やかに察知すること										
測定指標	指標1 健康危機管理調整会議で共有された健康危機等における情報の数 (アウトプット)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省関連部署及び関係研究機関を構成員とする健康危機管理調整会議を定期的に開催し、健康危機管理担当部署間の情報共有・連携強化を図ることにより、健康危機事案に対する対応体制を整備している。 健康危機管理においては、危機の端緒となる情報の収集及び省内担当部署での適切なアセスメント並びにその情報の共有が必要とされること、こうした危機情報を共有する役割を当該会議が担っている。 このため、当該会議において取り上げられる数が多いことは、健康危機の端緒となりうる情報に対して適切な対応が行われていることを表しているものと考えられることから、指標として設定している。 (出典)：大臣官房厚生科学課による把握 なお、複数回の会議で同一の議題が共有されたものについては、通しで1件として計上している。									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	健康危機情報に対する適切なリスクアセスメントを行うためには、国内外で発生している健康危機事案を適切に共有していくことが必要である。これらの事案発生状況は年によって異なることから、一概の目標設定は困難であるため、情報共有が前年度以上に行われることを目標とした。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度				
—	16件	17件	14件	19件	前年度以上	前年度以上	○	◎				
	17件	14件	19件	25件	54件							

達成目標2について		地域における健康危機管理体制の確保を図ること										
測定指標	指標2 国が実施する都道府県、保健所設置市・特別区の本庁・保健所等の職員を対象とした健康危機関連の研修の受講者数 (アウトプット)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大や災害等の重大な健康危機管理事案に対応することや、各地域における危機管理研修を企画・実施することのできる保健所等の自治体職員を養成するために国が実施する研修に係る参加者数を指標として選定した。 (出典)：健康・生活衛生局健康課地域保健室による把握									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	都道府県ごとに統括的な役割を果たす職員を1人、また感染症や災害等の対応やマネジメント等の支援を行う人材を約5人とし、計300人とした。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度				
—					300人	300人	○	◎				
					479人							
測定指標	指標3 保健所が実施した市町村職員に対する健康危機管理に関する研修(指導)の実施回数・参加延人員(地域保健・健康増進事業報告による) (アウトカム)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> 地域で健康危機管理を担う保健所職員及び保健所所管区域内の市町村職員を対象として、上記研修を受講した保健所長等のリーダーシップの下で実施される復命研修を含む各種研修の実施回数及び参加者数を指標として選定した。 地域保健・健康増進事業報告 URL: https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450025&tstat=000001030884									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値を毎年度前年度以上とせざるを得ない理由は、健康危機管理については、非常時に万全の対応を期すため、一人でも多くの職員が担い、研修の実施回数や参加者数が毎年度着実に増加することが望ましいためである。なお、令和5年度実績値は、令和7年3月目途に公表予定であり、令和6年夏に本指標を評価する際は、令和4年度までの目標値と実績値の状況によって評価を行う。 (参考)平成29年度実績：362回・7,079人、平成30年度実績：402回・9,656人									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		平成28年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度				
344回・7,369人	前年度 (402回・9,656人) 以上	前年度 (402回・9,656人) 以上	前年度 (255回・5,397人) 以上	前年度 (226回・4,840人) 以上	前年度以上	前年度以上	○	△				
	402回・9,656人	255回・5,397人	226回・4,840人	207回・6,674人	集計中 (R7年3月公表予定)							

達成目標3について		災害に対する事前の訓練等によるシミュレーションを行い、対応力を強化すること										
測定指標	指標4 厚生労働省職員(地方厚生局職員向け)災害対応研修	指標の選定理由	災害対応を迅速かつ円滑に実施するためには、定期的に研修を開催し、実際に被災地対応を行うことが想定される各地方厚生局災害担当職員の災害対応力強化を図ることが有効と考えられるため、指標として選定。 (出典)：大臣官房厚生科学課による把握									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	毎年必ず研修を行うのが適切であるとの趣旨から、年1回を目標と設定。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度				
—	—	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	○	○				
	—	年1回	年1回	年1回	年1回							

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>第16回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(令和6年8月2日開催)で議論いただいたところ、以下のご意見があり、これを踏まえ、以下に示すような対応を行った。</p> <p>【達成目標1の指標1について】</p> <p>①国の統計調査のデータやレセプト等のデータを活用して、健康危機の兆候を速やかに把握できるようなシステム整備を進めていただきたい。</p> <p>⇒ 状況を把握する上で、データを把握することは非常に重要である。一方でどういったデータをどのように活用していくかすぐに結論を出すことは難しいため、今後、どういったデータが何に活用できるか検討していきたい。</p> <p>②どこまで公表するかどうか難しいところであるが、ある程度健康危機の端緒となり得る案件について議論していることが国民目線で見えるようにしても良いのではないか。</p> <p>⇒ 健康危機の端緒となり得る案件を健康危機管理調整会議にて扱っているところであるが、主な議題については厚生科学審議会健康危機管理部会にて報告をしているところ。今後も効果的な公表になるよう、引き続き検討していきたい。</p> <p>③病床のひっ迫等に対しては危機管理体制はどうなっているのか。病床がひっ迫した状況の都道府県に対して、病床の融通については都道府県間の協定任せになっているのか。</p> <p>⇒ 健康危機管理調整会議については、健康危機の端緒となり得る案件についての情報交換を行うとともに、部局横断的な課題について迅速かつ適切な対応を行うための円滑な調整を行う会議である。病床の逼迫をはじめ、担当する健康危機管理担当部局が明確な個別の事案の場合においては、当該部局において、適宜、必要な審議会の場を通じて対応策の検討を行い、適時適切な対応の決定や必要な見直しを行っているものと承知している。</p> <p>④テーマの数が多いことが目指すべき方向性かは疑問。初動対応に対して即応したというような目的に迫った指標にできないか。</p> <p>⇒ ご指摘の通り情報共有された事案が多ければいいというものではないことから、何が効果的な指標かについて引き続き検討していきたい。</p> <p>【達成目標2の指標2、3について】</p> <p>⑤指標2と3は両方とも研修に関する指標になっているが、延べ人数で指標として計測するだけでなく地域ごとに把握すると、自治体ごとにどのようなばらつきがあるか等を把握できるのではないかと。延べ人数による指標は、国全体としては確かに伸びていることが確認できるかもしれないが、自治体ごとのばらつきがあることも踏まえた目標値を検討することも考えられるのではないかと。</p> <p>⇒ 自治体によって取組にばらつきがあることは承知しているが、災害の発生頻度等や自治体そのものの予算規模、職員数等も大きく異なることから国が自治体ごとに目標値を設けることは難しいと考えている。より適切な指標としてどのようなものが考えられるのかについては、引き続き検討してまいりたい。</p>

総合判定	<p>目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】</p> <p>(判定結果) A【目標達成】</p> <p>(判定理由)</p> <p>【達成目標1 緊急事態に迅速かつ適切に対応できる体制を整備するため、健康危機の兆候を速やかに察知すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については令和5年度は目標値を大幅に上回っている(25件→54件)ため、目標を達成していると判断した。目標値を大幅に上回った要因として、令和4年度は新型コロナウイルス等重複した議題を取り上げることが多く、令和5年度は感染症や食中毒等様々な議題を取り上げたことがあげられる。 <p>【達成目標2 地域における健康危機管理体制の確保を図ること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標2の国が実施した研修の参加者数については、目標値であった300人を達成した。 指標3の保健所が実施した研修について、令和5年度の実績は現在集計中であるが、令和4年度までの実績からは研修の実施回数は減少している一方で、参加者数は令和4年度に上昇していることから概ね目標値を達成していると判断した。 <p>【達成目標3 災害に対する事前の訓練等によるシミュレーションを行い、対応力を強化すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標4については、各地方厚生局災害担当職員向けの研修を行ったため、目標を達成できている。 <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1、2の指標の達成度が「◎」、指標3が「△」、指標4が「○」であることから、測定結果は③【相当程度進展あり】に区分されるが、「△」となった指標3については、参加者数は達成したものの実施回数が未達(達成率92%)で、かつその要因は外部要因(感染症の影響)によるものであることから、総合的に判断し、判定結果についてはA【目標達成】とした。
	<p>(有効性の評価)</p> <p>【達成目標1 緊急事態に迅速かつ適切に対応できる体制を整備するため、健康危機の兆候を速やかに察知すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、目標を大きく上回っている。また、緊急事態が発生した際には、臨時会議を開催し、緊急を要する案件に対し、迅速かつ適切な対応をとっている。健康危機管理担当部局間の情報共有・連携強化を図り健康危機管理体制が整備されていると評価できる。 <p>【達成目標2 地域における健康危機管理体制の確保を図ること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標2については、令和5年度に設定した測定指標であるが、国で充実した研修となるよう作業部会を開催し内容を検討するとともに、自治体宛て研修案内を通知している。研修には、現にマネジメントにあたる職員の者の他、将来マネジメントにあたる候補者も参加したことから、令和5年度の実績値は479人で目標値(300人)を大きく上回り、当該取組が健康危機管理体制の強化につながっていると評価できる。 指標3については、国で平時から健康危機に備えるため、保健所設置自治体で策定する予防計画で健康危機対応に関する研修の開催件数の数値目標を設定するよう自治体宛て通知している。令和2年～令和3年度までは、感染症等の影響により参加者が減少傾向にあったが、令和4年度に増加し概ね目標人数を達成していることから、研修の実施は健康危機管理体制の強化につながっていると評価できる。 <p>【達成目標3 災害に対する事前の訓練等によるシミュレーションを行い、対応力を強化すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標4について、目標値を達成していることから担当職員の災害対応力強化を図ることできていると評価できる。

評価結果と今後の方向性	施策の分析	<p>(効率性の評価)</p> <p>【達成目標1 緊急事態に迅速かつ適切に対応できる体制を整備するため、健康危機の兆候を速やかに察知すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、令和5年度に健康危機管理調整会議において取り上げた健康危機情報に関する議題は54件であるが、これらの議題について、年間24回(23回の定例会議及び1回の臨時会議)の会議開催で対応できている。これは、個別事案毎に会議を開催する方法に比べて調整に係るコストや人員を抑え、健康危機情報に効率的に対処できたと考えられる。 <p>【達成目標2 地域における健康危機管理体制の確保を図ること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標2については、近年、予算額はほぼ一定であるところ、令和5年度は目標値を大幅に上回っていることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 指標3については、令和2年度以降予算額は増加しているが、執行率は安定しており、令和4年度は研修の開催回数に対して参加者の割合が増加していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 <p>【達成目標3 災害に対する事前の訓練等によるシミュレーションを行い、対応力を強化すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標4については、予算額が変わっていない中、目標値を達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。
	次期目標等への反映の方向性	<p>(現状分析)</p> <p>【達成目標1 緊急事態に迅速かつ適切に対応できる体制を整備するため、健康危機の兆候を速やかに察知すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、健康危機管理調整会議の定期開催により平常時から健康危機情報の共有がなされ、また、緊急事態が発生した際には、臨時会議を開催し、緊急を要する案件に対し、迅速かつ適切な対応をとっており、健康危機管理体制が着実に整備されている。 <p>【達成目標2 地域における健康危機管理体制の確保を図ること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標2については、令和5年度の実績値は479人であり目標値に達成しているが、引き続き研修内容の充実や教材の更新等により、まずは令和5年度と同様の研修参加者数を維持できるように施策を進めていく必要がある。 指標3については、平成28年度のベースライン値から比較すると、令和2年度以降は感染症対応等もあり開催回数は減少しているものの、令和4年度に参加者数は増加に転じたところであり、引き続き、目標達成に向け取組を進めていく必要がある。 <p>【達成目標3 災害に対する事前の訓練等によるシミュレーションを行い、対応力を強化すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標4については、毎年度、担当職員向けの研修を実施し、災害対応力強化を図っているところ、今後も、激甚化・頻発化する災害に迅速かつ円滑に対応するため、引き続き着実に取組を実施する必要がある。
		<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p>【達成目標1 緊急事態に迅速かつ適切に対応できる体制を整備するため、健康危機の兆候を速やかに察知すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、順調に推移していることから、引き続き定期的(緊急時は臨時)に健康危機管理調整会議の開催を実施していくことが必要と考える。また、情報収集から対応までのスピード等、危機管理体制の整備に関する指標を設けられないか検討していく。 <p>【達成目標2 地域における健康危機管理体制の確保を図ること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標2については、令和5年度の実績値は479人であり目標値に達成しているが、引き続き研修内容の充実や教材の更新等に取り組むことにより、研修参加者の増加に向けた施策を進めていく。なお、昨年度の実績を踏まえて、今後更に目標値の引き上げも検討する。 指標3については、平成28年度のベースライン値から比較すると、令和2年度以降は感染症対応等もあり開催回数は減少しているものの、令和4年度に参加者数は増加に転じたところであり、引き続き、目標達成に向け着実に取組を進めていく。 <p>【達成目標3 災害に対する事前の訓練等によるシミュレーションを行い、対応力を強化すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標4については、順調に推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働所健康危機管理基本指針(右記から検索可能:https://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/kenkou/sisin/index.html) 令和5年行政事業レビューシート「健康危機管理体制の整備」(https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2023/2022_1-12-1.html)
----------	--

担当部局名	大臣官房	作成責任者名	厚生科学課 災害等危機管理対策室長 水野 嘉郎	政策評価実施時期	令和6年8月
-------	------	--------	----------------------------	----------	--------

実績評価書

(厚生労働省5(Ⅲ-5-1))

施策目標名	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること(施策目標Ⅲ-5-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標5:労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること						
施策の概要	労働保険の適正な適用と労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)に基づき、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用)を把握し、労働保険の未手続事業場に対する適用促進を実施するとともに、労働保険料等の適正徴収を図る。						
施策を取り巻く現状	1. 労働保険の適用徴収制度の概要 ・原則として労働者を一人でも使用する全ての事業に適用される(個人事業主を含む)。 ・原則年1回、当該年度の保険料額を事業主が自ら申告・納付。1年間に労働者に支払った賃金の総額に保険料率を乗じて保険料額を算出。 ・中小零細事業主の事務負担を軽減するため、厚生労働大臣の認可により、事業協同組合、商工会等の事業主団体が労働保険事務組合として、事業主の委託を受けて、保険料の納付等の事務処理を行うことができる。 2. 適用促進(全ての適用事業に労働保険の成立手続をとらせること) ・行政機関間の連携等により、未手続事業を把握。未手続事業に対しては、労働保険の成立手続を行うよう勧奨(外部委託も活用)。 ・令和5年度末時点の適用事業数は約344万事業。 ・労働保険制度の不知や理解不足等により、新規開業事業などで自主的に成立手続を行っていない事業が全国的に存在するものと想定される。 3. 適正徴収(適用事業に係る保険料その他の徴収金を過不足なく徴収すること) ・納付期限までに保険料納付が行われない場合 未申告事業、保険料の過少申告など申告内容に疑義がある事業を調査し、職権により保険料額を決定 期限までに納付されない場合督促状を送付し納入督促を実施 督促に応じない場合、滞納処分(差押等)を実施 ・令和5年度は4兆624億円を収納、収納率は99.1%となっている。平成20年度以降の収納率の経年推移は、高水準を保ちながら順調に改善している。						
施策実現のための課題	労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の保険料は、労働者に対する迅速な保険給付を確実に実施するための財源であり、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から、労働保険の適用促進や適正徴収を確実に行う必要がある。						
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1 (課題)	労働保険適用促進		労働保険制度の健全な運営及びそれに伴う労働者の福祉の向上等の観点から重要であるため、労働保険の未手続を解消する必要がある。			
	目標2 (課題)	労働保険料の適正徴収		費用負担の公平性の確保及びそれに伴う労働者の福祉の向上等の観点から重要であるため、労働保険料の未納を解消する必要がある。			
施策の予算額・執行額等	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		当初予算(a)	25,285,659	25,289,953	22,890,029	23,603,992	25,943,695
		補正予算(b)	274,571	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	25,560,230	25,289,953	22,890,029	23,603,992	25,943,695
		執行額(千円、d)	23,130,061	23,100,976	20,955,519	21,950,233	23,130,061
執行率(%、d/(a+b+c))	90.5%	91.3%	91.5%	93.0%	90.0%		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)			
	-		-	-			

達成目標1について		労働保険適用促進								
測定指標	指標1 未手続事業対策により労働保険に加入した事業数(アウトプット)	指標の選定理由	労働保険の適用促進を図るため、民間団体と連携した取組を行ってきたが、依然として相当数の未手続事業が残されている。関係行政機関と連携し、未手続事業対策に取り組む必要があるため、当該指標を選定した。 実績値の出典:労働保険徴収課調べ							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	当該指標は、労働保険適用徴収業務に係る恒常的な取組により目標達成を目指すものであり、毎年度その成果をあげていく必要があるため、この目標値を選定した。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		-	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	△
-	前年度(44,622件)以上	前年度(42,834件)以上	前年度(48,594件)以上	前年度(42,759件)以上	前年度(39,040件)以上	前年度以上				
	42,834件	48,594件	42,759件	39,040件	36,222件					

達成目標2について		労働保険料の適正徴収								
測定指標	指標2 労働保険料収納率 (アウトカム)	指標の選定理由	<p>事業主の労働保険料の未納については、労働者のセーフティネットの確保の観点や、費用負担の公平の観点から解消する必要があるため、この指標を選定した。</p> <p><実績値の算出式・実数> 収納済歳入額÷徴収決定済額×100</p> <p>令和元年度: 2,526,390,770,049÷2,554,459,856,645×100 令和2年度: 2,564,880,143,907÷2,616,726,878,471×100 令和3年度: 2,608,092,002,204÷2,635,235,977,960×100 令和4年度: 3,133,613,481,451÷3,161,329,705,958×100 令和5年度: 4,062,425,907,442÷4,099,907,329,083×100</p> <p>実績値の出典: 労働保険徴収課調べ</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>当該指標は、労働保険適用徴収業務に係る恒常的な取組により目標達成を目指すものである。事業の経営状況や経済状況からどうしても収納に至らない場合があるものの、毎年度その成果をあげていく必要があるため、直近の状況下においてやむをえず収納に至らなかった結果である前年度の収納率を基準として、この目標値を選定した。</p>							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度		
—	前年度 (98.9%)以上	前年度 (98.9%)以上	前年度 (98.0%)以上	前年度 (99.0%)以上	前年度 (99.1%)以上	前年度以上	○	○		
	98.9%	98.0%	99.0%	99.1%	99.1%					

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>第16回政策評価に関する有識者会議労働ワーキンググループ(令和6年8月21日開催)で議論いただいたところ、以下のご意見があり、これを踏まえ、以下に示すような対応を行った。</p>
	<p>【達成目標1の指標1について】</p> <p>①測定指標1については3年連続で目標未達だが、未手続事業対策はどこなすべきなのかというところがあるかと思っており、委託が適切なのか、それとも以前のように労働基準監督署で実施すべきなのか、また、その連携等をどのように考えているか。</p> <p>⇒未手続事業対策においては、全国に散在している未手続事業場を訪問して加入勧奨を実施する必要があり、マンパワーの確保の観点からも、地域の事情に精通する民間団体に委託して実施することが適当な側面もあると考えている。 本業務の実施に当たっては、労働局において、委託先の民間団体との連携の場を設け、随時、情報交換を行っているところである。その中で、民間団体において対応困難な事業場がある場合は、労働局に対応を移管することとしている。</p> <p>②「未手続事業場名簿の精度向上を図る」とは、具体的にどのようなことを予定しているか。</p> <p>⇒名簿の精度向上に向け、各リストに掲載された事業場に対し、労働者の有無等を確認する事前アンケート調査を実施していくこととしている。さらに、今後は、各リストを適用徴収システム以外の他システムで保有する事業場データと突合できないか等についても検討していくことを予定している。</p> <p>③未手続事業名簿の管理・情報の突き合わせは、非常にマンパワーを要する大変な作業と考える。今後、一つの方向性として、例えば、名簿のファイルを同じクラウドに共有し、委託先や自治体等の関係機関のどこかが更新すればリアルタイムで更新可能というような取組が実現できれば、更新の反映タイミングは飛躍的に早くなり、かつ、突き合わせの調整コストが激減すると思われる。もちろん、守秘義務の問題や機密性の保持等がネックになると思われるが、可能であれば検討いただきたい。</p> <p>⇒現状、名簿の作成過程において手作業で行っている部分があり、この部分のシステム化を検討している。 情報のリアルタイムな共有及び更新についても、引き続き取り組んでまいりたい。</p> <p>④未手続事業対策は、事業の開廃の数や新規事業の成立の全般的な傾向にも影響を受けるのではないかと。全般的な事業の開廃の傾向と、測定指標1の実績値との相関関係などについて、何か把握していることがあるか。</p> <p>⇒全般的な事業の開廃等の傾向と、測定指標1の実績値との相関関係などについては把握困難である。</p> <p>⑤未手続事業の把握は正確には難しいということは前提にしつつ、実際にどの程度未手続の所がありそうで、その中で動き掛けるにしても、「1年ごとにできては消えているような所」と、「比較的継続しているのに払っていない所」の何か一定のイメージができると、これに基づき一定の戦略をとることができるのではないかと。</p> <p>⇒現状、例えば、労働局と委託先の民間団体との間で、重点的に働きかけを行う業種を選定して取り組む等しているところであり、こうした取り組みを引き続き実施してまいりたい。</p> <p>⑥(指標1の説明の中で、委託した民間団体が事業主に接触し確認したところ、名簿の精度の問題から、実際には労働保険に加入する必要のない事業場が多かったとの説明であったが、)例えば本来ならば雇用契約を結ぶべきところ偽装請負をしているケース等、どんなに働き掛けても継続的に応じないなど、悪質なケースは実際にはどのぐらいあるのか。</p> <p>⇒民間団体に委託する業務の内容は、未手続事業と考えられる事業主に接触して労働者の有無等や労働保険への加入の必要性を確認し、加入の必要性がある場合は加入勧奨を行うことであり、ご質問のようなケースまで把握することはできない。</p>

【達成目標2の指標2について】

⑦全ての適用事業に対してしっかりと労働保険成立手続をとらせて、それに対して適正に徴収するという法の原則に立って考えると、目標値は、やはり100%で設定すべき。今は目標値が「毎年度 前年度以上」だが、前年度の数値が下がれば目標値も下げるのかというのは、そもそも全ての適用事業者に、との原則からすると違和感がどうしても拭えない。

目標は達成するのがもちろん望ましいが、達成することを1番それを目的にするべきではない。やはりここは100%で設定するというのをもう一度検討いただきたい。

また、徴収すべきところを対象に率を考えるなど母数の設定の仕方(例えば母数から夜逃げや年度をまたぐ場合を除外した率でも出すなど)についても、ぜひ検討いただきたい。

⇒ 事業の経営状況や経済状況等から労働保険料の納付ができない場合、納付の猶予等の制度を利用することが可能であり、また、実態として納付誓約をした上で長期にわたり分割納付を行うケースも一定数存在する。このような場合、本来納付すべき年度と実際に収納された年度にずれが生じることとなる。

さらに、事業主が行方不明(夜逃げ)となり連絡がつかなくなる場合には最終的に収納自体がまったくできなくなるケースも一定数存在する。これらを踏まえると、労働保険料収納率を100%とすることは事実上困難と考えられるため、目標値を「毎年度 前年度以上」と設定している。

労働局においては、上記の納付の猶予制度を利用する事業主や納付誓約を行って分割納付を行う事業主を含め、すべての事業主の状況を見ながら保険料の徴収に継続的に取り組んでいる。こうしたことから、収納率の計算においては、徴収の対象となる事業主を広く母数とすることが妥当であると考えている。労働保険料の収納に係る施策の指標を定めるに当たり、他のより良い方法があるかどうかは、今後の検討課題としたい。

⑧起こしたばかりの事業であれば、とりあえずやってみよう、次は前年度以上、との目標でも良いが、本制度は制度として安定している状態であるため、国民との関係で効率性や公平性等を考えてこの程度は徴収している、説明がつくというパーセンテージ(絶対数値)があるほうが良い。ある年はそれを上回り、ある年は下回るかもしれないが、「大まかにはこういう基準です」みたいなものが、国民との関係でも説明基準になるのではないか。

⇒現在の指標は、各年度において、労働保険料の収納率向上に向けた諸施策を実施した結果、どのような成果が上がったかを示すものであり、政策の効果や効率性についての国民への説明基準としても妥当なものと考えている。

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】</p> <p>(判定結果) B【達成に向けて進展あり】</p> <p>(判定理由)</p> <p>【達成目標1:労働保険適用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1の未手続事業対策により労働保険に加入した事業場数については、令和5年度は目標値である前年度(39,040件)以上には達していないが、目標達成率92.8%となった。 <p>【達成目標2:労働保険料の適正徴収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標2の労働保険料収納率については、令和5年度は前年度(99.1%)以上であり目標値を達成した。 <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> 以上より、指標1は「△」、指標2は「○」であることから、判定結果は③に区分されるものとしてBとした。
<p>総合判定</p>	<p>(有効性の評価)</p> <p>【達成目標1:労働保険適用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1の労働保険未手続事業一掃業務(委託事業)については、令和5年度は目標値の92.8%まで達成したが、令和3年度以降、目標未達の状況が続いている。 これは手続勧奨活動を行った結果、労働保険に加入する必要のない非該当事業が多かったため、労働保険に加入すべき事業場に対して適用促進を適切に実施することができなかったことが大きな要因である。具体的には、未手続事業名簿に登載の事業場に訪問するも、実際には休業・倒産状態にあるところが多かったこと、委託先への名簿提供が年度途中となったこと等から効果的に活動することができなかったことが考えられる。 今後は効果的に活動できるように未手続事業場名簿の精度向上を図るとともに委託先に対して名簿を早期に提供し、適正な業務遂行により目標を達成できるよう努める。 <p>【達成目標2:労働保険料の適正徴収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標2(労働保険料収納率)については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による特例猶予制度の利用により一旦低下したものの、これを除くと、平成20年度以降、高水準を保ちながら着実に向上していることから、労働保険等の適正徴収業務の実施は有効に機能していると評価できる。なお、10年前と比べ収納率は約1%アップしているところ、特に、口座振替納付、電子申請・納付の促進といった取組が収納率向上に寄与したものと考えられる。 <p>(効率性の評価)</p> <p>【達成目標1:労働保険適用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1の労働保険未手続事業一掃業務(委託事業)については、近年の予算額はほぼ一定のところ、手続勧奨活動を行った結果、非該当事業が多かったことから、より効果的な勧奨を行うため、委託先に提供する未手続事業名簿の精度向上や名簿の早期提供の取組を行う必要がある。一方で、目標値の達成度合(92.8%)が向上しているところであり、効率性が損なわれたものではないと評価している。 <p>【達成目標2:労働保険料の適正徴収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標2については、毎年度、事業内容を精査し、必要に応じて収納方法の見直しを行っており、効率的に事業が実施されていると評価できる。 <p>(現状分析)</p> <p>【達成目標1:労働保険適用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、今後は未手続事業名簿の精度向上や名簿の早期提供等により、効果的かつ効率的な手続勧奨等に取り組むこと等により、目標達成に向けて施策を進めていくことが必要である。 <p>【達成目標2:労働保険料の適正徴収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標2については、順調に改善しており、前年度以上の収納率という目標に向け取組みが着実に進展している。
<p>評価結果と今後の方向性</p>	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p>【達成目標1:労働保険適用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、労働保険の加入対象となる事業の多くが毎年成立・廃止を繰り返すという労働保険の特性により、今後も加入対象事業場が発生することから、引き続き、目標数値を前年度以上として、取組を進めていく。具体的には「未手続事業対策により労働保険に加入した事業場数」を前年度実績より増やしていくために、未手続事業名簿の精度向上と受託業者への早期提供により、年度当初から加入勧奨活動に着手することなど、より効果的かつ効率的な手続勧奨の取組を実施していく。 <p>【達成目標2:労働保険料の適正徴収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標2については、費用負担の公平の観点から、労働保険料の適正な徴収をすることが重要であるため、今後とも更なる数値向上を目指し、目標達成に向けて着実に取り組んでいく。
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p>【達成目標1:労働保険適用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、労働保険の加入対象となる事業の多くが毎年成立・廃止を繰り返すという労働保険の特性により、今後も加入対象事業場が発生することから、引き続き、目標数値を前年度以上として、取組を進めていく。具体的には「未手続事業対策により労働保険に加入した事業場数」を前年度実績より増やしていくために、未手続事業名簿の精度向上と受託業者への早期提供により、年度当初から加入勧奨活動に着手することなど、より効果的かつ効率的な手続勧奨の取組を実施していく。 <p>【達成目標2:労働保険料の適正徴収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標2については、費用負担の公平の観点から、労働保険料の適正な徴収をすることが重要であるため、今後とも更なる数値向上を目指し、目標達成に向けて着実に取り組んでいく。

参考・関連資料等	・労働保険の適用徴収状況 URL: https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/roudouhoken.html ・関連事業の行政事業レビューシート URL: https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2023/2022_3-5-1.html
----------	---

担当部局名	労働基準局	作成責任者名	労働保険徴収課長 宿里 明弘	政策評価実施時期	令和6年8月
-------	-------	--------	-------------------	----------	--------

実績評価書

(厚生労働省5(IV-2-1))

<p>施策目標名</p>	<p>非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の雇用の安定及び待遇の改善を図ること(施策目標IV-2-1) 基本目標IV:女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標2:非正規雇用労働者(短時間労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の雇用の安定及び待遇の改善を図ること</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>【正社員転換の推進】 ・正社員として働くことを希望される非正規雇用労働者の正社員転換を推進するため、正社員への転換などを行う事業主に対するキャリアアップ助成金により支援を行っている。 ・短時間正社員制度、勤務地限定正社員制度、職種・職務限定正社員制度といった多様な正社員の導入拡大を図るため、「多様な正社員」制度にかかる好事例の周知や、社会保険労務士などによる導入支援を行っている。</p> <hr/> <p>【同一労働同一賃金の実現】 ・どのような雇用形態を選択しても納得して働き続けられるようにすることにより、人々が自分のライフスタイルに合わせた多様な働き方を自由に選択できるようにすることが重要である。「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)により、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(平成5年法律第76号。以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。)及び「労働者派遣事業の適切な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)について、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向け、①不合理な待遇差を解消するための規定の整備、②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、③行政による法の履行確保措置及び裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備等を内容とする改正が行われ、令和2年4月1日(パートタイム・有期雇用労働法の中小企業の施行は令和3年4月1日)から施行されている。</p> <p>・これにあわせて、正社員と非正規雇用労働者との間で待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、原則となる考え方及び具体例を、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇差の禁止に関する指針」(平成30年厚生労働省告示第430号。いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」。)において示している。</p> <p>・改正後の法令や同一労働同一賃金ガイドラインに基づき、施行の徹底のための指導等を行っているほか、事業主が法に基づく対応を実施するための取組手順書や待遇差の点検・検討マニュアル等を作成し、法の周知を行うとともに自主的な取組を支援している。 ・加えて、企業における非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するため、平成30年度より全都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、労務管理等の専門家による個別相談支援等を実施している。 ・さらに、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)による構造的な賃上げを目指すための取組の一つとして、同年12月以降、都道府県労働局において、新たに労働基準監督署と連携して同一労働同一賃金の遵守の徹底の取組を行っている。</p> <hr/> <p><用語の定義> (短時間労働者) 1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者(パートタイム・有期雇用労働法における定義) (有期雇用労働者(有期契約労働者)) 事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者(パートタイム・有期雇用労働法における定義) (派遣労働者) 事業主が雇用する労働者であって、労働者派遣の対象となるものをいう。(労働者派遣法における定義)</p>					
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>1. 非正規雇用労働者の概況(2023年) ・役員を除く雇用者(5,730万人)に占める非正規雇用労働者(2,124万人)の割合は37.1%となっている。 ・非正規雇用労働者数は2010年以降増加が続き、2020年、2021年は減少したが、2022年以降増加。 ・非正規雇用労働者数について、年齢階級別に見ると、65歳以上で顕著に増加している。45歳未満で見ると、ほぼ横ばいで推移している。</p> <hr/> <p>2. 非正規雇用労働者の内訳(2023年) ・非正規雇用労働者のうち、パートは1,030万人(48.5%)、アルバイトは459万人(21.6%)、派遣社員は156万人(7.3%)。 ・不本意非正規雇用労働者の割合は、非正規雇用労働者全体の9.6%であり減少傾向。 ・一方で、「自分の都合のよい時間に働きたいから」「家計の補助・学費等を得たいから」等の理由で非正規雇用を選択する者も77.4%存在。 ・また、今後の働き方について、正社員になりたいと回答したパートタイム・有期雇用労働者のうち、正社員になった場合に「多様な正社員」制度を希望したいと回答した割合は68.2%(2021年)存在。</p> <hr/> <p>3. 非正規雇用労働者の待遇等の現状 ・一般労働者(フルタイム)における、「正社員・正職員」に対する「正社員・正職員以外の者」の賃金の割合は67.4%(2023年)。 ・正社員との比較で見ると、「計画的な教育訓練(OJT)」、「入職時のガイダンス(Off-JT)」は正社員と比べて7割程度の実施となっているが、「将来のキャリアアップのための教育訓練(Off-JT)」は4割を下回っている(2021年)。 ・手当等、各種制度の適用状況について、正社員との比較で見ると、「通勤手当」の実施率が約8割と高くなっており、「慶弔休暇」が約6~8割、「賞与」が約4~6割となっている(2021年)。 ・同一労働同一賃金など、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保の実現に向けて、「取り組んでいる又は取り組んだ」事業所の割合は63%、「待遇の見直しは必要ないと判断した」は21%、「異なる雇用形態が存在しない」は6%。「取り組んでいる又は取り組んだ」事業所の取組内容は、「基本給」が51%、「諸手当」が55%、「福利厚生」が55%であった(2023年)。</p>					
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>非正規雇用の実態は様々であり、自分の都合のよい時間に働きたい等の理由で非正規雇用を選んでいる者が77.4%(2023年)を占めている。一方、正規雇用と比べ、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が少ないといった状況もあり、正規雇用を希望しながらそれがかなわず、非正規雇用で働く者(不本意非正規雇用労働者)も9.6%(2023年)存在するため、正規雇用化を促進していくことが課題となっている。</p>				
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="401 2457 527 2614"> <p>目標1 (課題1)</p> </td> <td data-bbox="527 2457 1234 2614"> <p>正社員として働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換を図ること</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="401 2614 527 2852"> <p>目標2 (課題2)</p> </td> <td data-bbox="527 2614 1234 2852"> <p>非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保を実現する</p> </td> </tr> </table>	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>正社員として働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換を図ること</p>	<p>目標2 (課題2)</p>	<p>非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保を実現する</p>	<p>達成目標の設定理由</p> <p>不本意非正規雇用労働者が依然として相当数存在している中、労働者が希望する働き方を実現することで、働く方の雇用の安定や処遇の改善、意欲向上や生産性向上につながると考えられるため。また、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少が見込まれる中、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換を強力に推し進めていくことが重要であるため。</p> <p>パートタイム・有期雇用労働法等に基づき、事業主への相談・支援や行政指導等を実施することにより、非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇を確保し、雇用形態に関わらない公正な待遇を実現する必要があるため。</p>
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>正社員として働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換を図ること</p>					
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保を実現する</p>					

施策の予算額・執行額等	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	135,819,546	84,271,049	91,442,959	89,794,648	116,990,788
		補正予算(b)	0	25,057,537	0	100,040	0
		繰越し等(c)	-62,707,800	-3,444,163	-16,316,068	270,000	
		合計(a+b+c)	73,111,746	105,884,423	75,126,891	90,164,688	
	執行額(千円、d)		70,063,931	72,585,136	66,750,036	60,552,156	
執行率(%、d/(a+b+c))		96%	69%	89%	67%		

施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	第213回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明	令和6年3月8日	多様な正社員を含め、正社員への転換等の取組を進めるとともに、非正規雇用労働者の処遇改善を図るため、同一労働同一賃金の更なる遵守徹底を図ります。

達成目標1について		正社員として働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換を図ること								
測定指標	指標1 不本意非正規雇用労働者の割合(アウトカム)	指標の選定理由	不本意非正規雇用労働者については、足下では減少傾向にあるものの依然として一定数存在しており、それを減少させることは喫緊に取り組むべき重要な課題のため、測定指標に選定した。 (参考1)平成29年平均実績14.3%、平成30年平均実績12.8% (参考2)令和5年実績値9.6%は分母:当該質問の回答者総数、分子:現職の雇用形態(非正規雇用)についての主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した人数から算出したもの。 (出典):総務省「労働力調査(詳細集計)」							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	成長戦略フォローアップ工程表(令和3年6月18日)のKPIとして設定されている目標水準(2022年までに10%以下)に基づき設定した							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		平成26年平均	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度		
18%	-	10%以下	10%以下	10%以下	10%以下	10%以下	○	○		
	11.6%	11.5%	10.7%	10.3%	9.6%					
測定指標	指標2 25~34歳の不本意非正規雇用労働者の割合(アウトカム)	指標の選定理由	不本意非正規雇用労働者の割合は年齢により異なるが、特に若者(25~34歳)の不本意非正規雇用労働者の割合は全体よりも高く、それを減少させることは喫緊に取り組むべき重要な課題のため、測定指標に選定した。 (参考1)平成29年平均実績22.4%、平成30年平均実績19.0% (参考2)令和5年実績値13.1%は分母:当該質問の回答者総数、分子:現職の雇用形態(非正規雇用)についての主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した人数から算出したもの。 (出典):総務省「労働力調査(詳細集計)」							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	不本意非正規雇用労働者の割合を着実に低下させることが重要なため、まずは前年以下と設定した。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		令和4年平均	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年		
15.6%	-	-	-	-	前年以下	前年以下		○		
	17.7%	16.8%	15.6%	15.6%	13.1%					
測定指標	指標3 キャリアアップ助成金における非正規雇用労働者から正規雇用労働者等に転換した労働者の数(アウトカム)	指標の選定理由	キャリアアップ助成金の正社員化コースは、有期雇用労働者等の正規雇用労働者への転換等を促す主要な支援措置であるため、正規雇用労働者等へ転換した労働者の数を目標値とした。 (参考)平成29年度実績109,342人、平成30年度実績135,441人 (出典):雇用環境・均等局有期・短時間労働課調べ							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	行政事業レビューの目標として設定されている目標水準(※)に基づき設定した。 (※)令和5年度 105,000人							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		平成28年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度		
67,210人	136,000人	112,000人	101,000人	109,000人	105,000人	105,000人		△		
	111,895人	100,203人	108,876人	105,704人	88,935人					
測定指標	指標4 キャリアアップ助成金により正社員転換した就職氷河期世代の労働者の数(アウトカム)	指標の選定理由	「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年度6月21日閣議決定)において「就職氷河期世代支援プログラム」を取りまとめ、令和2年度からの3年間の集中的な取組み(第1ステージ)が行われるとともに、令和5年度からの2年間で第2ステージと位置づけ引き続き取組みを実施しており、キャリアアップ助成金の正社員化コースは、この取組みの重要な政策ツールの1つとなっていることから、正社員転換した就職氷河期世代の労働者の数を目標値とした。 (出典):雇用環境・均等局有期・短時間労働課調べ							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	行政事業レビューの目標として設定されている上記目標水準(全年齢)(※)や前年度実績に基づき設定した。 (※)令和5年度 105,000人(キャリアアップ助成金における非正規雇用労働者から正規雇用労働者等に転換した労働者の数)							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度		
34,807人	-	-	35,000人	35,000人	30,000人	30,000人		×		
	-	34,807人	35,472人	30,862人	23,526人					

指標5 キャリアアップ計画の認定数 (アウトプット) ※令和4年度まで	指標の選定理由	キャリアアップ助成金の目的は、非正規雇用労働者について企業内におけるキャリアアップを促進することであり、事業所において「キャリアアップ計画(事業所における3~5年の取組計画)」を適切に作成することが、キャリアアップに向けた取組の基礎になることから、その認定件数を目標値とした。 (参考)平成29年度実績50,936件、平成30年度実績40,730件 (出典):雇用環境・均等局有期・短時間労働課調べ							
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和5年度からリリースした雇用関係助成金ポータルによる電子申請の開始に合わせ、キャリアアップ計画認定数の計上方法を変更(計画提出が電子か紙かにより計上方法が異なる)したことにより、実績値の経年比較が困難となったことから、本指標は令和4年度までの指標とし令和5年度目標値は設けていない。							
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値							
	平成28年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度		
	46,597件	40,730件	40,905件	40,680件	45,420件	-	-		-
	40,905件	40,680件	45,420件	37,965件	-				

達成目標2について 非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保を実現する

測定指標	指標6 パートタイム・有期雇用労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の結果、是正された割合(年度内) (アウトカム)	指標の選定理由	パートタイム・有期雇用労働法の履行確保の徹底のため、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)が報告徴収を行い、法違反があれば事業主に助言・指導等を行い、是正がされることにより、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善が図られることから指標として設定した。 (参考)直近の実績値(R5年度)は、「分子:是正された件数(19,850件)」を「分母:パートタイム・有期雇用労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の件数(20,515件)」で除して算出している。 (出典):雇用環境・均等局有期・短時間労働課調べ ※令和2年度は大企業のみ施行、中小企業は令和3年度から適用。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和5年度は、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)での新たな取組成果を受け、パートタイム・有期雇用労働法8条違反についての助言・指導件数の増加が見込まれ、企業側の是正が長期化する事案が増える可能性があるため、目標値は前年同とする。 なお、令和4年度の実績が100%を超えている理由は、助言・指導を行ったのは令和3年度以前であるが、是正が年度をまたいで令和4年度となったものを含んでいるため。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		-	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度		
		-		-	-	-	90%以上	90%以上	○	○
			99.3%	99.6%	101.0%	96.8%				
	指標7 パートタイム・有期雇用労働法に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した報告徴收件数(年度内) (アウトプット)	指標の選定理由	パートタイム・有期雇用労働法の履行確保の徹底のため、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)が報告徴収を行い、法違反があれば事業主に助言・指導等を行い、是正がされることにより、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善が図られることから、指標として選定した。目標値については、年度単位で計画的に実施していることから、年度内の件数を設定した。 (出典):雇用環境・均等局有期・短時間労働課調べ							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和4年度については新型コロナウイルス感染症関連の相談業務を優先したため、支援業務が例年と同じようには行えなかったこともあり、目標達成できなかったが、令和5年度については例年並みに戻ることを想定して令和4年度と同値を目標値として設定した。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		-	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度		
-		-	5,640件	5,640件	7,520件	7,520件	7,520件		◎	
	6,141件	5,516件	6,377件	3,498件	11,173件					
指標8 派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から待遇に関する個別の相談を受けた際に、相談者の抱える問題について、相談を通じて解決に至った割合 (アウトカム)	指標の選定理由	労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護等を推進していくためには、相談対応の質を維持し続けることが重要であること、また、派遣労働者の同一労働同一賃金の履行状況を測定するため、派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から待遇に関する個別の相談を受けた際に、期間を区切った形で、アンケートによる問題解決度を調査し、相談者の抱える問題が相談を通じて解決に至った割合について評価することを指標とした。 令和5年度において、派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等の待遇に関する相談が含まれている相談件数(917件)のうち、①問題解決に至った又は②問題の一部解決に至った件数の合計(914件)を算出した結果、実績99.7%(914件/917件)であった。 (出典):職業安定局・需給調整事業課調べ								
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和4年度の実績を踏まえ、令和5年度から労働者派遣事業全般に関する相談から待遇に関する相談に限定して評価することから、改めて検証を行った上で、90%以上と目標値を設定した。								
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値								
	-	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度			
	-	-	-	(80%以上)	(90%以上)	90%以上	90%以上		○	
	-	-	(99.5%)	(99.7%)	99.7%					

【参考】指標9 「通勤手当」を有期雇用フルタイムに実施した企業割合	実績値				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	-	-	88.2%	-	-
【参考】指標10 正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者を正社員と比較した場合の1時間当たりの基本賃金が、正社員と同じ又は正社員より高い割合	実績値				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	-	-	54.3%	-	-
【参考】指標11 一般労働者(フルタイム)における「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外の者」間の賃金比率	実績値				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	64.7%	66.3%	67.0%	67.5%	67.4%

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>第16回政策評価に関する有識者会議労働ワーキンググループ(令和6年8月21日開催)で議論いただいたところ、以下のご意見があり、これを踏まえ、以下に示すような対応を行った。</p>
	<p>【達成目標1について】</p> <p>①不本意非正規雇用労働者の割合は、45～54歳の男性も非常に高くなっており、そういった、いわゆる就職氷河期世代に対しても、この正社員転換など安定した雇用に結びつけていくアプローチも、引き続き政策として継続していくということによいか。</p> <p>⇒いわゆる就職氷河期世代の方も含め、正社員転換を希望される方に対する支援については、今後も継続して取り組んでまいりたい。</p> <p>②不本意とは何か、本当に不本意なのか、また、社会構造の中でそんなもんだと諦めてしまっているようなところもある。正規化や安定した雇用という形につなげていくという今の取組をぜひ続けていただきたい。</p> <p>⇒「不本意非正規雇用労働者の割合」については、「労働力調査」(総務省)において、非正規雇用を選んだ理由として、「正規の職員・従業員の仕事がないから」という理由を選んだ者の割合を用いている。なお、その他の理由で非正規雇用を選んだ者については、「自分の都合のよい時間に働きたいから(34.7%)」「家計の補助・学費等を得たいから(18.3%)」「家事・育児・介護等と両立しやすいから(11.2%)」といった理由の割合が高くなっている(数値はいずれも2023年)。</p> <p>ご指摘を踏まえ、引き続き希望する非正規雇用労働者の正社員転換を促進してまいりたい。</p> <p>③不本意とは何か、非自発とは何かということも、ちゃんと政策を議論するときに検討するというのも大事だと考える。</p> <p>⇒「不本意非正規雇用労働者の割合」については、「労働力調査」(総務省)において、非正規雇用を選んだ理由として、「正規の職員・従業員の仕事がないから」という理由を選んだ者の割合を用いている。また、非正規雇用労働者の正社員転換支援や処遇改善のための施策については、不本意非正規雇用労働者とそれ以外の労働者を区分していないところであり、「労働力調査」における不本意非正規雇用労働者に該当しない者に対しても、必要な支援に取り組んでまいりたい。その上で、測定指標1(不本意非正規雇用労働者の割合)の在り方については、その達成状況等を踏まえつつ、必要に応じて検討してまいりたい。</p>
	<p>【達成目標1の指標1・2について】</p> <p>④不本意非正規雇用労働者の割合については、今人手不足と言われているところ、そうした大きな労働市場の状況が影響しているところも大きいと思うが、どのように考えているか。</p> <p>⇒人手不足の状況において、企業側の人材確保の観点からの非正規雇用労働者の正社員への転換と、労働者の働き方のニーズの多様化を踏まえた勤務地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員といった多様な正社員制度の整備の両方の動きがあり、これらにより、不本意非正規雇用労働者の減少という結果につながっているのではないかと考えている。</p>
	<p>【達成目標1の指標3について】</p> <p>⑤測定指標3の目標未達の理由として、キャリアアップ助成金における要件見直し(正社員化の定義の厳格化)を挙げているが、それだけが理由なのか。若しくは、不本意非正規雇用労働者の減少により、要は正社員化したいという方の分母が減少していることが、正社員化への転換が難しくなっていることに多少影響しているのか。</p> <p>必ずしも正社員化を欲していない方にとっては、正社員化が唯一の正解ではないため、その点をどう考えて目標設定するか、ということについて今後検討する必要があると考える。</p> <p>⇒「労働力調査」(総務省)によれば、非正規雇用を選択している理由として、「自分の都合のよい時間に働きたいから」等の理由が増加しており、多様な働き方に関するニーズが増加しているものと見られる。また、JILPTの分析報告(労働政策研究報告書No.230「二極化」以後の非正規雇用・労働—公的統計等の公表データ集計・個票データ分析より—)P.127～128)によると、正社員への就職・転職の可能性の高い方の転換が進む一方で、正社員として就職・転職する上で何らかの困難を抱えている方が不本意非正規雇用労働者に多く含まれるようになってきている可能性がある、との指摘がなされていると承知している。</p> <p>このため、時間的制約により正社員として働くことが難しい方が短時間正社員という選択肢を選べるようにするなど、多様な正社員制度の普及に取り組んでいくことにより、今後も正社員への転換を推進してまいりたい。</p> <p>あわせて、引き続き非正規雇用労働者として働くことを希望している方については、達成目標2として掲げている「非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保」に向けて取り組んでまいりたい。</p> <p>⑥測定指標3の目標未達の理由として、キャリアアップ助成金の正社員化コースの要件見直しを挙げているが、事実としてはそうだと思うが、ただ、本見直しは必要性があって行ったものであるため、この理由を目標未達の理由として強調することにはやや違和感がある。</p> <p>また、本要件は変わらないため、来年度においても同様の達成状況となる懸念があるが、その場合、令和5年度の目標値に対し達成率が非常に低い状況が続く可能性があることについて、要件が変わらない中でどのように取り組んでいくのか。引き続きしっかり検証し、目標設定も含めて検討いただきたい。</p> <p>⇒測定指標3の目標未達の理由としては、令和5年度の目標設定において、過去3年分の実績を踏まえて算出したという経緯があり、結果としては当初の想定よりも大きく下回ってしまったもの。</p> <p>キャリアアップ助成金(正社員化コース)については、令和5年度補正予算において、正社員転換を更に推し進める観点で支給額の増額を行っており、更に積極的な活用を促進することにより、今年度の目標を達成できるように取り組んでまいりたい。</p>

【達成目標1の指標3・4について】

⑦キャリアアップ助成金の年齢別の実績を出し始めたのは氷河期対策からだったが、中高年期でもちゃんと正社員化可能だということを示した1つエビデンスであるため、是非引き続き、今の正社員をどう設定するかも併せて、こういった細かい様々な状況をデータとして整備して、公開していくことが一義的に大事だと考える。

⇒キャリアアップ助成金(正社員化コース)については、以前のWGでのご指摘も踏まえて年齢別の実績の把握についても行ったうえで、就職氷河期世代の労働者の転換実績については測定指標4として示しているところ。制度の効果の検証などを行うことができるよう、今後もデータの把握・整備に努めてまいりたい。

⑧キャリアアップ助成金において正社員要件を比較的高いところに置いた見直しは妥当な方向と考えるが、この正社員要件が見直された現在のキャリアアップ助成金の制度の中で、これまでよりハードルの上がった正社員への転換促進に向け、どんなことができるか、ポイントはどのようなどころにあると考えているか。

⇒キャリアアップ助成金(正社員化コース)は、勤務地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員といった多様な正社員への転換を対象に含めているほか、多様な正社員制度を就業規則等に新たに規定した上で転換した場合には支給額の加算も実施しており、多様な正社員も含む正社員への転換を更に推進してまいりたい。

【達成目標1の指標5について】

⑨測定指標5は電子申請によって経年比較が困難となったため廃止とのことだが、他方で、測定指標5は、キャリアアップに向けたその取組の基盤となるようなところはどこにあるのか、事業計画ができていないのか、事業計画ができていないのかということ把握するために設定されたという趣旨を踏まえると、単純に廃止するということが良いのか。代替となる指標や、何らか確認する手法が必要なのではないか。

⇒キャリアアップ計画の件数について、従前の紙申請と電子申請では、件数の数え方が異なるため、経年比較が困難であり、指標としては廃止した。今後、雇用関係助成金のDX化の中で、計画書の提出や申請回数などを含む制度・プロセスについて検討していくこととしており、検討結果を踏まえて適切な指標が設定できないか、更に検討してまいりたい。

【達成目標2の指標6について】

⑩都道府県労働局が実施した助言・指導の内容と、その結果是正された内容というのは、具体的にはどういったものが多いか。通勤手当や慶弔休暇など判例で不合理な扱いだということが比較的クリアに判断基準が明示されたものと異なり、賞与や基本給などは、指導して是正という成果を得るのが難しい面があるのではと考えるが、この辺り、どういったところで是正されたというところの評価とされているのか。

⇒待遇ごとの是正件数を統計的に把握しているものではないが、通勤手当、慶弔休暇等の支給・付与の趣旨が明確な待遇に関して是正に至る件数が多い。一方で、賞与・基本給などの是正件数は限られているところであるが、法違反企業に対する助言・指導のほか、法違反に当たらないものの、改善に向けた取組が望まれる企業に対しては、望ましい雇用管理に向けた助言や、働き方改革推進支援センターにおける相談支援やコンサルティング等を行い、企業の労務管理を見直していただくきっかけとする取組も実施している。

⑪測定指標6に関しては、厚生労働省としてこういう方向性で物事を進めているとか、指導までは至らなくても助言がずっと積み重なっていつか、そういう社会的事実が重なってくると、裁判所のほうもまた受止めが変わってくると思うので、やはり方向性を何か見定めて取り組み続けていただきたい。

⇒引き続き、パートタイム・有期雇用労働法に基づき、法違反企業に対する労働局による助言・指導のほか、法違反に当たらないものの、改善に向けた取組が望まれる企業に対しては、望ましい雇用管理に向けた助言を積み重ねていくことにより、賞与・基本給を含めて、非正規雇用労働者と正社員との間に不合理な待遇差がないか見直すことを企業に対して促してまいりたい。

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】</p> <p>(判定結果) B【目標達成に向けて進展あり】</p> <p>(判定理由)</p> <p>【達成目標1 正社員として働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換を図ること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1の労働力調査における不本意非正規雇用労働者の割合は、令和元年度の11.6%から令和5年度の9.6%まで、毎年減少している。令和5年度は目標値である10%以下を達成した。 指標2の25～34歳の不本意非正規雇用労働者の割合は、令和5年度は13.1%となり、令和4年度の実績値(15.6%)を下回り、目標値である前年以下を達成した。 指標3(キャリアアップ助成金における非正規雇用労働者から正規雇用労働者等に転換した労働者の数)については、キャリアアップ助成金(正社員化コース)において有期雇用労働者から無期雇用労働者へ転換した場合の助成を令和3年度末をもって廃止したこと、令和4年10月以降正社員の定義を厳格化(これまでの定義に加え「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」のある正社員への転換が必要)したことから、令和5年度の実績値が目標未達成となったが、令和5年度の目標値に対する達成率が84.7%となっており、一定の成果はみられている。 指標4(キャリアアップ助成金により正社員転換した就職氷河期世代の労働者の数)については、上記指標3の内数であり、助成金の要件見直しに伴い指標3の数が減少したことから、内数の指標4も減少した。 指標5(キャリアアップ計画の認定数)については、令和5年度から雇用関係助成金ポータルによる電子申請が開始されたが、ポータルの仕様上、コース別に計画届を作成する必要があり、1事業所が複数のコースに係る計画書を提出できる紙の申請のみを計上していた前年度との比較が困難となったことから、本指標は令和4年度までの指標とし令和5年度目標値は設けていない。しかしながら、電子申請の件数は徐々に増加傾向にあり、令和6年3月時点では、2,720件(速報値)の電子申請を受け付けている。 <p>【達成目標2 非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保を実現する】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標6については、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)を踏まえた同一労働同一賃金の遵守徹底に関する取組を一層行い、助言・指導等の件数が令和4年度より増加した上で、目標を達成した。 指標7については、令和2年度から令和4年度にかけては新型コロナウイルス感染症関連の相談業務を優先したため、目標達成に至らなかったが、令和5年度は「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)を踏まえた同一労働同一賃金の遵守徹底に関する取組の実施により報告徴収の件数が増加し、11,173件となり、目標を達成した。 指標8(派遣元事業主等からの待遇に関する相談の解決割合)については、令和5年度から新たに指標として設定したが、達成率110.8%(目標90%、実績99.7%)と目標値を上回っている。 <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> 以上より、指標3の達成状況が「△」、指標4の達成状況は「×」であるものの達成率は80%に近く、それ以外の令和5年度判定対象の指標は「○」となっており、かつ、キャリアアップ助成金についても、令和5年度補正予算での拡充内容を踏まえた利用実績の増加が見込まれることから、今後、目標達成が可能であるとして、判定結果は③に区分されるものとしてBとした。
	<p>総合判定</p>	

評価結果と 今後の方向性	施策の分析	(有効性の評価)
		<p>【達成目標1 正社員として働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換を図ること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1・指標2については、非正規雇用労働者の正社員化や待遇改善に取り組むこと等により毎年着実に減少しており、若年層においても減少傾向にある。令和5年度はどちらの指標も目標値に達していることから、有効に機能していると評価できる。 指標3については、令和4年度の要件見直しの影響により、令和5年度については目標値を下回ったものの、制度の周知等を積極的に行うことにより令和5年度の目標に対する達成率は80%を超えており、有効に機能していると評価できる。 指標4については、母数である指標3の数値が減少したことから本数値も減少したが、令和5年度の目標に対する達成率は78.4%とほぼ80%であり、有効に機能していると評価できる。 指標5については、令和2年度及び令和4年度は目標達成には至らなかったものの、令和元年度から令和4年度においては4万件前後を維持しており、有効に機能していたと評価できる。
		<p>【達成目標2 非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保を実現する】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標6・指標7については、同一労働同一賃金の遵守を徹底させることで、正社員と非正規雇用労働者との間の格差の改善に資することから、パートタイム・有期雇用労働法の履行確保に向けた事業主への助言・指導に関する取組は有効に機能していると評価できる。 指標8については、達成率110.8%(目標90%、実績99.7%)と目標値を上回っていることから、有効に機能していると評価できる。
		(効率性の評価)
		<p>【達成目標1 正社員として働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換を図ること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1・指標2については、施策の執行額が減少傾向にある中、令和5年度には目標値を達成しており、効率的な取組が行われていると評価できる。 指標3・指標4については、令和4年度の要件見直しの影響等により、キャリアアップ助成金の令和5年度の実績・執行額はともに減少しており、要件見直し等を適切に行っていくことで、より効率的・効果的な事業運営を図っていききたい。 指標5については、キャリアアップ助成金の執行額は減少傾向にある中、令和元年度から令和4年度においては4万件前後を維持しており、効率的な取組が行われていたと評価できる。
		<p>【達成目標2 非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保を実現する】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標6及び指標7については、当該指標に関係する予算額は雇用均等指導員(非常勤職員)に関する経費であるが、令和5年度は、同一労働同一賃金の遵守徹底に関する取組の強化が見込まれたことから、令和4年度より増額(対前年度比約134%)を行っていたもの。一方で、事業主に対し雇用均等指導員も含めた都道府県労働局職員が実施した報告徴収件数は令和4年度に比べて3倍程度実施しており、かつ、毎年度是正割合に関する指標の目標値を達成していることから、効率的な対応が行われていると評価できる。 指標8について、窓口や訪問時において、職員・相談員が適切な助言等に取り組んでいることが、目標値を上回っていることに繋がっているものと考えられ、効率的な取組が行われていると評価できる。
(現状分析)		
<p>【達成目標1 正社員として働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換を図ること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1・指標2については、非正規雇用労働者の正社員化や待遇改善に取り組むこと等により毎年着実に減少しており、若年層においても減少傾向にある。令和5年度はどちらの指標も目標値に達していることから、有効に機能していると評価できる。 指標3・指標4については、令和3年度までは目標を上回り、令和4年度においても目標の8割程度を達成していたものの、令和5年度は要件見直しによる影響が見られたところ。実績の改善が図られるよう、令和5年度補正予算において、キャリアアップ助成金(正社員化コース)の制度の拡充(助成金額の拡充(中小企業:57万円→80万円)、対象となる有期雇用労働者の雇用期間を6か月以上3年以内から6ヶ月以上へ緩和する等)を行ったところであり、引き続き積極的な周知等の必要な取組を進めていく。 指標5については、令和元年度から令和4年度において4万件前後を維持しており、うち令和元年度から令和3年度までは目標達成又はほぼ達成(令和2年度は達成率99.4%)したところ、令和4年度に目標未達(達成率83.6%)となった要因としては、正社員化コースにおいて有期雇用労働者等から無期雇用労働者へ転換した場合の助成が令和3年度末をもって廃止され、申請件数のみならず計画件数も減少したことが考えられる。令和5年度においては電子申請の数も徐々に増加しているところであり、引き続き積極的な周知等の必要な取組を進めていく。 		
<p>【達成目標2 非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保を実現する】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標6については、是正指導の割合は令和2年度から令和5年度まで、95%以上となっており、90%以上とする目標は達成している。非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保の実現にあたっては、引き続き、パートタイム・有期雇用労働法の履行確保が重要であり、当然ながら是正指導の割合は100%を目指していくことになるが、是正までに要する一定程度の期間を勘案した上で、これまでの実績を踏まえて、目標値を引き上げることとする。 指標7については、令和2年度から令和4年度にかけては新型コロナウイルス感染症関連の相談業務を優先したため、目標達成に至らなかったが、令和5年度は同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた一層の取組により、報告徴収の件数は令和5年度の目標を達成した。今後は、当該取組による報告徴収件数の増加を踏まえつつ、労働局の体制も勘案した目標値を設定し、計画的に事業主に対して助言・指導を実施していく。 指標8について、達成率110.8%(目標90%、実績99.7%)と目標値を上回っている。派遣労働者の同一労働同一賃金の着実な履行確保が図られるよう、引き続き適切な助言等の取組を推進していく。 		

	次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
		<p>【達成目標1 正社員として働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換を図ること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、令和5年度に初めて目標値を達成したところであるため、引き続き、目標値は、当面維持(10%以下)し毎年の目標達成を目指すとともに、今後の実績値の推移を踏まえ、適宜見直しを図っていく。 指標2については、目標の前年以下を達成できているが、令和5年度に初めてアウトカム指標として設定したところであり、若者層の不本意非正規雇用労働者の動向を注視していく必要があるため、引き続き「前年以下」の目標を設定する。 指標3・指標4については、令和4年度における要件見直しが過年度実績値に大きく影響を及ぼしたこと、及び令和5年度補正予算において制度の拡充等を行ったことを踏まえた目標値を設定し、目標達成を目指していく。 指標5については、キャリアアップ助成金について、令和5年度から雇用関係助成金ポータルによる電子申請が開始され、毎月電子申請数が増加しているところであり、引き続き利用されやすい制度設計を行っていく。なお、本指標に関しては、計画提出が電子か紙かにより計上方法が異なり、申請件数は同じでも電子申請と紙申請の比率が異なれば計上される計画件数が異なることとなるため、電子と紙での申請が併存する令和5年度以降は、正確に経年比較を行うことが困難であることから、本指標は令和4年度までの指標とする。 <p>【達成目標2 非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保を実現する】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標6については、当然ながら是正指導の割合は100%を目指していくことになるが、是正までに要する一定程度の期間を勘案した上で、これまでの実績を踏まえて、目標水準を95%まで引き上げを行う予定である。 指標7については、令和2年度から令和4年度にかけては新型コロナウイルス感染症関連の相談業務を優先し、令和5年度から計画的に事業主への助言・指導を行えることになったところであり、また、同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた一層の取組により、報告徴収の件数は増加したところ。労働局の体制も勘案しつつ、目標値の引き上げを行う予定であり、引き続き、安定して目標達成を目指していく。 指標8については、令和5年度に新たに設定した指標であるため、今年度も同様の指標とするが、令和5年度の実績を踏まえて、令和6年度の目標値を95%以上に引き上げを行う予定である。

参考・関連資料等	<p>○関連法令（右記検索サイトから検索できます） URL: https://elaws.e-gov.go.jp/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号） ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号） <p>○キャリアアップ助成金 URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html</p> <p>○多様な働き方の実現応援サイトURL: https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/</p> <p>○行政事業レビューシートURL: https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/2024_gyousei_review.html</p>
----------	--

担当部局名	雇用環境・均等局 職業安定局	作成責任者名	大臣官房参事官 立石 祐子 雇用環境・均等局有期・短時間労働課長 竹野 佑喜 職業安定局需給調整事業課長 中嶋 章浩	政策評価実施時期	令和6年8月
-------	-------------------	--------	---	----------	--------

実績評価書

(厚生労働省5(V-4-1))

<p>施策目標名</p>	<p>雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること(施策目標V-4-1) 基本目標V:意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標4:失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>【雇用保険制度について】 ○労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、失業等給付として以下の給付を行うとともに、労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進のために、育児休業給付を行っている。</p> <p>求職者給付:労働者が失業した場合にその者の生活の安定を図るために支給するもの 就職促進給付:失業者が再就職することを援助・促進することを目的として支給するもの 教育訓練給付:労働者の主体的な能力開発を促進するために支給するもの 雇用継続給付:労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行い、労働者の雇用の安定を図るために支給するもの 育児休業給付:労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に必要給付を行い、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進を図るために支給するもの 根拠法令:雇用保険法第10条等</p> <p>【最近の制度改正】 ○雇用保険法等の一部を改正する法律(令和6年法律第26号)により、週所定労働時間10時間以上の労働者への雇用保険の適用拡大(令和10年10月1日施行)や教育訓練給付の給付率引上げ(令和6年10月1日施行)、「教育訓練休暇給付」の創設(令和7年10月1日施行)、育児休業給付に係る国庫負担割合の暫定的引下げ措置の廃止(公布日施行)等を実施。</p> <p>○子ども子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により、「出生後休業支援給付」及び「育児時短就業給付」の創設(令和7年4月1日施行)等を実施。</p>					
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>1. 制度の考え方 ・雇用保険は、自らの労働により賃金を得て生計を立てている労働者が失業した場合の生活の安定等を図る制度 ・雇用保険は、一部の事業を除き、労働者が雇用される事業を強制適用事業とし、適用事業に雇用される労働者が被保険者となる。 ・就職までの間の生活の安定を図り、再就職の促進を図るという雇用保険の趣旨の観点から、早期の再就職の実現が望ましい。</p> <p>2. 雇用保険の現状 ・基本手当(失業給付)の初回受給者数は、令和4年度が約112万人であったのに対して、令和5年度は約117万人となり、約5万人程度増加。 ・基本手当(失業給付)の受給者実人員は、令和4年度が40.5万人であったのに対して、令和5年度は42.3万人となり、1.8万人増加。 ・新型コロナ対応として、雇用調整助成金の特例措置などを講じた結果、雇用保険二事業の財源である雇用安定資金は枯渇し、また、失業等給付の積立金も、新型コロナ前には4兆円を超えていた残高が大幅に減少したが、現在は回復傾向である。雇用保険財政については、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において議論を行っている。</p> <p>3. 受給者の再就職状況 ・基本手当受給者の再就職状況について、基本手当の支給終了までに就職した者は、近年は60%前後で推移。 ・基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者(早期再就職)の割合は、令和5年度において、34.1%(対前年同期比+1.2%増)となっている。 ・雇用保険受給者等の早期再就職を支援するため、専門相談員を配置し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた就職支援を実施している。</p> <p>4. 失業等給付の不正受給摘発件数 ・不正受給の件数は近年は3,000件~4,000件台で推移。令和5年度は、件数が3,083件、不正受給金額が548,378千円となっている。 ・不正の態様としては就職したにもかかわらず、届け出ていなかった例が多く、被保険者資格取得の手続時に発見された例が多い。 (参考)雇用調整助成金の不正受給摘発件数 ・不正受給の件数はコロナ特例を実施した令和2年度以降急激に増えており、令和2年度~令和6年6月末時点の累計で、支給決定取消件数は3,365件、支給決定取消額は約760.4億円となっている。 ・不正の様態としては休業日を水増しするケース(架空休業)や、雇用の実態が確認出来ないケース(架空雇用)が多い。</p>					
<p>施策実現のための課題</p>	1	求職者給付は失業者の再就職を支援するための一定期間の生活保障であり、求職者の早期再就職を図ることが重要である。	2	雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等にあり、この制度目的を達成するためには、失業等給付を適正に給付することが重要である。	3	上記の目的を達成するためには雇用保険財政の安定的な運営を確保することが重要である。
<p>各課題に対応した達成目標</p>	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由			
<p>目標1 (課題1)</p>	目標1	求職者の早期の再就職を支援すること	雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等にあり、失業者の一定期間の生活を保障し早期の再就職を促進することが制度目的を達成する上で重要であるため。			
<p>目標2 (課題2)</p>	目標2	雇用保険の給付を適正に行うこと	雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等にあり、失業等給付の不正受給については、雇用保険制度の目的を没却させることのみならず、国民の制度に対する信頼を大きく損ねることにもつながりかねないため。			
<p>目標3 (課題3)</p>	目標3	雇用保険財政の安定的な運営を確保すること	上記の目的を達成するためには雇用保険財政の安定的な運営を確保することが重要である。			
<p>施策の予算額・執行額等</p>	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<p>予算の状況(千円)</p>	当初予算(a)	1,956,676,898	2,293,064,994	2,124,263,734	2,032,920,507	2,141,209,014
<p>補正予算(b)</p>	補正予算(b)	243,195,231	350,000,000	0	0	0
<p>繰越し等(c)</p>	繰越し等(c)	-50,000,000	-518,000,000	0	4,632,667	
<p>合計(a+b+c)</p>	合計(a+b+c)	2,149,872,129	2,125,064,994	2,124,263,734	2,037,553,174	
<p>執行額(千円、d)</p>	執行額(千円、d)	2,045,571,265	1,968,506,067	1,862,808,205	1,955,926,389	
<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	執行率(%、d/(a+b+c))	95.1%	92.6%	87.7%	96.0%	
<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	-	-		-		

達成目標1について		求職者の早期の再就職を支援すること								
測定指標	指標1 雇用保険受給者の早期再就職割合(※) (アウトカム)	指標の選定理由	公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 (出典):厚生労働省・職業安定局調べ							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	新型コロナウイルス感染症下での実績と、これを踏まえた今後の見通しを考慮して設定。 ※早期再就職割合 = 早期再就職者数 / 受給資格決定件数 早期再就職者数: 雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合。)							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		—	年度ごとの実績値							
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	○	○
—	37.7%	38.5%	33.4%	33.9%	33.9%	33.9%				
		38.4%	31.3%	32.5%	33.0%	34.1%				

達成目標2について		雇用保険の給付を適正に行うこと								
測定指標	指標2 不正受給の件数 (アウトカム)	指標の選定理由	法令等に基づき適正な給付を行う必要があるため指標として選定した。 (参考)平成28年度実績:4,243件、平成29年度実績:3,663件 (出典):厚生労働省職業安定局調べ							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	不正受給の件数は、雇用情勢の変化による受給者数の増減等の影響を受けやすいことに鑑み、不正受給対策に取り組み、過去3年間の実績の平均に比して、不正受給件数を減少させることを目標とするのが適切であるため、目標値を「過去3年間の実績の平均以下」とする。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		—	年度ごとの実績値							
		平成29年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	◎
	3,663件	前年度(3,364件)以下	前年度(3,032件)以下	前年度(3,786件)以下	前年度(4,367件)以下	過去3年(令和2年度～令和4年度)の実績の平均(3,960件)以下	過去3年間の実績の平均以下			
		3,032件	3,786件	4,367件	3,727件	3,083件				
	【参考】指標3(※) 失業等給付関係収支状況 収入額(単位:億円)	実績値								
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
		11,386億円	11,796億円	29,504億円	23,351億円	24,212億円				
	うち失業等給付		4,087億円	21,600億円	15,453億円	16,167億円				
	【参考】指標4(※) 失業等給付関係収支状況 支出額(単位:億円)	実績値								
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
		18,148億円	21,828億円	21,176億円	20,031億円	21,093億円				
	うち失業等給付		15,180億円	14,520億円	12,913億円	13,450億円				
【参考】指標5(※) 失業等給付関係収支状況 積立金残高(単位:億円)	実績値									
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
	44,871億円	20,887億円	14,770億円	17,500億円	23,831億円					
うち失業等給付		19,826億円	12,460億円	14,410億円	20,339億円					

達成目標3について		雇用保険財政の安定的な運営を確保すること								
測定指標	指標6 雇用保険の失業等給付に係る弾力倍率(※) (アウトカム)	指標の選定理由	財政運営に関する指標として、毎会計年度算定可能な指標であるため。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)において、失業等給付に係る積立金の適正規模として、弾力倍率1が設定されており、当該倍率を下回った場合には、雇用保険料率の引き上げが可能とされているため。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		—	年度ごとの実績値							
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	(△)
—	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	弾力倍率1以上				
		2.36	1.85	2.67	0.90	集計中(令和6年11月～12月目途公表予定)				

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>第16回政策評価に関する有識者会議労働ワーキンググループ(令和6年8月21日開催)で議論いただいたところ、以下のご意見があり、これを踏まえ、以下に示すような対応を行った。</p> <p>【達成目標2について】</p> <p>①不正受給の件数についても、失業等給付に係る件数(測定指標2)と異なり、残念ながら雇調金は特例措置のところで非常に増加している実態にあるため、「不正受給はどんどん無くなっている」というトーンではなく、雇調金に係る不正受給の実態や懸念について、しっかりとどこかに記述すべきではないか。</p> <p>⇒ご指摘を踏まえ、雇調金に係る不正受給については、「施策を取り巻く現状」欄にその実態について記載した。</p>
	<p>【達成目標2の指標2について】</p> <p>②測定指標2(不正受給件数)は摘発件数だと思うが、そもそも摘発件数は、件数が減少した方が良いのか増加した方が良いのかという目標があり、ある程度暗数など一定数の把握をしている中で摘発している場合は当然減少した方が良いが、他方で、多くの不正があり、その一部しか拾っていないという場合は、逆に件数は多い方が成果が上がっているとの議論もあり得る。この点、測定指標2についてどのように認識しているか。コロナの関係で不正受給が増加していて、かつ今も精力的に調査中であれば、それはしっかり調査し、また、事後チェックであるため、むしろ件数が上がった方が良いという側面もあるのではないかと。</p> <p>把握や調査は難しい部分もあると思うが、厚生労働省としては、今のところ、大元の暗数がどれくらいありそうだと推測し、どういう戦略をもって施策のポイントを決めて実施していくと考えている、といったところのお話も頂けると有り難い。</p> <p>実数を把握することは難しいと思われるため、潜在不正可能性件数みたいなものを、計量的にどこかで分析できれば良い。背景にあるものが一体どれくらいありそうか、様々な計量分析の手法も開発されているため、是非そういった分析を行ったらどうか。</p> <p>⇒不正受給件数について全数を把握することは難しく、潜在不正受給件数については、計量的に分析することは困難と考えているが、システム上のチェックや取締強化を進めているなかで、摘発件数の減少は、全数の減少を示唆しているものと考えている。</p>
	<p>【達成目標3について】</p> <p>③今般の法改正による雇用保険の適用拡大が、雇用保険の財源に与える影響について、所管課としてどのように捉えているか。</p> <p>⇒令和4年度における支給実績を参考に、一定の前提の下で行った積算では、全体として、収入が支出を上回ると見込んでいる。</p>
	<p>【達成目標3の指標6について】</p> <p>④雇用保険財政の状況は、育児休業の所は別にしても、失業等給付の積立金と二事業の雇用安定資金の2つは不可分のものと考えているが、実績評価書案では、全体的に雇用保険の失業等給付だけに限った記述と分析評価にとどまっている。また、雇用安定資金はコロナ禍での大幅活用により相当程度失業が抑制された結果、4か年度連続で残高ゼロかつ借金を背負っている中で、失業等給付に限るとこういう記述になるのだろうかと思うが、全体的に少し前向き過ぎるのではないかと。雇用保険全体の話というより一部に限定されていると感じるため、記述等や、二事業の運営に関する指標について、検討をお願いしたい。</p> <p>⇒失業等給付に係る積立金残高を代表指標として選択しているところではあるが、ご指摘を踏まえ、実績評価書においては、雇用安定資金残高が0であること等雇用保険二事業の厳しい財政状況について記載する。</p>

<p>総合判定</p>	<p>目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】</p>
	<p>(判定結果) B【目標達成に向けて進展あり】</p> <p>(判定理由)</p> <p>【達成目標1 求職者の早期の再就職を支援すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1について、目標を達成していることから、施策目標の達成に向けて現行の取組が有効かつ効率的に実施されており、目標を達成しているものと判定した。 <p>【達成目標2 雇用保険の給付を適正に行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標2について、目標を達成していることから、施策目標の達成に向けて現行の取組が有効かつ効率的に実施されており、目標を達成しているものと判定した。 <p>【達成目標3 雇用保険財政の安定的な運営を確保すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標6について令和5年度実績は現在集計中であるが、令和4年度までの実績を踏まえると、目標を概ね達成していると判断した。 <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> 以上より、達成目標1については達成状況は「○」、達成目標2については達成状況が「◎」となっており、達成目標3については達成状況が「△」となっているものの、積立金残高が現在は回復傾向にあり雇用保険財政の安定的な運営に寄与していると考えられるため、判定結果は③に区分されるものとしてBとした。
	<p>(有効性の評価)</p> <p>【達成目標1 求職者の早期の再就職を支援すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、雇用保険受給者の早期再就職割合は目標値を上回っており、再就職支援プログラム事業の実施は当該指標の達成に有効に機能していると評価する。 <p>【達成目標2 雇用保険の給付を適正に行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標2については、不正受給の件数は過去3年間の実績の平均(3,960件)を下回っており、不正受給の件数減少のための施策の実施は有効に機能していると評価できる。 <p>【達成目標3 雇用保険財政の安定的な運営を確保すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標6について令和5年度実績は現在集計中であり、令和4年度実績では目標値を下回っているが、参考指標5にあるように、失業等給付の積立金残高が現在は回復傾向にあることを踏まえれば、雇用保険財政の安定的な運営に関して失業等給付費等に係る業務運営は一定程度有効に機能していると評価できる。ただし、雇用保険二事業に関する雇用安定資金の残高は0となっており、失業等給付の積立金から借入をしている厳しい状況でもあることに留意しつつ、雇用保険財政の安定的な運営の確保に努めることとする。

評価結果と今後の方向性	施策の分析	(効率性の評価)
		<p>【達成目標1 求職者の早期の再就職を支援すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、雇用保険受給者等の早期再就職を目的とした再就職支援プログラムは、3ヶ月以内の期間を定め、個別担当者制による計画的で重点的な支援を行うことにより、全国平均で85.5%の高い就職率になっており、求職者の早期の再就職を支援するという目標の達成に寄与している。以上から、効果的・効率的な取組が行われていると評価する。 <p>【達成目標2 雇用保険の給付を適正に行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標2については、達成手段の一つである雇用保険活用援助事業費において令和3年度以降執行額がほぼ一定であるにも拘わらず、実績が順調に上昇していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 <p>【達成目標3 雇用保険財政の安定的な運営を確保すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標6については令和5年度実績は現在集計中であるが、令和4年度までの実績を踏まえると、目標を概ね達成しており、この間の業務取扱費の執行額は概ね一定であることから、効率的な運営ができていると評価できる。
		(現状分析)
		<p>【達成目標1 求職者の早期の再就職を支援すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、雇用保険受給者の早期再就職を目的とした再就職支援プログラム事業は広く社会のニーズを反映した優先度の高い事業であり、長期失業の防止につながるものだと考えられる。また、目標を達成していることから、現行の取組が着実に成果を上げていると考えられるため、引き続き有効かつ効率的な業務運営を実施し、雇用保険受給者の早期再就職に取り組むことが必要である。 <p>【達成目標2 雇用保険の給付を適正に行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標2については、不正受給の件数については、令和2年度及び令和3年度は目標未達だったが、令和4年度に減少に転じ、令和4年度及び令和5年度連続で目標を達成していることから、現行の取組が着実に成果を上げていると考えられるため、引き続き不正受給の件数の減少に向けた施策を進めていくことが必要である。 <p>【達成目標3 雇用保険財政の安定的な運営を確保すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標6について令和5年度実績は現在集計中であり、令和4年度実績では目標値を下回っている状況。参考指標5にあるように、失業等給付の積立金残高は現在は回復傾向にあるものの、雇用保険二事業に関する雇用安定資金の残高は0となっており、失業等給付の積立金から借入をしている状況があることから、そうした状況にも留意しつつ雇用保険財政の安定的な運営の確保に努める必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
		<p>【達成目標1 求職者の早期の再就職を支援すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、再就職支援プログラム事業を引き続き適切に実施し、求職者の状況に応じた担当者制によるきめ細かな支援を行う。また、各労働局・ハローワークの効果的な取組・好事例について、職員向けのメルマガの発行やオンライン勉強会等の実施により、全国へ横展開を行っていく。なお、今後の目標値については、直近の実績を踏まえ、検討していく。 <p>【達成目標2 雇用保険の給付を適正に行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標2については、目標年度における目標値の達成に向け、説明会や窓口での周知徹底等の取組を引き続き行っていく。なお、今後の目標値については、コロナ前の水準に戻す方向で、上方変更することを予定している。 <p>【達成目標3 雇用保険財政の安定的な運営を確保すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標6については、有効かつ効率的な業務運営を行うことで弾力倍率が1以上になるよう努めると共に、適正な積立金残高を維持することで雇用保険財政の安定的な運営を確保することに努める。

参考・関連資料等	雇用保険事業月報・年報 URL: https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/150-1.html
----------	--

担当部局名	職業安定局	作成責任者名	雇用保険課長 岡 英範 首席職業指導官 國分 一行	政策評価実施時期	令和6年8月
-------	-------	--------	------------------------------------	----------	--------

実績評価書

(厚生労働省5(VI-1-2))

<p>施策目標名</p>	<p>技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること(施策目標VI-1-2) 基本目標VI:労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標1:経済社会の変化を踏まえ、非正規雇用労働者を含めすべての労働者について、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等を行うこと</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行う。 ※職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第4条第2項に、国及び都道府県の責務として、職業訓練及び職業能力検定の振興並びにこれらの内容の充実を図ること等が定められている。 ※また、同法第5条に基づき、第11次職業能力開発基本計画(令和3年度～令和7年度)を策定したところである。同計画は、新型コロナウイルス感染症の影響によるデジタル技術の社会実装の進展や労働市場の不確実性の高まり、人生100年時代の到来による労働者の職業人生の長期化など、労働者を取り巻く環境が大きく変化していくことが予想される中で、企業における人材育成を支援するとともに、労働者の主体的なキャリア形成を支援する人材育成戦略として、職業能力開発施策の基本的方向を定めたもの。</p>					
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>1. ものづくり人材の雇用状況等 ・製造業の就業者数は、平成14年から令和4年までの約20年間で158万人の減少。全産業に占める製造業の就業者割合も、約20年間で3.5ポイントの低下。 ・製造業における若年(34歳以下)の就業者数は、約20年間で129万人の減少。製造業の全就業者に占める若年就業者の割合は、約20年間で7ポイントの低下。</p> <p>2. 技能検定制度の整備 ・技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度。労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に実施され、合格者は「技能士」と名乗ることができる(名称独占)。 ・ものづくり分野を中心に、技能のウエイトが高く、全国的に需要を有する分野を対象に、国が主体となり全国、業種・職種共通の基準の下で制度を構築・運営。 ・令和5年度は全国で約81万人が受験申請、約36万人が合格、制度開始からの累計で延べ約872万人が合格(速報値)。 ・令和6年4月1日現在、131職種が実施されており、社会のニーズに合わせて職種・作業の見直しを行っている。 ・技能検定は、ものづくり職種に限らず、DX関連職種(※1)やホワイトカラー職種(※2)も対象の職種に含まれている。なお、職種拡充は業界団体からの申請があった上で、業界団体と協力して行っている。 ※1 ウェブデザイン ※2 ファイナンシャル・プランニング、金融窓口サービス、知的財産管理、フィットネスクラブ・マネジメント等</p> <p>3. 技能検定の利点・活用方法 ・技能検定を知っており、利点を感じるとした事業所のうち、技能検定の利点・活用方法は、 ① 労働者の職業意識や職業能力の向上に役立つ(80.9%) ② 採用、配置転換、昇進などに活用できる(41.6%) ③ 資格手当や報奨金等の支給根拠として活用している(39.6%) ④ 技能士がいることで、取引などにプラスの効果がある(30.3%)</p> <p>4. 技能検定の問題点 ・技能検定を知っており、問題点を感じるとした事業所のうち、その問題点の内訳は ① 技能検定の試験実施回数や試験地が限られている。 ② 技能検定の対象や試験内容が現場で必要な技能と合っていない。 ③ 試験の準備や受験する時間等の労働者の拘束時間が長い。 ④ 受験に必要な費用が高い。</p> <p>5. 技能検定以外の職業能力評価に関する取組 ・仕事をこなすために必要な「知識」と「技術・技能」に加えて、「成果につながる職務行動例(職務遂行能力)」を、業種別、職種・職務別に整理した「職業能力評価基準」を策定している。現在、業種横断的な経理・人事等の事務系9職種及び、電気機械器具製造業、ホテル業、在宅介護業等の56業種を整備。 ・人事、経理等のホワイトカラー職種については、「職業能力評価基準」を活用した、利用者のポータブルスキルと近接する5つの職務・職位を掲示する「ポータブルスキル見える化ツール」を開発。令和3年度から「job tag(職業情報提供サイト(日本版O-NET))」に搭載するとともに、活用に係るマニュアルや映像教材等を作成し、厚生労働省ホームページに掲載。</p>					
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>労働者の主体的な能力開発を通じた生産性向上や、産業界が求める能力と労働者が有する職業能力との円滑なマッチング、また、企業内における労働者の客観的な能力評価などに資するものとして、技能検定等を通じた技能の「見える化」の推進が求められている。</p>				
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>			
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>技能検定をはじめとする職業能力の評価の推進</p>		<p>技能検定制度を産業界のニーズを踏まえたものにするため、職種・作業の見直しなどの対応が必要である。また、ホワイトカラー職種も含めて労働者の主体的な能力開発を促すため、職業能力評価基準などの職業能力評価制度の推進が必要である。</p>			
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>3,662,398</p>	<p>3,994,630</p>	<p>1,945,209</p>	<p>2,471,447</p>	<p>2,464,057</p>
<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
<p>合計(a+b+c)</p>	<p>3,662,398</p>	<p>3,662,398</p>	<p>3,394,620</p>	<p>1,945,209</p>	<p>2,471,447</p>	<p>2,464,057</p>
<p>執行額(千円、d)</p>	<p>2,404,947</p>	<p>2,404,947</p>	<p>2,659,587</p>	<p>2,048,086</p>	<p>2,105,214</p>	<p>2,105,214</p>
<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>65.7%</p>	<p>65.7%</p>	<p>78.3%</p>	<p>105.3%</p>	<p>85.2%</p>	<p>85.2%</p>
<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>		<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>		
<p>-</p>	<p>-</p>		<p>-</p>	<p>-</p>		

達成目標1について

技能検定をはじめとする職業能力の評価の推進

測定指標	指標1 技能検定受験申請者数 (アウトプット)	指標の選定理由	技能検定は、技能の到達目標を示すことにより、労働者の技能習得意欲を増進させ、事業主等の教育訓練に活用される等、職業能力開発のための有効なツールであることから、技能検定受験申請者数を指標として選定した。 (参考)平成29年度実績:784,048人、平成30年度807,306人 (出典):技能検定実施状況調査							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和5年度の目標については、新型コロナウイルス感染症の影響で受験者数に大きく影響のあった時期が含まれるため、令和4年度の実績を目標値のベースとして設定した。ただし、令和4年度途中で手数料の値上げを行った職種の受験者数については、値上げ後の受験者数をもとに設定した。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	○	△
		807,306人	前年度 (807,287人)以上	前年度 (871,451人)以上	820,892人	783,679人	836,519人	836,519人		
		871,451人	716,200人	972,416人	869,519人	809,672人				
	指標2 技能検定合格者数 (アウトカム)	指標の選定理由	技能検定は、技能の到達目標を示すことにより、労働者の技能習得意欲を増進させ、事業主等の教育訓練に活用される等、職業能力開発のための有効なツールであることから、技能検定受験合格者数を指標として選定し、過去の合格実績等を踏まえて目標とした。 (参考)平成29年度実績:328,778人、平成30年度実績324,073人 (出典):技能検定実施状況調査							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和5年度の目標については、新型コロナウイルス感染症の影響で合格者数に大きく影響のあった時期が含まれるため、令和4年度の実績を目標値のベースとして設定した。ただし、令和4年度途中で手数料の値上げを行った職種の合格者数については、値上げ後の合格者数をもとに設定した。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	○	○
697万人		33万人	33万人	33万人	28万人	34万人	34万人			
	363,733人 (累計数 7,337,788人)	299,559人 (累計数 7,637,348人)	368,034人 (累計数 8,005,382人)	359,641人 (累計数 8,365,023人)	356,162人 (累計数 8,721,187人)					
指標3 ポータブルスキル見える化 ツールPV数 (アウトカム)	指標の選定理由	ポータブルスキル見える化ツールを令和3年度に開発しており、その活用促進のためキャリアコンサルタント等の支援者向けに周知広報・活用勧奨を行うとともに活用促進に向けた教材作成を行っている。作成した教材等の活用状況を測るため、利用者(PV数)を指標とした。 (出典):厚生労働省調べ								
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和5年度の目標については、公開直後等の特殊な時期を除き令和4年度の毎月のアクセス件数が概ね8千から1万PV程度で推移していることを踏まえ、8千件/月×12月により設定した。								
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値								
	-	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	◎		
-	-	-	-	-	10万PV	10万PV				
	-	-	-	167,788PV	191,950PV					

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

第16回政策評価に関する有識者会議労働ワーキンググループ(令和6年8月21日開催)で議論いただいたところ、以下のご意見があり、これを踏まえ、以下に示すような対応を行った。

【達成目標1の指標1について】

①ファイナンシャル・プランニング職種の団体申請が減少した理由は、大手企業が受検手数料の補助を縮小する傾向にあるためとのことだが、日本の人材育成自体がいろいろ課題を抱えている中、なぜ自己啓発補助が縮小しているのか疑問に感じる。
また、広報戦略する上でも、大手企業というのは大口顧客になるという、ある意味重要なファクターになるため、その点についても引き続き検討いただきたい。

大手企業がどういった意図で受検支援を縮小したのか(ファイナンシャル・プランニングの技能検定が余り大手企業にとって魅力的でなくなったため、もう支援する必要がないのか、等)、そこが分かると今後の施策にもいかせるのではないかと。ヒアリング等をしていただろうか。

⇒令和5年度のFP職種の減少した受検者約6万人のうち、約8割は個人ではなく事業者が自社の労働者分の申請を行う団体申請によるものであった。主要な金融・保険関係の事業者に対し指定試験機関を通じてヒアリングしたところ、事業者が負担していた受検手数料の負担割合を徐々に縮小していること、受検対策講習受講の支援が困難になった等の影響が確認できた。一方、FP技能士資格の各事業場における人事制度上の位置づけは引き続き重要であると認識されていることから、今後も法人申込み数の減少に歯止めをかけるため、法人を対象とした受検勧奨に努めている。また、指定試験機関において、各社における人材育成について情報収集及び分析に努めさせる。

②今、大手企業は、総合的な処遇改善として、人材育成施策をどんどん拡充しようとしている中で、実績評価書案における「大手企業の支援が縮小」との記述が少しそれと合わない。FPなので金融、保険など恐らく一部の特定の業種に限られると思われるが、その特定の業種が取った施策だけを取り上げて大手企業全体が縮小しているかのような記述については検討いただきたい。実施団体に再度確認した上で、単にここは、コロナ前の反動で増加した令和4年度の反動により令和5年度は減少したという記述で十分だと考える。あるいは、より詳しくヒアリングし、例えば金融や生命保険等、そこをより詳細に記述しないと、やや記述が事実と乖離している可能性があると考えられるため、検討いただきたい。

⇒ご指摘のとおり金融・保険関係の企業であるため、記載内容を修正する。

③ファイナンシャル・プランニングは技能検定の受検者数の6割を占め、目標の達成率についても大きな影響を及ぼすため、目標の設定・分析において、職種の細分化やファイナンシャル・プランニングを別にすることについて検討いただきたい。

⇒政策目標は「技能検定をはじめとする職業能力の評価の推進」であることから、目標の達成度を測る測定指標としては職種別や都道府県・指定試験機関などの実施主体別で区分するのではなく、技能検定制度全体で目標を設定することが適当であると考えている。このため、現行のとおりとするが、ご指摘を踏まえ、参考として、令和6年度事前分析表において、ファイナンシャル・プランニング職種の受検者数と合格者数を付記することとした。また、総合判定についてはFP職種とそれ以外についてを記載し実態把握に努めているところであり、今後もこうした取り組みを進めている。

【達成目標1の指標3について】

④「ポータブルスキル見える化ツール」PV数は高い達成率だが、Webサイトを訪れてもらうことも大事だが、実際に診断するところまで至ってもらうことも大事であるため、診断まで至ったところを目標とすることを検討いただきたい。

⇒診断結果を得ることのみならず、途中までであっても診断のプロセスを経験してもらうことも含め、診断に関心を持ち、その重要性を認識してもらうことにも意義があると考え「閲覧数」を指標としているところであるため、現行のとおりとするが、ご指摘をふまえ、参考として、実績評価書の(効率性の評価)欄及び令和6年度事前分析表において、診断まで至った数(診断数)を付記することとした。

【全体について】

⑤技能検定に係る2番目に多い課題として「技能検定の試験内容が現場で必要な技能と合っていない」が挙げられている。こういった意見が多いと、やはり技能検定を受けても仕方ないと思われることにもなりかねないが、この点に対して、どのような対応をとられるのか。

4割ぐらいが「合っていない」と回答しているのは、なかなか由々しき数字。具体的にどの辺りに不満などそういう思いがあるのか、是非知りたい。

⇒技能検定の課題については、中央職業能力開発協会(JAVADA)において、毎年課題を見直しの組上に載せており、その中で技術の進展や実情に応じた見直しを図っていくこととしているところ。当該課題を踏まえ、随時の見直しを図っていくことで進めており、引き続きしっかりと対応してまいります。

職種の実情によって差異があると考えられることから、中央職業能力開発協会(JAVADA)において行われている職種ごとの検討委員会において引き続き対応してまいります。

【職業能力評価基準の活用について】

⑥職業能力評価基準を社会的に労使の中でどう活用していくかというところが、今後の大きな意味での課題になっていくと思われる。政府もこの間、職務給付推進など労働市場政策を打ち出しているところであり、そういった全体的な傾向と政策の方向性との関連性で、今後この職業能力評価基準の社会的な普及や利用促進について、今回の目標達成を踏まえて、何か検討していることはあるか。

⇒現在、厚生労働省のHPにて職業能力評価基準及び活用ツール等を掲載しており、職業能力評価基準の活用方法動画を掲載する等により、事業主や事業主団体の方々へ周知を行っているところ、引き続き普及促進を行うとともに、さらに効果的な周知方法についても検討してまいります。

⑦job tagもどう活用してもらうかはこれからだが、job tagというツールをうまく活用するためにも、職業能力評価基準の活用にあたっては、一義的にはjob tagとの連携は大きく、方向性として良いと考える。ぜひ検討いただきたい。

⇒job tagには「ポータブルスキル見える化ツール」のほか、職業能力評価基準をベースに作られた「ホワイトカラー系職種の職業能力チェック」(*)を掲載しているところであり、引き続き、普及・活用促進を行っていく。

※ ホワイトカラー系職種の職務について、初級レベルから責任者や高度な専門職として認められるレベルまで、それぞれどのようなことが求められるかまとめている。今自分ができること、これからできるようにしていく必要があることなどが分かる。チェックシートでチェックすることが可能。
(<https://shigoto.mhlw.go.jp/User/AbilityCheck>)

学識経験を有する者の知見の活用

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】
	総合判定	<p>(判定結果) B【達成に向けて進展あり】</p> <p>(判定理由)</p> <p>【達成目標1 技能検定をはじめとする職業能力の評価の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、令和5年度に836,519人以上とする目標を設定していたが、特にファイナンシャル・プランニング職種の受検者が6.8万人弱減少したことから、目標を達成できなかった。(なお、当該ファイナンシャル・プランニング職種の減少分(6.8万人弱)を除くと令和5年度実績値は目標を約4万人上回っている) 指標2については、目標値を達成している。 指標3の目標については、活用促進を促すための取り組み(メールマガジン等の配信)を行うことで順調にPV数が増加し、令和5年度目標値であった10万PVを達成した。 <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> 以上より、主要な指標以外の測定指標の達成状況が「◎」となり、主要な指標である指標1については「△」、指標2については「○」であることから、判定結果は③に区分されるものとしてBとした。
	施策の分析	<p>(有効性の評価)</p> <p>【達成目標1 技能検定をはじめとする職業能力の評価の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、令和5年度の目標値は、令和4年度の実績値に受検手数料の増額分による受検申請者数の減を加味して設定したものであるが、令和4年度はコロナ禍による受検控からの反動等により、ファイナンシャル・プランニング職種の団体申請数が大幅に増加し、受検者数はコロナ禍以前の水準よりも高かった(R4年度実績:539,871人はH29～R元年度ベース(464,758人)の16%増)。 当該要因を除けば、令和5年度のファイナンシャル・プランニング職種の技能検定受検申請者数はH29～R元年度ベース(464,758人)を上回る472,050人であり、堅調に推移していることから有効に機能しているといえる。 指標2については、令和5年度に定めた目標値を達成していることから、若年者に対する受検勧奨や技能実習生向け技能検定の体制整備の実施は有効に機能していると評価できる。 指標3については、目標を大幅に上回った(目標値の192%)ことからキャリアコンサルタント等の支援者向けに周知広報・活用が適切に実施されていると評価できる。 <p>(効率性の評価)</p> <p>【達成目標1 技能検定をはじめとする職業能力の評価の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1及び2については、令和4・5年度は従前に比べて予算額を削減している中で、実績が堅調であることから効率的な取組が行われていると評価できる。 指標3については、令和5年度は予算額が前年度同である中、PV数は順調に増加し、目標値を大幅に上回る結果となったことから効率的な取組が行われていると評価できる。なお、診断結果のPV数についても令和5年度は35,322PVと、令和4年度と比べ6,539PV増加しており、効率的な取組が行われていると評価できる。 <p>(現状分析)</p> <p>【達成目標1 技能検定をはじめとする職業能力の評価の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1について、令和5年度実績値は、金融・保険関係大手企業における社員への受検支援の縮小など複数の要因によりファイナンシャル・プランニング職種の団体申請数が大幅に減少したことから目標達成ができなかったところ。今後は、団体申請の減少傾向が継続することが想定されるファイナンシャル・プランニング職種の個人受検の拡大を図るため、効果的な受検勧奨に取り組むこと等により改善を図ることとする。 指標2については、令和5年度の実績値は356,162人であり、令和5年度に34万人という目標を既に達成している。今後は、取組の更なる進展に向け、目標値を引き上げることとする。 指標3については、令和5年度の実績値は191,950PVであり、令和5年度に10万PVという目標を既に達成している。今後は、令和5年度の実績を踏まえ目標値を適正に引き上げることとする。
	次期目標等への 反映の方向性	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p>【達成目標1 技能検定をはじめとする職業能力の評価の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1について、受検者全体の約6割を占めるファイナンシャル・プランニング職種は、令和2年度以降のコロナ禍の影響による受検控やその反動等により受検者数が大きく変動したところ、コロナ禍以前の実績と比較すると堅調に推移しているところであり、引き続き、当面は令和5年度目標値と同水準としつつ、実績値を踏まえ適宜見直しを図りながら、目標達成を目指していく。 指標2については、令和3年度以降連続で目標値を達成していることから、目標値を引き上げる予定である。 指標3については、目標値を早期に達成したことから、更なる活用促進を目指し、目標値を引き上げる予定である。

参考・関連資料等	令和5年度「技能検定」の実施状況を公表します URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41729.html
----------	---

担当部局名	人材開発統括官	作成責任者名	参事官(能力評価担当) 安達 佳弘	政策評価実施時期	令和6年8月
-------	---------	--------	----------------------	----------	--------

実績評価書

(厚生労働省5(Ⅶ-1-1))

<p>施策目標名</p>	<p>生活保護制度を適正に実施すること(施策目標Ⅶ-1-1) 基本目標Ⅶ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1: 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること</p>							
<p>施策の概要</p>	<p>【生活保護制度】 ・生活保護法(昭和25年法律第144号)第1条において、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすることが規定されている。 ・保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の8種類があり、それぞれ日常生活を送る上で必要となる食費や住居費、病気の治療費などについて、必要な限度で支給されている。</p>							
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>1. 生活保護制度の状況 ・生活保護受給者数は約202万人。世界金融危機以降急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年、減少傾向で推移している。 ・年齢階級別の被保護人員は、65歳以上の者の増加が続いており、被保護人員のうち、半数は65歳以上の者が占める。ただし、保護率については、上昇傾向が続いていた65歳以上も近年は横ばい。 ・生活保護受給世帯数は約164万世帯で、類型別では、高齢者世帯が増加。高齢者世帯は約9割が単身世帯を占める。 ・いわゆる稼働年齢層である「その他世帯」の世帯数は、H20年の世界金融危機後に大きく上昇し、その後低下傾向にあったが、令和2年6月以降対前年同月比がプラスに転じている。 ※生活保護制度の目的は最低生活の保障と自立の助長であり、この2つの目的達成に向けての取り組みが本制度の最大の趣旨となっていることから、政策評価においては、就労支援と医療扶助に着目して課題設定等としている。</p> <p>2. 被保護者に対する自立支援 ・制度目的の1つである「自立の助長」における自立の概念は、経済的自立、日常生活自立、社会生活自立の3つに分けられる。 ・被保護者に対する就労支援については、就労支援員による就労に関する相談・助言等の支援を行う被保護者就労支援事業(平成25年改正法により法定化)や、公共職業安定所(ハローワーク)と連携してチーム支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を行う被保護者就労準備支援事業(予算事業)を実施してきた。 ・これら各種事業の活用により、就労可能な被保護者の多くは就労し、自立に至っており、引き続き取り組みを推進していく必要がある。 ・一方で、対人関係に課題を抱える者や、就労の経験が少ない者等、日常生活や社会生活の面で課題を抱え、就労による自立に一定程度の時間を要する者も存在している。</p> <p>3. 医療扶助 ・医療扶助の適正化の取組の一つである頻回受診対策については、福祉事務所が受診回数に該当する者を抽出し、主治医訪問・囑託医協議により、頻回受診と認められた者に対して訪問指導や同行受診等に取り組み、受診行動が改善した者の割合が上昇してきているなど、一定の成果が得られている。 ・医薬品の利用の適正化に着目した取組については、平成30年の生活保護法の改正により、医療扶助における後発医薬品の使用原則化を実施している。</p>							
<p>施策実現のための課題</p>	1	<p>・生活保護の適正な制度運営のため、保護の適正な実施や自立支援が重要である。特に、生活保護の医療扶助費の適正化や生活保護受給者への就労支援の強化等の取組が必要である。KPIとして設定されている、就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率、就労支援事業を通じた就労・増収率及び「その他の世帯」の就労率について、実績値が目標達成には至っていない状況である。</p>	2	<p>・病気や障害、これまでの生活状況等により対人関係に課題を抱える者や、就労の経験が少ない者等に対し、日常生活自立、社会生活自立等、アセスメントを丁寧に実施しつつ、被保護者の多様な課題の解決に向けて徐々に自立支援を行っていく取組を強化していく必要がある。</p>	3	<p>・医療扶助における入院外の1ヶ月あたりの患者1人当たり受診日数の年次推移は、近年減少傾向にあり、同一傷病について、同一月内に同一診療科を15日以上受診している月が3ヶ月以上続いている者(受診状況把握対象者)の数が減少してきている。 ・他方、受診状況把握対象者のうち、主治医・囑託医が必要以上の受診と認められた者を対象として適正受診指導を行っているが、指導を受けた者のうち、改善した者の割合は47.4%に留まっている。また、対象者によっては効果が一時的で一定期間を経過した後、受診回数が増加してしまう場合があるとの指摘もあり更なる対策が求められている。</p>	4	<p>・被保護者については、通常、医療に係る患者負担が発生せず、後発医薬品を選択する動機付けが働きにくいことを踏まえ、平成30年の生活保護法の改正により、医療扶助における後発医薬品の原則化の措置が講じられており、引き続き、医療扶助の適正化に向けてその使用促進を図る必要がある。(参考)令和5年度の医療扶助における後発医薬品の使用割合: 88.2%</p>
<p>各課題に対応した達成目標</p>	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由					
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>就労支援を適切に行う。</p>		<p>被保護者に対する就労支援(生活保護受給者等就労自立促進事業、被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業、その他就労に関する取組)を適切に行うことで、制度をより適切に利用していただく必要があるため。</p>					
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>被保護者就労準備支援事業等を活用した、自立支援の取組強化を行う。</p>		<p>被保護者に対する就労支援(生活保護受給者等就労自立促進事業、被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業、その他就労に関する取組)を適切に行うことで、制度をより適切に利用していただく必要があるため。</p>					
<p>目標3 (課題3)</p>	<p>頻回受診に係る適正受診指導の取組徹底・強化による改善者数の向上を行う。</p>		<p>必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、医療扶助の適正化等により制度の適正な運営を行う必要があるため。</p>					
<p>目標4 (課題4)</p>	<p>後発医薬品使用促進の取組強化及び後発医薬品使用割合の向上を行う。</p>		<p>必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、医療扶助の適正化等により制度の適正な運営を行う必要があるため。</p>					
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p> <p>当初予算(a)</p> <p>補正予算(b)</p> <p>繰越し等(c)</p> <p>合計(a+b+c)</p> <p>執行額(千円、d)</p> <p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>令和2年度</p> <p>2,864,115,003</p> <p>-42,643,555</p> <p>0</p> <p>2,821,471,448</p> <p>2,731,237,694</p> <p>96.8%</p>	<p>令和3年度</p> <p>2,865,300,049</p> <p>-42,092,633</p> <p>94,418</p> <p>2,823,301,834</p> <p>2,718,131,938</p> <p>96.3%</p>	<p>令和4年度</p> <p>2,864,354,060</p> <p>-6,774,083</p> <p>93,737</p> <p>2,857,673,714</p> <p>2,702,452,402</p> <p>94.6%</p>	<p>令和5年度</p> <p>2,851,601,705</p> <p>-100,945</p> <p>0</p> <p>2,851,500,760</p> <p>2,824,576,313</p> <p>99.1%</p>	<p>令和6年度</p> <p>2,866,020,024</p> <p>-</p>		
<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p> <p>第213回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明</p>		<p>年月日</p> <p>令和6年3月12日</p>		<p>(包括的な支援の取組) 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度については、居住支援の強化や子どもの貧困への対応を行うため、関係法案を今回国会に提出しました。</p>			

達成目標1について		就労支援を適切に行う。									
測定指標	<p>指標1</p> <p>被保護者就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率(アウトプット)</p> <p>【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	指標の選定理由	<p>・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の取組状況を評価するため、本指標を選定している。</p> <p>(参考1) 平成29年度実績: 36.5%、平成30年度実績: 57.1% ※平成30年度から就労支援事業に参加する余地のない者を除外 (参考2) 令和2年度実績: 48.7%は、分母: 就労可能と判断する被保護者数(191,506人)、分子: 事業参加者の人数(93,181人)から算出したもの。</p> <p>(出典): 厚生労働省社会・援護局保護課調べ</p>								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に65%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p>								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度			
		—	—	62%	65%	65%	65%	65%		(×)	
		52.1%	48.7%	49.1%	47.9%	調査中(令和7年2月頃公表予定)					
	<p>指標2</p> <p>就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合(アウトカム)</p> <p>【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	指標の選定理由	<p>・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため、本指標を選定している。</p> <p>(参考1) 平成29年度実績: 就労・増収者43.6%、平成30年度実績: 42.4% (参考2) 令和2年度実績: 34.4%は分母: 事業参加者の人数(93,181人)、分子: 就労・増収者の人数(32,097人)から算出したもの。</p> <p>(出典): 厚生労働省社会・援護局保護課調べ</p>								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に50%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p>								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度			
—		—	47.4%	50%	50%	50%	50%	○	(△)		
	40.4%	34.4%	36.2%	38.1%	調査中(令和7年2月頃公表予定)						
<p>指標3</p> <p>「その他の世帯」(※)の就労率(就労者のいる世帯の割合)(アウトカム)</p> <p>(※)生活保護受給世帯のうち、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯以外の世帯をいう。</p> <p>【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	指標の選定理由	<p>・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。</p> <p>(参考1) 平成29年度実績: 40.4%、平成30年度実績: 38.7% (参考2) 令和2年度実績: 36.3%は分母: その他の世帯の総数(228,960世帯)、分子: 就労者のいるその他の世帯数(83,061世帯)から算出したもの。</p> <p>(出典) 被保護者調査</p>									
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に45%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p>									
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
		年度ごとの実績値									
	—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度				
	—	—	43%	45%	45%	45%	45%	○	(△)		
	39.3%	36.3%	34.0%	33.6%	調査中(令和7年2月頃公表予定)						

達成目標2について		被保護者就労準備支援事業等を活用した、自立支援の取組強化を行う。								
測定指標	<p>指標4</p> <p>被保護者就労支援事業等の活用により日常生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合 (アウトカム)</p> <p>【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	指標の選定理由	<p>・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。</p> <p>(参考1) 平成30年度実績：21.0%、令和元年度実績：20.3% (参考2) 令和2年度実績：23.5%は分母：事業参加者(13,566世帯)、分子：状態像が向上した者(3,193世帯)から算出したもの。 (出典)：厚生労働省社会・援護局保護課調べ</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に26%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p>							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	○	(Δ)
		—	—	—	—	—	24%	26%		
		20.3%	23.5%	21.6%	20.6%	調査中(令和7年2月頃公表予定)				
	<p>指標5</p> <p>被保護者就労支援事業等の活用により社会生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合 (アウトカム)</p> <p>【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	指標の選定理由	<p>・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。</p> <p>(参考1) 平成30年度実績：23.9%、令和元年度実績：25.6% (参考2) 令和2年度実績：25.6%は分母：事業参加者(17,895世帯)、分子：状態像が向上した者(4,582世帯)から算出したもの。 (出典)：厚生労働省社会・援護局保護課調べ</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に28%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p>							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	○	(Δ)
—		—	—	—	—	26%	28%			
	25.6%	25.6%	25.6%	21.5%	調査中(令和7年2月頃公表予定)					

達成目標3について		頻回受診に係る適正受診指導の取組徹底・強化による改善者数の向上を行う。								
測定指標	<p>指標6</p> <p>頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合 (アウトカム)</p> <p>【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	指標の選定理由	<p>生活保護受給者が適正な受診をすることは、本人の健全な日常生活を維持することに加え、制度に対する国民からの信頼を確保する点においても重要。そのため、各地方公共団体において診療日数が過度に多い生活保護受給者に対しては、個々の状況を把握し、必要に応じて指導等を行い、適正受診を図るための取組を行っている。この取組の実施状況を評価するため本指標を選定している。</p> <p>(参考1) 平成29年度実績53.9%、平成30年度実績54.1% (参考2) 令和4年度実績値47.4%は分母：適正受診指導対象者の人数(2,051人)、分子：適正な受診日数に改善された者の人数(973人)から算出したもの。 ※令和元年度は、適正受診指導対象者の基準を見直し対象者の範囲が拡大したことにより、実績値が下がったもの。 (出典)：厚生労働省社会・援護局保護課調べ</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、令和6年度において令和2年度改善者数割合比2割以上を目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p>							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	○	(Δ)
		—	—	(令和3年度目標に向けた目安値：62%)	(令和6年度目標に向けた目安値：52.2%)	(令和6年度目標に向けた目安値：55.5%)	58.8% (2020(令和2)年度比改善者数割合2割以上)	58.8% (2020(令和2)年度改善者数割合比2割以上)		
	49.0%	49.0%	44.9%	47.4%	集計中(令和7年2月中旬公表予定)					

達成目標4について		後発医薬品使用促進の取組強化及び後発医薬品使用割合の向上を行う。								
測定指標	指標7 医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率（アウトプット） 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野58】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	指標の選定理由	・医療扶助における後発医薬品の使用促進については、後発医薬品の使用割合が80%未満の地方公共団体においては、その理由を分析し、対応方針を記した「後発医薬品使用促進計画」を策定することとしている。これを踏まえ、該当する地方公共団体における策定状況を評価するため本指標を選定している。 （参考1）平成28年度実績99.88%（※目標値の設定は平成28年度から） （参考2）令和4年度実績値100%は分母：後発医薬品の使用割合が80%未満の福祉事務所設置自治体数（66団体）、分子：後発医薬品使用促進計画が策定済みの福祉事務所設置自治体数（66団体）から算出したもの。 （出典）：厚生労働省社会・援護局保護課調べ							
		目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、目標値を100%としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度		(○)
		—	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
		99.6%	97.4%	100.0%	100.0%	集計中(令和7年2月中旬公表予定)				
	指標8 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合（アウトカム） 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野58】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	指標の選定理由	・医療扶助における後発医薬品の使用促進については、生活保護法において後発医薬品の使用原則化を規定するなど、各種の取組を実施しているが、その実施状況を評価するため本指標を選定している。 （参考1）平成29年度実績73.3%（平成29年6月審査分）、平成30年度実績77.6%（平成30年6月審査分） （参考2）令和5年度実績値88.2%は分母：生活保護受給者に処方された薬剤総量（333,472,127個）、分子：うち後発医薬品の個数（294,226,457個）から算出したもの。 （出典）：厚生労働省社会・援護局保護課調べ							
		目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、毎年度、全ての都道府県で使用割合を80%以上とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】							
基準値		年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
—		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度		○	
—		80%	80%	80%	80%	80%	80%			
	86.2%	87.8%	87.7%	86.4%	88.2%					

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	第16回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ（令和6年7月22日開催）で議論いただいたところ、以下のご意見があり、これを踏まえ、以下に示すような対応を行った。	
	【達成目標1の指標2・3について】 ①測定指標2（就労支援事業等の参加者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合）はコロナ禍でも数値が上がっているが、測定指標3（「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合））は下がっている理由如何。また、測定指標3はコロナ前から数値が下がり始めているように思われるが、何か考えられる要因はあるか。 ただ数値だけを追うのではなく、何が理由で下がっているのか、被保護者の実態の分析が必要。やはり難しい方が増えているように思われるが、その辺りの分析如何。 ⇒指標3の数値がコロナ禍前から下降傾向にある要因については、「その他世帯」における課題の複雑化・多様化や、地域における求人の状況、福祉事務所など支援体制の課題など、様々な要因があるものと考えている。 今後、こうした「要因」を精査するとともに、実態を踏まえた対策や、適切な指標・目標設定を検討してまいりたい。	
	【達成目標1の指標1～3について】 ②就職したところで終わりではなく、その人たちが生活保護にもう一回戻ってきていないのかどうか、あるいは、非常に長い期間生活保護を受給していた人が、就労支援員の活動によって就労に結び付いた等、全国的に数字で出するの難しいと思われるが、そうした好事例等を紹介していただくと、頑張りみたいなのが目に見えるのではないかと。また、そうした定着率等はデータ化されているか。 ⇒被保護者就労支援事業（就労支援員の活動等）により就労に結び付いた好事例の収集・紹介や、就労後の定着状況に関するデータの把握については、ご指摘を踏まえて検討してまいりたい。	
	③指標1～3については、令和5年度から令和7年度まで同じ目標値とされているが、達成するためにどういう戦略・プロセスで達成していくかという点を踏まえ、段階的な目標値を設定した方がよいのではないかと。 ⇒令和6年度の目標値については、既に事業が始まっており、また、令和7年度の目標値については、「新経済・財政再生計画改革工程表」において設定されているため、現段階での目標値の変更は困難である。 そのうえで、令和8年度以降の指標および目標値の設定に当たっては、ご指摘を踏まえて検討してまいりたい。	
	【達成目標1について】 ④就労支援員は、財政制約の中で増加させる意味でも会計年度任用職員のような扱いの方が多くと思われるため、就労支援員の増加については、インプット又はアウトプットのデータとして、今後とも検証の1つとして使っていただきたい。 ⇒令和5年度における就労支援員の配置状況は、直営81.1%、委託14.1%、直営＋委託4.7%となっている。また、配置人数の推移は、R1年度2,050人、R2年度2,067人、R3年度2,083人、R4年度2,075人、R5年度2,094人となっている。 被保護者就労支援事業の体制面の評価・検証に当たり、ご指摘の就労支援員数も含め、どのようなデータを参照することが適当か、検討させていただきたい。	
	【達成目標2の指標4・5について】 ⑤現場で提供しているサービスの質の評価は非常に難しく、チェックリストや尺度等はあるが、それが周りから見ても合理性や納得性がある出し方は難しい。このため、是非、目指していることを分かりやすく可視化・提示いただき、そこに向かっていくことを現場で支援している方々に共通認識いただくことは非常に重要。 厚生労働省が生活保護の適正実施に向けた取組を進める上で何を目標・指標として設定しているか、生活保護の実施機関や担当職員においても意識してもらうことが重要である。それぞれの日常生活自立、社会生活自立の変化をどう捉えるのかという手掛かりになる指標を示していただけると、こういう評価が進んでいくのではないかと。 ⇒政策評価の目標・指標やその設定に係る考え方については、自治体に対し主管課長会議等で周知しているところ。今後も、自治体の現場の実態も伺いながら適切な目標・指標の設定に努めるとともに、自治体に対し、目標・指標やその設定に係る考え方についてしっかり周知してまいりたい。	

【達成目標4の指標7・8について】

⑥指標7は100%の目標で、令和3年度、令和4年度と100%達成できているので、この目標はほぼ解消できていて、次の目標に移る段階ではないか。指標8についても同様。

指標8についても80%の目標を達成している中で、この80%の意味は今の時点で何なのか、例えば医療保険と医療扶助とは意味合いが違うため、では100%のほうがいいのかどうかという辺りも踏まえ、では80%の意味とは何かということを変更して考えたうえで、引き続き80%を目標とするのか、さらに高い目標を設定するのか、目標は達成されているとして別の指標を立てるのかを検討するべきではないか。

⇒ご指摘のとおり、目標値を継続して達成している状況にあることから、令和6年4月に成立した改正生活保護法において、都道府県が広域的な観点から被保護者の医療・健康に関するデータ分析や取組目標の設定・評価等を行う仕組みが新たに創設されることを踏まえ、当該仕組みの施行に向けた検討を進めていく中で、これと連動した新たな目標の設定などについて検討してまいります。
(都道府県によるデータ分析等による市町村支援において目標を設定する場合は、「都道府県における取組目標の設定率」、「都道府県において設定された目標の達成率」が考えられる。)

【全体について】

⑦今般の法改正は、居住支援や子どもの貧困の問題等、今後大きく影響する改正であるため、是非、新たな指標として検討いただきたい。

令和6年4月の法改正は、生活保護制度を適正に実施するために行われたものであるため、当該法改正の内容を踏まえた目標・指標も検討すべき。例えば、子どもの貧困に関しては、ケースワーカーが子どものいる世帯の状況を把握できているのかどうか、進路について早期から子どもが検討できるような関わりができていくのかどうか、というような実施率等も指標の1つになると考える。

今般の法改正により、生活困窮者の就労準備支援と制度をまたぐ利用が可能となるため、これに関する評価指標を、所管課が分かれる中で、どういった形で各事業の推進の中で作っていくかということも、是非検討いただきたい。

⇒まずは改正法の円滑な施行(令和7年4月1日)に向けて取り組むとともに、令和7年度以降その施行状況等を勘案しながら、法改正の内容(居住支援の強化、子どもの貧困への対応、支援関係機関の連携強化等)を踏まえた令和8年度以降の目標・指標の設定について検討してまいります。

⑧最新の被保護者調査によると、被保護世帯は、高齢世帯が55.5%、傷病者・障害者世帯が24.9%で、双方を合計すると80.9%。これが現在の生活保護世帯の現状と考えたときに、こうした現状の中で基本目標を達成するために、何をどのように評価するのかということとは、是非検討を続けていただきたい。

数値の達成成否はもちろん大事だが、政策評価の重要な役割の一つは、所管課が一体何をこの政策で達成しようとしているのか、どういう方向で何をやろうとしているのかというのを、政策評価の指標や目標を通じて示すということ。それも踏まえて対応をお願いしたい。

⇒ご指摘のとおり、政策評価を実施するに当たっては、政策の重点的な施策・取組を明確化するとともに、当該施策・取組の実施状況を把握するための指標や適切な目標値を設定することが重要と考えており、令和8年度以降の目標・指標の設定に当たっては、こうした基本的な考え方の下、しっかりと検討してまいります。

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分) ④【進展が大きい】

(判定結果) B【目標達成に向けて進展あり】

(判定理由)

【達成目標1:就労支援を適切に行う】

・指標1(被保護者就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率(アウトプット))については、被保護者就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率を65%になるよう目標を設定していた。令和5年度実績値は現在集計中であるものの、令和2～4年度は新型コロナウイルスの影響により対面での支援が困難であった等、事業実施の効果が現れるのは厳しい状況であった。新型コロナウイルスの影響が小さくなる令和5年度においては、令和4年度の実績値(47.9%)を下回るとは想定されないが、目標に対する達成度合いが8割(52%)以上になると見込むことは困難であることから、指標の達成状況としては「(×)」(未達成)と判断した。

・指標2(就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合(アウトカム))については、就労増収者の割合を50%になるよう目標を設定していた。令和5年度実績値は現在集計中であるものの、令和4年度実績値は、38.1%で対前年度比で1.9%増加している。新型コロナウイルスの影響が小さくなる令和5年度においては、求人数も増加し、就労率は引き続き増加し、少なくとも令和2年度の水準(36.3%)にまでは回復するものと想定し、目標に対する達成度合いは8割(40%)以上になると見込み、指標の達成状況としては「(△)」(概ね達成)と判断した。

・指標3(「その他の世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)(アウトカム))については、その他の世帯の就労率を45%になるよう目標を設定していた。令和5年度実績値は現在集計中であるものの、令和4年度実績値は、33.6%であり、対前年度比で微減となっている。新型コロナウイルスの影響が小さくなる令和5年度には、求人数も増加し、就労率は引き続き増加し、少なくとも令和2年度の水準(36.3%)にまでは回復するものと想定し、目標に対する達成度合いは8割(36%)以上になると見込み、指標の達成状況としては「(△)」(概ね達成)と判断した。

【達成目標2:被保護者就労準備支援事業等を活用した、自立支援の取組強化を行う】

・指標4(被保護者就労支援事業等の活用により日常生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合(アウトカム))については、被保護者就労支援事業等により日常生活が改善した者の割合を令和5年度には24%と設定していた。令和4年度実績は、20.6%であり、新型コロナウイルスの影響が小さくなる令和5年度においては、電話での対応や、コロナ禍で実施されなかった対面での支援も行われることから、目標に対する達成度合いは少なくとも対前年度から減少することなく、8割(19.2%)以上になると見込み、指標の達成状況としては「(△)」(概ね達成)と判断した。

・指標5(被保護者就労支援事業等の活用により社会生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合(アウトカム))については、被保護者就労支援事業等により社会生活が改善した者の割合を令和5年度には26%と設定していた。令和4年度実績値は、21.5%であり、対前年度比では4.1%減少しているが、これは長引く新型コロナウイルスの影響により、人が集まる場所に行けない等、状態像が改善するには困難な状況にあったことが要因であると想定される。新型コロナウイルスの影響が少なくなる令和5年度においては、目標に対する達成度合いは少なくとも対前年度から減少することなく、8割(20.8%)以上になると見込み、指標の達成状況としては「(△)」(概ね達成)と判断した。

【達成目標3:頻回受診に係る適正受診指導の取組徹底・強化による改善者数の向上を行う】

・指標6については現在集計中であるが、令和3年度と令和4年度の実績を踏まえると増加傾向であり、令和5年度は50%程度に到達すると考えられ、目標値の8割を超える見込みであるため、目標達成に向けて進展があると評価した。

【達成目標4:後発医薬品使用促進の取組強化及び後発医薬品使用割合の向上を行う】

・指標7、8については、全て目標値を達成している。

【総括】

・測定指標が8指標あるうち、主要な指標は6指標あり、概ね達成見込み(△)が5つ、達成(O)が1つという結果となっている。
・主要な指標以外の指標は2指標あり、目標達成(O)と未達成見込み(×)で各々1指標ずつとなっている。
・以上から、評価基準に照らし、目標達成度合いの測定結果としては④【進展が大きい】、総合判定としてはB【達成に向けて進展あり】と判断した。

総合判定

評価結果と今後の方向性	<p>(有効性の評価)</p> <p>【達成目標1:就労支援を適切に行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1～3については、稼働能力を有する生活保護受給者の就労支援に関しては、これまでも、ハローワークとの連携による「生活保護受給者等就労自立促進事業」、就労支援員の配置等の「被保護者就労支援事業」、また、就労意欲や基本的な生活習慣等に課題を抱える者に関しては「被保護者就労準備支援事業」に取り組んでいたところである。これらの就労関連事業の活用により、就労可能な被保護者のうち、就労に繋がりを、自立に至っている実績も出ていることから、こうした取組が全体として一定程度有効に機能していると評価できる。 他方で、指標1については、令和4年度実績値は令和2・3年度実績値よりも低く、目標未達見込み(×)となったが、その要因としては、長引くコロナ禍の影響により、引きこもり状態となり、就労に対する意欲喚起が困難となったこと等が考えられる。 <p>【達成目標2:被保護者就労準備支援事業等を活用した、自立支援の取組強化を行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標4、5については、令和4年12月20日に公表された「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」において、KPIの設定に関して、経済的自立だけでなく、3つの自立(経済的自立、日常生活自立、社会生活自立)の概念を念頭に置いた設定が必要とされたことを踏まえて、令和5年度よりこの目標を掲げている。この取組により、日常生活や社会生活の自立に課題を有する被保護者の状態像が改善された実績も出しており、こうした取組が一定程度有効に機能していると評価できる。 <p>【達成目標3:頻回受診に係る適正受診指導の取組徹底・強化による改善者数の向上を行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標6については、自治体において、①一定回数以上の頻回受診者について、医療機関受診の際に保健師等が付き添う等の指導の強化、②かかりつけの医師と協議の上、患者指導を行う医師の委嘱、③頻回受診指導を行っても指導に従わず、改善が見られないものを対象として、有効期限が1か月より短い医療券を発行し、指導の機会を創出する取組などを実施した場合に、必要な経費を補助する事業を実施しているところであり、対象者の約半数については改善が見られることから、こうした取組が一定程度有効に機能していると評価できる。 <p>【達成目標4:後発医薬品使用促進の取組強化及び後発医薬品使用割合の向上を行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標7、8については、被保護者については通常医療に係る患者負担が発生しないことから、後発医薬品を選択する動機付けが働きにくいことを踏まえ、平成30年の生活保護法改正により、医師等が医学的知見等に基づいて使用できると判断した場合には、後発医薬品の使用を原則とする取扱とされたところ。平成30年10月1日に施行されたことを受け、後発医薬品使用促進計画の策定などの自治体の取組も進んでいることが有効に機能していると評価できる。
施策の分析	<p>(現状分析)</p> <p>【達成目標1:就労支援を適切に行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1～3については、新型コロナウイルスの影響などにより、目標値の達成は至っていない。その一方で、就労可能な被保護者のうち、就労に繋がりを、自立に至っている実績も出ているところである。昨今、様々な就労形態がある中で、各自治体では社会情勢の変化も踏まえ、就労支援を工夫したものの、新型コロナウイルスの影響は大きかったという声もある。これらを踏まえ、今後も被保護者の就労支援は、被保護者の自立に資するものと評価し、引き続き取り組んでいく。 <p>【達成目標2:被保護者就労準備支援事業等を活用した、自立支援の取組強化を行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標4、5については、目標値を概ね達成しているものの、日常生活や社会生活の面で課題を抱え、自立に一定程度の時間を要する被保護者も存在していることから、引き続き、個々の状況や課題に応じて、効果的と考えられる支援メニューを企画・立案し、計画的かつ一貫した支援を進める必要がある。 <p>【達成目標3:頻回受診に係る適正受診指導の取組徹底・強化による改善者数の向上を行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標6については、これまで補助事業を通じて自治体における頻回受診対策の取組を支援してきたところであり、一定程度頻回受診の改善が図られている。一方、指導対象者の選定はレセプトから抽出して行うため、受診から実際の指導まで2ヶ月程度のタイムラグが生じることから、より早期支援の必要性が指摘されていることや、福祉事務所における専門職の関与等体制面の課題があり、これらの課題も踏まえた上で一層の取組を進める必要がある。 <p>【達成目標4:後発医薬品使用促進の取組強化及び後発医薬品使用割合の向上を行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標7については目標値を達成する見込みであり、指標8については目標値を達成している。
	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p>【達成目標1:就労支援を適切に行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1～3については、目標値が未達成見込みの状況であるが、令和2～4年度の状況について各自治体に聞き取ったところ、新型コロナウイルスの影響により対面での就労支援が困難であったこと、就労意欲の喚起が困難であったこと、求人数の減少により就職先の選択肢がせばまったこと等の影響が指摘されている。新型コロナウイルスの影響が小さくなる令和5年度以降は事業への参加者数等は上昇するものと考えられ、また達成目標2に記載の制度の見直し(令和7年4月1日施行)による被保護者就労準備支援事業の効果も踏まえ、今後、目標達成のための一層の取組を実施していく。 <p>【達成目標2:被保護者就労準備支援事業等を活用した、自立支援の取組強化を行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標4、5については、目標値を概ね達成している状況であるが、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第21号)において、被保護者就労準備支援事業を法定化するとともに、保護の実施機関が必要と認める場合は、生活困窮者向けの就労準備支援事業を被保護者が活用できるよう見直しを行った(令和7年4月1日施行)ところ。今まで未実施であった実施機関においても新たに事業を開始することも想定されることから、目標達成のため一層の取組を実施していく。 <p>【達成目標3:頻回受診に係る適正受診指導の取組徹底・強化による改善者数の向上を行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標6については、目標値の達成に向け、令和6年3月に開始した、医療扶助におけるマイナンバーカードによるオンライン資格確認の機能の一部である、資格確認実績ログを活用するといった新たな手法も活用した取組や、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律において努力義務として創設した、都道府県が、市町村に対し、広域的観点から医療扶助等に関する取組目標の設定・評価やデータ分析に係る必要な助言等を行う仕組み(令和7年4月1日施行)により、目標達成のための一層の取組を実施していく。 <p>【達成目標4:後発医薬品使用促進の取組強化及び後発医薬品使用割合の向上を行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標7、8については、後発医薬品の使用割合に係る目標値を既に達成しており、今後は、医療全体の後発医薬品の使用割合の目標等を踏まえて検討する。
次期目標等への反映の方向性	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p>【達成目標1:就労支援を適切に行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1～3については、目標値が未達成見込みの状況であるが、令和2～4年度の状況について各自治体に聞き取ったところ、新型コロナウイルスの影響により対面での就労支援が困難であったこと、就労意欲の喚起が困難であったこと、求人数の減少により就職先の選択肢がせばまったこと等の影響が指摘されている。新型コロナウイルスの影響が小さくなる令和5年度以降は事業への参加者数等は上昇するものと考えられ、また達成目標2に記載の制度の見直し(令和7年4月1日施行)による被保護者就労準備支援事業の効果も踏まえ、今後、目標達成のための一層の取組を実施していく。 <p>【達成目標2:被保護者就労準備支援事業等を活用した、自立支援の取組強化を行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標4、5については、目標値を概ね達成している状況であるが、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第21号)において、被保護者就労準備支援事業を法定化するとともに、保護の実施機関が必要と認める場合は、生活困窮者向けの就労準備支援事業を被保護者が活用できるよう見直しを行った(令和7年4月1日施行)ところ。今まで未実施であった実施機関においても新たに事業を開始することも想定されることから、目標達成のため一層の取組を実施していく。 <p>【達成目標3:頻回受診に係る適正受診指導の取組徹底・強化による改善者数の向上を行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標6については、目標値の達成に向け、令和6年3月に開始した、医療扶助におけるマイナンバーカードによるオンライン資格確認の機能の一部である、資格確認実績ログを活用するといった新たな手法も活用した取組や、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律において努力義務として創設した、都道府県が、市町村に対し、広域的観点から医療扶助等に関する取組目標の設定・評価やデータ分析に係る必要な助言等を行う仕組み(令和7年4月1日施行)により、目標達成のための一層の取組を実施していく。 <p>【達成目標4:後発医薬品使用促進の取組強化及び後発医薬品使用割合の向上を行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標7、8については、後発医薬品の使用割合に係る目標値を既に達成しており、今後は、医療全体の後発医薬品の使用割合の目標等を踏まえて検討する。
参考・関連資料等	<p>・生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第21号)の概要 URL: https://www.mhlw.go.jp/content/12501000/001254570.pdf</p>

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	保護課長 竹内 尚也	政策評価実施時期	令和6年7月
-------	--------	--------	---------------	----------	--------

実績評価書

(厚生労働省5(Ⅶ-3-1))

施策目標名	戦傷病者、戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと(施策目標Ⅶ-3-1) 基本目標Ⅶ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉のサービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を行うこと 施策大目標3: 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと
施策の概要	本施策は、以下を柱に実施している。 1. 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)に基づき、軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族への援護年金及び弔慰金の支給を始め、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づき、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し療養の給付等の援護を行い、また、各種特別給付金支給法及び特別弔慰金支給法に基づき、戦傷病者、戦没者の身近な親族に対し、国として特別の慰籍又は弔慰を表すために特別弔慰金等の支給を行っている。 2. 平成11年3月に開設された昭和館において、戦没者遺児をはじめとする戦没者遺族が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び歴史的情報を収集し、保存することにより、次世代にその労苦を知る機会を提供している。また、平成18年3月に開設されたしょうけい館において、戦傷病者が戦地で体験した労苦並びに戦傷病者及びその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代に伝えている。 3. 戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、慰霊巡拝、及び慰霊友好親善事業、並びに慰霊碑の適切な維持管理等を実施する。 ・ 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号) 4. 中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立支援を行う。 ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) 5. 終戦後に旧陸海軍等から引き継いだ人事関係等資料を適切に整備保管するとともに、これらを活用して履歴証明の発行、恩給請求書類の総務省への進達、抑留者調査と関係遺族へのお知らせを行う。 ・ 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号) ・ 恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号) ・ 捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定(平成3年外務省告示第311号)
施策を取り巻く現状	1. 戦傷病者、戦没者遺族等への援護 ・ 軍人軍属等のうち公務傷病等により障害の状態となった者や、死亡した軍人軍属等の遺族に対して、国家補償の精神に基づき援護を行っている。 ・ 受給者等の高齢化が進んでいる(援護年金受給者: 約1.8千人、平均年齢92.4歳(令和5年度末現在))。 ・ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、一定範囲の遺族に対して、無利子の記名国債の交付をもって支給している。特別弔慰金等の裁定は都道府県に委託しており、国としては、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進している。 ・ 第11回特別弔慰金の請求期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までであり、令和6年3月末現在の請求受付件数は約76.8万件、裁定県処理済み件数は約76.7万件。 2. 次世代への継承 ・ 「昭和館」では、戦中・戦後の国民生活上の労苦を伝える役割、「しょうけい館」では戦傷病者とその家族の労苦を伝える役割を果たしている。 ・ 戦後78年が経過し、当時を知る関係者も高齢化していることから、次世代への労苦継承は喫緊の課題となっている。 3. 戦没者の遺骨収集事業、慰霊巡拝等の推進 ・ 先の大戦における海外戦没者(沖縄及び硫黄島を含む。)は約240万人。 ・ 未収骨遺骨約112万柱のうち、約30万柱が沈没した艦船の遺骨で、約23万柱が相手国・地域の事情により収容困難な状況にある。これらを除く約59万柱の御遺骨を中心に、現地調査や遺骨収集を推進。 ・ 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号)において、戦没者の遺骨収集が国の責務と位置づけられ、平成28年度から令和11年度までの間を遺骨収集の推進に関する施策の「集中実施期間」とすることとした。 ・ 収容した戦没者の遺骨のDNA鑑定や遺留品調査等を実施し、身元が特定された場合は遺族へ伝達し、身元が特定できず遺族に引き渡すことのできない遺骨は千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨。 ・ 遺骨収集事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地で政府主催の追悼式を実施。また、慰霊碑について、経年劣化等により補修が必要となった場合は補修工事を実施するなど、維持管理等を実施。 4. 中国残留邦人等への支援 ・ 永住帰国した中国残留邦人等の自立を支援するため、地域の実情に応じて、医療機関で受診する場合に通訳を行う自立支援通訳や日常生活の諸問題に関する相談等に応じ必要な援助を行う自立指導員の派遣、日本語の習得や維持のほか、地域での孤立防止を目的とした高齢者向けの「日本語交流サロン」等を実施。 ・ 中国残留邦人等の平均年齢は後期高齢者に達し、高齢化に伴い医療や介護サービスの利用が増加しているが、長年中国等で暮らしてきたことによる生活習慣の違いや言葉の問題で、自身の要望を伝えられない、会話ができず孤独感を感じる等、介護サービスの利用等に不安のある中国残留邦人等が増加しているため、当該高齢化への対応として全国7か所に設置している中国帰国者支援・交流センターに、介護支援コーディネーターを配置し、「語りかけボランティア」の募集・研修及び介護事業所等への訪問の調整等を実施。「語りかけボランティア」は、介護事業所等において、介護サービス利用中の中国残留邦人等に対して中国語等による語りかけ支援を実施。 5. 旧陸海軍関係の恩給進達等の事務 ・ 旧陸海軍軍人・軍属の軍歴は、恩給及び各種共済組合の退職年金への通算対象となるほか、叙勲等の際に軍歴が必要とされる。 ・ 旧陸海軍の人事記録を引き継いだ厚生労働省及び各都道府県は、これら関係者からの請求に応じ、軍歴証明書を発行し、交付している。 ・ 軍人・軍属及びその遺族からの恩給請求について、請求者の退職当時の本籍地を管轄する都道府県から恩給請求書類の送付を受け、必要な審査を行った後、裁定庁である総務省に進達している。 ・ ロシア政府等より提供された名簿等と日本側資料との照合調査を行い、死亡者を特定した場合は、都道府県の協力を得て遺族調査を実施し、提供された名簿等の記載内容を遺族にお知らせしている。 ・ 旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、上記の速やかな対応が求められている。

施策実現のための課題	1	援護の対象者の高齢化が進む一方、依然として多くの方が援護を受けており、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法等に基づく事務(都道府県へ委託する分を含む)を迅速かつ適切に処理することが課題である。
	2	戦後75年以上が経過し、戦中・戦後の労苦を体験した方々が少なくなる中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ伝えていくことが課題である。
	3	戦後75年以上が経過してもなお、いまだ多くの戦没者の遺骨が収集されていないことが課題である。また、戦没者遺族から戦没者の慰霊追悼の施策の実施を求められている。
	4	中国残留邦人等には言葉の問題を抱えている方が多く、現在高齢化が進んでいる状況にあり、日常生活上の手助けの必要性が増しており、地域における支援の充実が課題である。
	5	援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな履歴証明や恩給請求書の内容確認が求められており、また、整備保管する旧陸海軍人事関係等資料は、抑留中死亡者に関する情報が不足する中、ロシア連邦政府等からの資料取得を迅速かつ適切に行うことが課題である。

達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
目標1 (課題1)	援護年金及び弔慰金の請求に対して、迅速かつ適切に裁定を行うとともに、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進すること。	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑み、請求から支給に至る事務を早期に処理し、少しでも早く給付を受けていただくことが重要であるため。
目標2 (課題2)	戦中・戦後の労苦を次世代に継承するため、昭と館、しょうけい館の一層の充実を図る。	戦後75年以上が経過し、戦中・戦後の労苦を体験した方々が少なくなる中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代に継承することの重要性が高まっているため。
目標3 (課題3)	戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等を着実に実施すること。	遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、戦没者の慰霊追悼を行うため、慰霊巡拝等を着実に実施し、戦没者遺族の慰藉を図ることが重要であるため。
目標4 (課題4)	言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実を図ること。	高齢化する中国残留邦人等の支援のためには、地域におけるきめ細かな支援が重要であるため。
目標5 (課題5)	遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の取得及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係資料を的確に活用し、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知を行うこと。	一定の事務処理期間を設定することで、迅速な履歴証明の発行と、恩給進達を担保することができるため。 ロシア連邦政府等からの資料の取得及びその資料を迅速に照合することが、早期の抑留中死亡者特定と関係遺族への通知に繋がるため。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	当初予算(a)	12,975,031	11,782,010	11,219,587	10,416,809
補正予算(b)	0	426,879	-289,673	117,662	
繰越し等(c)	-434,057	-175,379	176,975	66,370	
合計(a+b+c)	12,540,974	12,033,510	11,106,889	10,600,841	
執行額(千円、d)	11,458,865	10,509,965	9,942,129	9,735,756	
執行率(%、d/(a+b+c))	91.4%	87.3%	89.5%	91.8%	

施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明	令和4年2月25日	援護施策については、国の責務として、可能な限り多くの御遺骨を収集し、御遺族に早期にお渡しできるように、全力を尽くします。また、慰霊事業に取り組むとともに、戦傷病者や戦没者遺族に対する年金や特別弔慰金等の支給、中国残留邦人等に対する支援策について、引き続き、きめ細かく実施します。

達成目標1について	援護年金及び弔慰金の請求に対して、迅速かつ適切に裁定を行うとともに、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進すること。										
測定指標	指標1 援護年金及び弔慰金について、請求の受付後6か月以内に裁定を行った件数の割合(アウトカム)	指標の選定理由	・受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、援護年金等の裁定を迅速に行うことが重要である。事務処理期間の目標を設けることにより、迅速な裁定を担保する。(援護年金受給者:約1.8千人、平均年齢92.4歳(令和5年度末現在)) (出典):業務上取得した計数による。								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・目標値については、過去5年間(平成30年度から令和4年度)の平均した処理状況が87%であることから、この水準以上を設定する。 (参考1)平成29年度実績93.7%、平成30年度実績96.5% (参考2)令和5年度実績値87.1%は分母:受付件数(311件)、分子:受付件数のうち6か月以内処理件数(27件)から算出したもの。								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
		平成30年度から令和4年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	過去5年間の実績値平均を上回る値	○	△	
		87%	93%以上	93%以上	93%以上	91%以上	88%以上	88%			
		93.3%	87.5%	77.0%	81.5%	87.1%					
	【参考】指標2 第11回特別弔慰金について、請求受付件数の累計(単位:千件)	実績値									
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
		—	574	682	762	768					
	【参考】指標3 第11回特別弔慰金について、裁定済処理済み件数の累計(単位:千件)	実績値									
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
	—	324	658	744	767						

達成目標2について		戦中・戦後の労苦を次世代に継承するため、昭和館、しょうけい館の一層の充実を図る。								
測定指標	指標4 昭和館の累計入館者数 (アウトカム)	指標の選定理由	・より多くの方々方が昭和館に来館することが、戦没者遺族が体験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定する。 (出典):業務上取得した計数による。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・目標値については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて来館者数が感染拡大前と比較して減少しており、一定の来館者数を保つことが課題となっている。 ・感染状況を踏まえた具体的な数値の設定が困難であるため前年度以上の入館者数を毎年度の目標値とする。中期的には、戦後71年から80年の10年間(平成28年度～令和7年度)においても戦後61年から70年の10年間の来館者数の水準(平成18年度～平成27年度の実績:約313万人)を目指し、令和7年度に累計入館者数約785万人(平成27年度までの累計入館者数約472万人+約313万人)を目標値とする。 【参考】令和5年度末までの累計入館者数(実績):676万人)							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		平成27年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	○	○
		4,717,392人	前年度 (417,355人)以上	前年度 (346,060人)以上	前年度 (71,114人)以上	前年度 (82,463人)以上	前年度 (143,415人)以上	7,852,378人以上		
		346,060人	71,114人	82,463人	143,415人	169,170人				
	指標5 しょうけい館の累計入館者数 (アウトカム)	指標の選定理由	・より多くの方々方がしょうけい館に来館することが、戦傷病者とその家族が戦中・戦後に体験した労苦を次世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定する。 (出典):業務上取得した計数による。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・目標値については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて来館者数が大幅な減少傾向にあり、一定の来館者数を保つことが課題となっている。 ・感染状況を踏まえた具体的な数値の設定が困難であるため前年度以上の入館者数を毎年度の目標値とする。中期的には、戦後71年から80年の10年間(平成28年度～令和7年度)においても、同館が開館した年でもある戦後61年から70年の10年間の来館者数の水準(平成18年度～平成27年度の実績:約122万人)を目指し、令和7年度に累計入館者数約244万人(平成27年度までの累計入館者数約122万人+約122万人)を目標値とする。 【参考】令和5年度末までの累計入館者数(実績):178万人)							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		平成27年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	×	
1,220,132人		前年度 (134,851人)以上	前年度 (124,300人)以上	前年度 (16,982人)以上	前年度 (15,745人)以上	前年度 (18,158人)以上	2,440,264人以上			
	124,300人	16,982人	15,745人	18,158人	8,683人					

達成目標3について		戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等を着実に実施すること。								
測定指標	指標6 慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答える者の割合 (アウトカム)	指標の選定理由	・慰霊巡拝事業は、遺骨収集事業を補完し、戦没者遺族の慰藉を目的として、旧主要戦域等で戦没者を慰霊する事業である。 ・したがって、その事業目的に鑑み、戦没者遺族から満足度を調査し、より有意義なものとするため、当該数値を測定する。 (出典):業務上取得した計数による。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・慰霊巡拝事業で、より多くの戦没者遺族が慰藉されるよう努めることにしていることから、慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答えた者の割合が過去3年間の平均以上となるよう目標値を定めている。 (参考1)平成28年度実績:91%、平成29年度実績:87%、平成30年度実績:88% (参考2)令和5年度実績値81%は分母:慰霊巡拝参加者アンケート回答人数(207人)、分子:慰霊巡拝参加遺族へのアンケートで慰霊巡拝全体の感想を「満足」と回答した人数(168人)から算出したもの。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	△	
		—	平成28年度から平成30年度までの平均値(89%)以上	平成29年度から令和元年度までの平均値(88%)以上	平成30年度から令和2年度までの平均値(87%)以上	令和元年度から令和3年度までの平均値(87%)以上	令和2年度から令和4年度までの平均値(87%)以上	3年間の平均値以上		
	89%	84%	89%	88%	81%					

測定指標	指標7 戦没者の遺骨が残されている諸地域に職員等を派遣した回数 (アウトプット)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今次の大戦による戦没者の遺骨は、戦後75年を経過した現在でもその多くが海外諸地域等に残されており、より多くの派遣を実施し着実に収容・送還することが遺骨収集事業の推進につながることから、当該数値を測定する。 ・ 遺骨収集事業では、同一地域において複数回遺骨収容を実施する可能性があることを考慮し、事業の進捗状況をより適切に測るため、令和5年度より、新たな測定指標を設定することとした。 							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺骨収集事業は、埋葬地に関する情報等に基づき、相手国政府の許可を得た上で実施するものであり、寄せられた情報量や相手国の事情によって地域別の収容数が左右されるため、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施する指標として、3年間の平均派遣回数以上を目標とする。 ・ なお、令和5年度の年度ごとの目標値については、国内外の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた令和2年度から令和4年度の直近3年間の派遣回数とすると低く設定されてしまうことから、平成29年度から令和元年度までの平均派遣回数を設定することとした。 (参考)平成29年度実績:94回 平成30年度実績:85回 令和元年度実績:76回							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	△
		—	—	—	—	—	平成29年度から令和元年度までの平均派遣回数(85回)以上	3年間の平均派遣回数以上		
	76回	24回	31回	64回	73回					

達成目標4について		言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実を図ること。								
測定指標	指標8 中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数(件) (アウトプット)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国残留邦人等地域生活支援事業とは、中国残留邦人等がそれぞれの地域で生き生きと安心して暮らすことができるよう自治体を実施主体として行っている事業である。 ・ 高齢化する中国残留邦人等の多くは言葉の問題を抱えており、そうした方々の自立の支援につなげるため、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数を測定指標とする。 (出典)中国残留邦人等地域生活支援事業事業報告							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	年々、支援給付を受給する中国残留邦人等が減少していることを踏まえ、目標値は前年度実績×(前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数)以上の派遣数としている。 ※ 目標値における「支援給付受給世帯数の増減率」は、前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数×100%である。 (参考)平成30年度実績:22,158件							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	(△)
		—	前年度の97%(21,520件)以上	前年度の97%(20,464件)以上	前年度の96%(17,563件)以上	前年度の96%(20,023件)以上	前年度の95%(19,344件)以上	前年度実績に支援給付受給世帯数の増減率を乗じた件数以上		
	21,096	18,294	20,857	20,362	R6年11月頃公表予定					
測定指標	指標9 中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立指導員派遣事業での指導員派遣実績数(件) (アウトプット)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国残留邦人等は、長期にわたり海外で生活していたために、言葉や生活習慣等の相違から定着先の地域社会において様々な困難に遭遇している。 ・ このため、日常生活の諸問題に関する相談に応じることが重要であり、中国残留邦人等の自立支援を行うため、自立指導員の指導員派遣実績数を測定指標とする。 (出典)中国残留邦人等地域生活支援事業事業報告							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	年々、支援給付を受給する中国残留邦人等が減少していることを踏まえ、目標値は前年度実績×(前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数)以上の派遣数としている。 ※ 目標値における「支援給付受給世帯数の増減率」は、前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数×100%である。 (参考)平成30年度実績:1,573件							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	(△)
		—	前年度の97%(1,526件)以上	前年度の97%(1,254件)以上	前年度の96%(1,036件)以上	前年度の96%(1,103件)以上	前年度の95%(1,132件)以上	前年度実績に支援給付受給世帯数の増減率を乗じた件数以上		
	1,292	1,079	1,148	1,191	R6年11月頃公表予定					

達成目標5について 遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の取得及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係資料を的確に活用し、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知を行うこと。

測定指標	指標10 履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内に処理した割合 (アウトカム)	指標の選定理由	・ 援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな履歴証明を行うという課題に対して、受付後一定期間内に処理した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 (出典):業務上取得した計数による。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・ 軍人軍属であった期間の年金通算や叙勲申請に伴う軍歴証明を迅速に行うため、履歴証明を受付後、概ね3ヶ月以内に処理した割合を測定し、毎年度100%を目標値とする。 (参考1)平成29年度実績:100%、平成30年度実績:100% (参考2)令和5年度実績値100%は分母:令和5年度の受付件数(2,852件)、分子:受付後3ヶ月以内に処理した件数(2,852件)から算出したもの。							
		基準値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					目標値	主要な指標	達成
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	○
		—	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
		—	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	指標11 恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合 (アウトカム)	指標の選定理由	・ 援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな恩給請求書の内容確認を行うという課題に対して、受付後一定期間内に処理した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 (出典):業務上取得した計数による。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・ 受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、裁定庁である総務省への進達を迅速に行うことが重要である。 ・ 事務処理期間の目標を設けることにより、迅速な事務処理が担保できると考える。 (参考1)平成29年度実績:100%、平成30年度実績:98% (参考2)令和5年度実績値100%は分母:令和5年度に総務省に進達した件数(9件)、分子:令和5年度に総務省に進達した件数のうち恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した件数(9件)から算出したもの。							
		基準値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					目標値	主要な指標	達成
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	○
		—	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
		—	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
指標12 ロシア連邦政府等から提供された抑留者に関する資料のうち、前年度中に翻訳・解析が終了した者について、日本側資料との照合調査が終了した割合 (アウトカム)	指標の選定理由	・ 抑留中死亡者に関する情報が不足する中、ロシア連邦政府等からの資料取得を迅速かつ適切に行うという課題に対して、前年度中にロシア連邦政府等から取得した資料の翻訳・解析が終了した者について、日本側資料との照合調査が終了した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 (出典):業務上取得した計数による。								
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・ 戦後75年以上が経過し、関係遺族の高齢化が進む状況を踏まえ、抑留中死亡者の早期特定に努める必要がある。 ・ 但し、特定に繋がるかどうかは、ロシア連邦政府等から提供される資料の内容に左右されるため、日本側資料との照合数を目標とする。 (参考1)平成29年度実績:100%、平成30年度実績:100% (参考2)令和5年度実績値100%は分母:前年度中に翻訳・解析が終了した者の件数(20件)、分子:日本側資料との照合調査が終了した者の件数(20件)から算出したもの。								
	基準値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					目標値	主要な指標	達成	
	—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	○	
	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%			
	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%			

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

<p>第16回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ(令和6年7月22日開催)で議論いただいたところ、以下のご意見があり、これを踏まえ、以下に示すような対応を行った。</p> <p>【達成目標1の指標1について】</p> <p>①事務処理期間の目標としている6か月について、短縮することはできないか。また、実績値はかなり高い数値だが、この目標値(88%)をこのまま継続するのか。</p> <p>⇒当該事務処理期間の目標は、申請者からの申請資料提出後、申請者に追加の資料提出を求めたり、専門医に医学的要件の判断を求めたりする場合などにおける申請者・医師の対応に必要な期間も考慮して設定している。現状そうした対応に要している期間を踏まえると、引き続き事務処理期間の目標としては「6か月」を維持することが適当であると考えられるが、いずれにしても、申請者へのより丁寧な案内や一定期間書類提出がない方への連絡などの対応の徹底により、裁定の迅速化に努力してまいりたい。</p> <p>また、具体的な目標値については、政策評価に関する計画期間第5期当初より各年度について、「当該年度の過去5年間の実績値平均を上回る値」を設定しているものであり、当該年度の直近5年間の実績値によって変動し得る。令和6年度事前分析表においては、この目標値の設定根拠についてより分かりやすく表記することとしたい。</p>
--

学識経験を有する者の知見の活用	<p>【達成目標2について】</p> <p>②次世代への継承を目的にしていることを踏まえると、地方に住んでいる若者等向けに来訪者数だけではなくホームページの閲覧数を測定指標に据える方法もあるのではないかと。</p> <p>⇒ご指摘のとおり、次世代への継承のためには、インターネットの活用等の工夫が重要であるため、昭和館及びしょうけい館のホームページ閲覧数を参考指標とすることにしたい。</p> <p>③今の学生は、本当に戦争があったことすら多分余りイメージできないような世代にもなっているため、昭和館等においても、ハンセン病の資料館で実施しているようなオンライン見学の取組もぜひ検討いただきたい。</p> <p>⇒昭和館については、すでにご示唆の取組として、常設展示室の紹介動画の公開等を進めているところである(https://www.youtube.com/playlist?list=PLn56hXkUhu1j9BX7sSVNKxPXBJC2F2kEW)。他方、しょうけい館については、戦傷病者個人に関する展示が多く、個人情報の使用許可を取った開館当時と現在では、インターネット環境が大きく異なることも踏まえ、個人情報への配慮の観点からご指摘の取組については慎重な検討が必要であると考えている。他方、ご示唆の内容は大変重要と考えているので、学校等における平和学習授業等に利用できるオンライン学習用のコンテンツの整備等を行うといった、可能な範囲でのオンライン化に取り組んでまいりたい。</p>
	<p>【達成目標4について】</p> <p>④中国残留邦人等の問題について、若い世代の人たちは現実感を持っていないと思われるが、色々な形で色々なデータもWeb上で見られるようになってきているのか。なっているとしたら、積極的に紹介してもらいたい。</p> <p>⇒厚生労働省ホームページにおいて、中国残留邦人等のデータを公開しているところであり、引き続き、当該ホームページについては周知を行ってまいりたい。また、中国帰国者支援・交流センターで実施するシンポジウムや語り部事業等を通じて中国残留邦人等の問題について一層の理解促進に努めてまいりたい。</p> <p>厚生労働省ホームページ(中国残留邦人等への援護) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido02/index.html</p>

総合判定	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>④【進展が大きくない】</p>
	<p>B【達成に向けて進展あり】</p> <p>(判定理由)</p> <p>【達成目標1 援護年金及び弔慰金の請求に対して、迅速かつ適切に裁定を行うとともに、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、令和5年度の目標達成率が99%であり、目標を概ね達成したものと評価することができる。 <p>【達成目標2 戦中・戦後の労苦を次世代に継承するため、昭和館、しょうけい館の一層の充実を図る】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標4については、令和5年度の目標値を達成した。 指標5については、所在していた地区の再開発計画に伴い移転することとなり、移転に伴う閉館期間が発生したこと等の影響により、目標を達成することができなかった。 <p>【達成目標3 戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等を着実に実施すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標6については、過去5か年度においては参加遺族の8割超～9割近く、令和5年度においては81%の参加遺族が「満足した」と回答しており(目標達成率95%)、戦没者遺族の慰藉を行うという事業の目的を概ね果たし、目標を概ね達成したものと評価することができる。 指標7については、令和5年度の目標達成率は86%となり、目標を概ね達成したものと評価することができる。 <p>【達成目標4 言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実を図ること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標8及び指標9については、令和5年度実績は集計中であるが、令和3年度・令和4年度においては目標値を達成しており、目標値をやや下回った令和元年度・令和2年度においても、目標値に対する達成度合いは8割以上であるため、令和4年度までの実績を踏まえ、令和5年度についても目標については概ね達成と判断した。 <p>【達成目標5 遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の取得及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係資料を的確に活用し、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知を行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標10から指標12については、全て目標値に到達していることから、目標を達成していると判定した。 <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> 以上より、主要な指標以外の1個の測定指標の達成状況が「×」となり、5個の主要な指標のうち「○」が2個となった。指標5のように外的要因の大きい測定指標の未達成もあることから目標達成には相当程度の期間を要すると考えられるが、10個の測定指標のうち9個は概ね達成又は達成できていることも踏まえ、判定結果は④に区分されるものとしてBとした。
	<p>(有効性の評価)</p> <p>【達成目標1 援護年金及び弔慰金の請求に対して、迅速かつ適切に裁定を行うとともに、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1の援護年金及び弔慰金の裁定については、令和4年度・5年度は2年連続で前年度の実績値を上回り、また、令和5年度には目標達成率が99%と概ね目標値を達成しており、迅速な対応によって援護年金等を速やかに受給できることから、有効な施策と評価できる。 測定指標ではないものの、参考指標2、3の第11回特別弔慰金については、対象者から多数の申請があったことも踏まえると、有効な施策と評価できる。 <p>【達成目標2 戦中・戦後の労苦を次世代に継承するため、昭和館、しょうけい館の一層の充実を図る】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標4については、コロナ禍以降入館者数が順調に回復してきていることから、小中学校へ広報を行ったこと及び集客力がある特別企画展を開催したこと等の昭和館の取組は有効に機能していると評価できる。 指標5については、令和5年度は目標未達であったが、その要因としては、しょうけい館が所在していた地区の再開発計画に伴い移転することとなり、移転に伴う閉館期間が発生したこと、閉館期間に開催された3館連携スタンプラリーの不参加(例年参加しており、新規入館者層の獲得が見込まれるもの)、及び閉館に向けた諸準備の確保のため、閉館前の企画展は過去取扱ったテーマを再構成したものを開催し、集客力が十分ではなかった等の外的要因が考えられる。 <p>【達成目標3 戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等を着実に実施すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標6については、過去5か年度においては、慰霊巡拝参加戦没者遺族の8割超～9割近くが「満足した」と回答しており、戦没者遺族の慰藉を目的とした慰霊巡拝事業は有効に機能していると評価できる。他方、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症流行の影響により事業実施を取りやめていた地域における事業を再開した初年度に当たることから、日程の組み方、宿泊ホテル、旅行代金について不満と回答する参加者が見られ、令和5年度実績は81%と例年より若干減少した。 指標7については、相手国事情により事業を実施できない地域を除き、新型コロナウイルス感染症流行前と同水準で派遣を実施しており、遺骨収集を計画的に実施できているものと評価できる。

<p>評価結果と今後の方向性</p>	<p>施策の分析</p>	<p>【達成目標4 言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実を図ること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標8及び指標9については、令和5年度実績は集計中であるが、令和3年度・令和4年度においては目標値を達成しており、目標値をやや下回った令和元年度・令和2年度においても、目標値に対する達成度合いは80%以上であるため、当該施策は有効に機能していると評価できる。
		<p>【達成目標5 遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の取得及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係資料を的確に活用し、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知を行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標10の資料調査・履歴証明については、目標値を達成しており、迅速な対応により必要資料を速やかに取得いただけていることから、有効な施策と評価できる。 指標11の恩給進達については、目標値を達成しており、迅速な対応により恩給を速やかに受給できていることから、有効な施策と評価できる。 指標12の抑留者関係資料の調査については、目標値を達成しており、遺族が自らの親族の死亡の経緯等を把握することができていることから、有効な施策と評価できる。
		<p>(効率性の評価)</p>
		<p>【達成目標1 援護年金及び弔慰金の請求に対して、迅速かつ適切に裁定を行うとともに、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、令和3年度以降、裁定の調査事務等に係る予算額がほぼ一定である中で毎年度目標値に対する達成度合いが8割を超えており、概ね効率的な取組が行われていると評価できる。
		<p>【達成目標2 戦中・戦後の労苦を次世代に継承するため、昭和館、しょうけい館の一層の充実を図る】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標4については、コロナ禍以降大きな予算額の変動がない中で来館促進のための取組を行い、入館者数増を果たしており、効率的な取組が行われているものと評価できる。 指標5については、所在していた地区の再開発計画に伴う移転に伴う移転経費の発生等、外的要因が大きかったことから評価が難しい。
		<p>【達成目標3 戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等を着実に実施すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標6については、令和元年度以降、事業の予算額はほぼ一定であるが、継続的に参加遺族の80%以上の方が「満足した」と回答しており、限られた予算内で地域の選定など効率的な実施ができていると評価できる。 指標7について、令和5年度は、相手国事情等により事業を実施できない地域があったなかで、新型コロナウイルス感染症流行前と同水準まで派遣数が増加し、効率的な執行ができたことと評価できる。
		<p>【達成目標4 言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実を図ること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標8及び指標9については、毎年度、前年度以前の事業実績を踏まえ、実施機関の事業計画を精査し、必要に応じて見直しを行っており、効率的に事業が実施されていると評価できる。
		<p>【達成目標5 遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の取得及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係資料を的確に活用し、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知を行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標10、指標11、指標12については、令和3年度以降予算額がほぼ一定である中で、毎年度目標値を達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。
		<p>(現状分析)</p>
		<p>【達成目標1 援護年金及び弔慰金の請求に対して、迅速かつ適切に裁定を行うとともに、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、令和5年度は目標達成率が99%となったものの令和2年度以降目標未達が続いている要因としては、援護法に規定する身分や公務性等の判断が必要な案件や、医学的要件を専門医に判断を求める案件について、申請者に追加資料の提出を求めたところ、その資料の所在確認・提出に時間を要したことが挙げられる。今後は、引き続き迅速な対応を継続するとともに、申請書類の補正に要する時間の短縮等に向け、事務面での改善を図る必要がある。
<p>【達成目標2 戦中・戦後の労苦を次世代に継承するため、昭和館、しょうけい館の一層の充実を図る】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標4については、コロナ禍以降順調に入館者数が回復し、令和5年度の目標値も達成した(目標達成率118%)とされており、集客力のある特別企画展の開催や、小中学校への積極的な広報の実施等の取組が着実に進展しているものと考えられる。今後は、まずはコロナ禍前の水準を目指し、来館促進に向けた効果的な取組を更に進める必要がある。 指標5については、令和5年度の目標未達の要因としては、所在地区の再開発計画に伴い移転することとなった影響で、移転に伴う閉館期間(令和5年7月31日～10月24日(なお、この時期は例年、1年間の入館者数の約3割を占める時期))が発生したこと、閉館期間に開催された3館連携スタンプラリーの不参加(例年参加しており、新規入館者層の獲得が見込まれるもの)及び、閉館に向けた諸準備の確保のため、閉館前の企画展については過去取扱ったテーマを再構成したものを開催し、集客力が十分ではなかった等の外的要因が考えられる。今後は、昭和館と同様に、まずはコロナ禍前の水準を目指し、来館促進に向けた効果的な取組を着実に進める必要がある。 		
<p>【達成目標3 戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等を着実に実施すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標6については、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症流行の影響により事業実施を取りやめていた地域における事業を再開した初年度に当たることから、令和5年度実績は81%と例年より若干減少した。事業中断期間に参加者側の事情と受入地域側の事情がどのように変化したのか、また、アンケート結果にどのような影響を与えたのか、今後注視する必要がある。 指標7については、令和5年度の目標未達の要因は相手国事情により事業を実施できない地域があったため(外的要因)であるが、これを除くと新型コロナウイルス感染症流行前と同水準で派遣を実施できた。令和5年度の法改正により遺骨収集に関する集中実施期間が令和11年度まで延長されたところであり、今後も、引き続き国内外の情勢等を踏まえながら、計画的に事業を実施する必要がある。 		
<p>【達成目標4 言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実を図ること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標8及び指標9については、令和3年度以降目標値を達成しているところであり、引き続き、中国残留邦人等が減少していることを踏まえ適切に目標値を設定し、着実に事業を実施する必要がある。 		
<p>【達成目標5 遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の取得及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係資料を的確に活用し、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知を行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標10、指標11については、件数は減少しているものの、対象者は高齢化しており、迅速な対応が引き続き必要である。 指標12については、ロシア連邦政府等から新たな資料を取得しており、これらの資料の調査を迅速に進めることが、引き続き必要である。 		

	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p>【達成目標1 援護年金及び弔慰金の請求に対して、迅速かつ適切に裁定を行うとともに、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中で速やかな裁定を行うという課題に対して、受付後一定期間内に処理した割合は施策の進捗状況を測定する上で最適な指標であるため、当該指標を維持し、申請書類の補正に要する時間の短縮等に向け、補正の状況の随時の確認や補正内容・理由について一層明確化する等の事務面での改善を図ることにより、引き続き目標達成を目指していく。 <p>【達成目標2 戦中・戦後の労苦を次世代に継承するため、昭和館、しょうけい館の一層の充実を図る】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標4については、令和5年度は目標値達成したがコロナ前の水準には至っていないため、今後は、まずはコロナ前の水準に戻ることを目指しつつ、令和7年度は戦後80年の節目の年であることから、これに向けた特別企画展の開催や主に小中学生に対する来館の積極的な働きかけ等、更に来館者が増えるよう効果的な取組を行う。なお、現行の最終目標値(令和7年度に累計入館者7,852,378人)の達成には残り2年間(令和6・7年度)で1,089,560人の来館者が必要となるが、コロナによる影響が長期化した結果、当該最終目標値は現時点においては妥当性を欠いた数値であるため、最終目標値を「7,288,522人」に修正することとし、この達成に向け、より一層の来館促進のための取組を実施していく。 指標5についても、今後は、まずはコロナ前の水準に戻ることを目指しつつ、令和7年度は戦後80年の節目の年であることから、これに向けた特別企画展の開催や主に小中学生に対する来館の積極的な働きかけ等、更に来館者が増えるよう効果的な取組を行う。なお、現行の最終目標値(令和7年度に累計入館者2,440,264人)の達成には残り2年間(令和6・7年度)で657,879人の来館者が必要となるが、コロナによる影響の長期化に加え、移転に伴う閉館期間が生じた結果、当該最終目標値は現時点においては妥当性を欠いた数値であるため、最終目標値を「1,911,492人」に修正することとし、この達成に向け、より一層の来館促進のための取組を実施していく。 <p>【達成目標3 戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等を着実に実施すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標6については、概ね順調に推移していることから、今後も、アンケート結果を踏まえつつ、戦没者遺族の慰藉を行うとの事業目的を達成できるよう事業を実施し、引き続き目標達成を目指していく。 指標7については、概ね目標を達成できたことから、今後も、「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」(令和5年7月28日閣議決定)に基づき、遺骨収集を計画的に実施し、引き続き目標達成を目指していく。 <p>【達成目標4 言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実を図ること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標8及び指標9については、近年、中国残留邦人等が減少している状況を踏まえ、支援給付受給世帯数の減少率を反映させて指標としているため、これを維持しつつ引き続き目標達成を目指していく。 <p>【達成目標5 遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の取得及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係資料を的確に活用し、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知を行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標10については、援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな履歴証明を行うという課題に対して、受付後一定期間内に処理した割合は施策の進捗状況を測定する上で最適な指標であり、業務の効率化を図るなどにより、毎年度目標値を達成することができたが、戦後80周年を迎えるにあたり相当程度請求件数が増加することが予想されることから、当該指標及び目標値を維持し、引き続き目標達成を目指していく。 指標11については、毎年度目標値を達成したことから、更なる対応の迅速化を目指し、目標水準の引上げ(1.5ヶ月以内⇒1.25ヶ月以内)とする予定である。 指標12については、現在の指標は新たに取得した資料の内容など外的要因の影響を多く受ける指標であること、また毎年度目標値を達成していることを踏まえ、新たに照合調査の充実という観点からの評価を行うため、次期は抑留中死亡者の特定候補者を選定した数を指標とする予定である。
--	----------------------	---

<p>参考・関連資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号) https://laws.hq.admix.go.jp/document?law_data_id=610369&keyword=&occasion=2024/05/23 ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号) https://laws.hq.admix.go.jp/document?law_data_id=589820&keyword=&occasion=2024/05/23 ・昭和館HP https://www.showakan.go.jp/ ・しょうけい館HP https://www.shokeikan.go.jp/ ・戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成二十八年法律第十二号) https://laws.hq.admix.go.jp/document?law_data_id=613746&keyword=&occasion=2024/05/23 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号) https://laws.hq.admix.go.jp/document?law_data_id=565794&keyword=&occasion=2024/05/23 ・公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号) https://laws.hq.admix.go.jp/document?law_data_id=610422&keyword=&occasion=2024/05/23 ・恩給給与細則(昭和二十八年総理府令第六十七号) https://laws.hq.admix.go.jp/document?law_data_id=600690&keyword=&occasion=2024/05/23 ・捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-H3-2493.pdf
-----------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>社会・援護局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>援護・業務課長 阿部 一貴 援護企画課長 石塚 哲朗 事業課長 浅見 高嗣 援護企画課中国残留 邦人等支援室長 宇口 良子</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和6年7月</p>
--------------	---------------	---------------	--	-----------------	---------------

実績評価書

(厚生労働省5(X-1-2))

<p>施策目標名</p>	<p>高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること(施策目標X-1-2) 基本目標X:高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1:高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>○ 介護保険制度には、保険者である市町村が、地域の高齢者全般を対象に、地域で必要とされているサービスを提供する「地域支援事業」という仕組みがあり、生活支援サービスは、地域支援事業に位置付けられ、市町村が中心となり、要支援者や要介護状態等となるおそれのある高齢者を対象に、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスと日常生活支援に資するサービスを総合的に実施できる、介護予防・日常生活支援総合事業として実施されてきた。</p> <p>○ 地域支援事業については、平成26年の介護保険法(平成9年法律第123号)の改正により、平成27年4月から平成29年4月までに、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村が行う総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等が参加する多様なサービスを総合的に提供する仕組み(以下「新しい総合事業」という。)へと見直しを行った。</p> <p>○ 新しい総合事業は、一般介護予防事業と介護予防・生活支援サービス事業に分かれる。このうち一般介護予防事業は、すべての65歳以上の高齢者を対象としている。住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等による自立支援に資する取組みを推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すものである。</p> <p>○ 介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者や基本チェックリスト(※1)該当者等を対象としている。要支援者や事業の対象者の多様な生活支援ニーズに対応するため、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを事業の対象として支援するものである。事業は大きく分けて以下の4つに分類される。</p> <p>①掃除・洗濯等の日常生活上の支援を訪問により提供する「訪問型サービス」 ②機能訓練や集いの場等への通所により日常生活上の支援を提供する「通所型サービス」 ③栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守り等の提供を行う「その他の生活支援サービス」 ④これらの新しい総合事業によるサービス等が適切に提供されるよう調整する「介護予防ケアマネジメント」 ※1 高齢者が自身で生活機能に低下があるかどうかチェックする質問リストのこと。</p> <hr/> <p>○ 少子高齢化が進む中で、健康寿命の延伸を実現するには、生活習慣病を予防するとともに、社会生活を営む機能を高齢になっても可能な限り維持していくことが重要である。そのため、「21世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」(※2)においても、社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標の中で、高齢化に伴う機能の低下を遅らせるためには、高齢者の健康に焦点を当てた取組みを強化する必要があることを指摘している。</p> <p>※2 健康増進法(平成14年法律第103号)第7条第1項の規定に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針。対象期間は、平成25年度から概ね10年間。</p>
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>1. 介護保険制度をとりまく状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の高齢者数は2043年にピークを迎える見込み(3,953万人)。 要介護認定率及び一人当たり介護給付費が特に高い85歳以上人口は、2035年頃まで一貫して増加。 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加(2025年には約700万人との推計)。 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみ世帯の増加(2040年に31.2%との推計)。 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。 高齢者の生活機能は、75歳以上で急速に低下。身の回りの動作等は維持されていても、買い物、外出等の生活行為ができなくなる傾向。 <hr/> <p>2. 日常生活支援や介護予防</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身世帯等の増加、支援を必要とする軽度の高齢者の増加の中、高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に取り組んでいる。 <hr/> <p>2-1 生活支援・介護予防サービス提供体制(介護予防・日常生活支援総合事業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 従前相当サービスを実施している市町村は、訪問型で1,605市町村(92.2%)、通所型で1,596市町村(91.7%)。従前相当サービス以外の多様なサービスをいずれか実施している市町村は、訪問型で1,142市町村(65.6%)、通所型では1,237市町村(71.1%)。(令和4年度) 通いの場の数及び参加率は令和元年度まで上昇傾向であったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により低下し、令和3年度以降は再び上昇。 <hr/> <p>2-2 関係者間の連携(包括的支援事業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議は1,709市町村(98.2%)で開催。同会議を開催している地域包括支援センターの割合は、95.1%(5,072か所)。年12回以上(月平均1回以上)開催している地域包括支援センターは約2割。(令和4年度) 生活支援コーディネーターは、第1層(市町村区域)では1,701市町村(97.7%)、第2層(日常生活圏域(中学校区域等))では1,680市町村(96.5%)に配置されている。(令和4年度) 協議体は、第1層(市町村区域)では1,649市町村(94.7%)、第2層(日常生活圏域(中学校区域等))では1,599市町村(91.8%)に設置されている。(令和4年度) <hr/> <p>3 予防・健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防とフレイル対策(運動、口腔、栄養等)、生活習慣病対策を一体的に実施するため、市町村が中心となり、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施(令和2年4月～)。 健康寿命については、2010年から2019年で男性で2.26年、女性で1.76年増加(2010年と2013年の対比:男性0.77年・女性0.59年、2010年と2016年の対比:男性1.72年・女性1.17年)。同期間における平均寿命は男性で1.86年、女性で1.15年増加(2010年と2013年の対比:男性0.66年・女性0.31年、2010年と2016年の対比:男性1.43年・女性0.84年)したことから、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加を達成が、さらなる取組を全年代で進める必要がある。

施策実現のための課題	1	【生活支援・介護予防サービス提供体制(介護予防・日常生活支援総合事業等)】 ○ 高齢化や単身世帯等の増加に伴い増加・多様化する生活支援のニーズに地域の実情に応じて対応することが必要。 ○ 生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた、バランスのとれたアプローチが重要。					
	2	【関係者間の連携(包括的支援事業等)】 ○ 関係者の連携により、個別ケースの課題解決から地域課題の発見、その解決に向けた取組までつなげていくことが必要。					
	3	○ 介護予防と生活習慣病対策を一体的に実施し、さらなる健康寿命の延伸を図ることが必要。 ○ 栄養・食生活、口腔、運動、社会参加等、高齢者の特性を踏まえ、健康状態、生活状況等を包括的に把握することが重要。 ○ その結果を踏まえ、健康状態に課題がある高齢者を把握し、介護予防と保健事業が連携して、生活機能の維持・向上に向けた取組を行う必要がある。					
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由				
	目標1 (課題1)	・要支援者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様なニーズに応じて多様な生活支援サービスが利用できる体制を市町村が整備。 ・通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進。	地域包括ケアシステムの構築にあたって、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築が必要であるため。				
	目標2 (課題2)	・生活支援コーディネーターや協議体を活用し、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進。 ・地域ケア会議の開催頻度や検討件数を一定数確保し、個別の課題の積み重ねから、地域の課題の把握・検討・解決。	地域包括ケアシステムの構築にあたって、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、関係者間で連携し、個別課題や地域課題を把握・検討・解決することが重要であるため。				
	目標3 (課題3)	適度な運動、適切な食生活などにより、運動器障害や低栄養を予防し、社会機能の低下を予防する。	高齢者の運動器障害や低栄養による自立度低下や虚弱を防ぐためには、適度な運動などによる健康づくりが必要であるため。				
	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施策の予算額・執行額等	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	202,592,432	199,436,279	197,996,320	198,329,137	185,388,057
		補正予算(b)	0	-1,662	24,000	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	202,592,432	199,434,617	198,020,320	198,329,137	
	執行額(千円、d)	177,424,331	181,614,944	181,168,440	184,564,929		
執行率(%、d/(a+b+c))	87.6%	91.1%	91.5%	93.1%			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)			
	第213回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明		令和6年3月8日	高齢者介護については、感染症や災害への対応力を強化しつつ地域包括ケアシステムを推進するとともに、認知症基本法の目的でもある共生社会の実現に向け、普及啓発や本人発信の支援など総合的な認知症施策に取り組みます。 あわせて、介護ロボット、ICT等を活用した介護現場の生産性向上の取組により、サービスの質の向上や職場環境の一層の改善に取り組むとともに、必要な処遇改善を図るなど、総合的な人材確保対策を進めます。身寄りのない高齢者の身元保証等について、実態把握や課題の整理を進めます。			

達成目標1について

要支援者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様なニーズに応じて多様な生活支援サービスが利用できる体制を市町村が整備。
 ・通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進。

測定指標	指標1 介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービス(基準を緩和したサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス、移動支援)及びその他生活支援サービスを実施している事業所数(アウトプット)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加しており、そのニーズも多様化している。 そのため、介護予防・日常生活支援総合事業において、要支援者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様なニーズに応じて多様な生活支援サービスが利用できる体制を市町村が整備していく必要があることから、その事業所数を指標として選定し、毎年度その数を上伸させることを目標とした。 (出典)：介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査 							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 事業所数については、各自治体において地域の実情に応じたサービス基盤の整備を行うため、具体的な最終目標の設定が困難である。 また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であることから、前年度以上とさせることを目標としている。 (参考)平成28年度実績：6,471事業所 							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		平成29年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	(○)
		22,995事業所	前年度(27,447事業所)以上	前年度(28,492事業所)以上	前年度(28,350事業所)以上	前年度(28,816事業所)以上	前年度(29,000事業所)以上	前年度以上		
			28,492事業所	28,350事業所	28,816事業所	29,000事業所	集計中(R6年度内予定)			
	(内訳)	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
	訪問型：多様なサービス	平成29年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	(○)
	11,159事業所	前年度(12,979事業所)以上	前年度(13,459事業所)以上	前年度(14,066事業所)以上	前年度(14,304事業所)以上	前年度(14,720事業所)以上	前年度以上			
		13,459事業所	14,066事業所	14,304事業所	14,720事業所	集計中(R6年度内予定)				
	(内訳)	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
	通所型：多様なサービス	平成29年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	(○)
	10,061事業所	前年度(12,471事業所)以上	前年度(12,556事業所)以上	前年度(12,433事業所)以上	前年度(12,611事業所)以上	前年度(12,637事業所)以上	前年度以上			
		12,556事業所	12,433事業所	12,611事業所	12,637事業所	集計中(R6年度内予定)				
	(内訳)	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
その他生活支援サービス	平成29年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	△	(△)	
1,775事業所	前年度(1,997事業所)以上	前年度(2,477事業所)以上	前年度(1,851事業所)以上	前年度(1,901事業所)以上	前年度(1,643事業所)以上	前年度以上				
	2,477事業所	1,851事業所	1,901事業所	1,643事業所	集計中(R6年度内予定)					
指標2 介護予防に資する通いの場への参加率 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野17】(アウトプット)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> これからの介護予防は、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた、バランスのとれたアプローチが重要である。 そのため、市町村は、通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する必要があることから、そのための自主活動の場への高齢者の参加率を指標として選定した。 (出典)介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査 								
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和5年度目標値は、令和3年度実績(4.8%)と令和7年度目標値(8%)との差分を均等割りして設定。 (認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策関係閣僚会議決定)(https://www.mhlw.go.jp/content/000522832.pdf) p.10「介護予防に資する通いの場への参加率を8%程度に高める」と記載)								
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
	平成28年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年	○	(△)	
	4.2%	-	6%	-	-	6.4%	8%			
		6.7%	4.5%	4.8%	5.5%	集計中(R6年度内予定)				

達成目標2について

・生活支援コーディネーターや協議体を活用し、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進。
 ・地域ケア会議の開催頻度や検討件数を一定数確保し、個別の課題の積み重ねから、地域の課題の把握・検討・解決。

測定指標	個別ケースを取り扱った地域ケア会議の開催回数 (アウトプット)	指標3	指標の選定理由	・個別ケースを扱う地域ケア会議は、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員等の地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくために行っており、介護支援専門員の資質向上に繋げるためにも有効な手段である。 ・そのため、地域包括支援センター等が積極的に個別ケースを扱う地域ケア会議を開催する必要があることから、毎年度その数を上伸ばせることを目標とした。 (出典): 地域包括支援センター運営状況調査(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ)						目標準	主要な指標	達成
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・開催回数については、各自治体等が地域の実情に応じ必要な支援を行っていくため、具体的な最終目標の設定が困難である。 ・また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であることから、前年度以上とさせることを目標としている。 (参考) 平成27年度実績: 39,014件(※)、平成28年度実績: 33,057件 ※平成28年度実施の調査における、市区町村主催分と地域包括支援日常生活圏域あたりのセンター主催分の合計値									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値				
			年度ごとの実績値									
		平成28年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度				
		33,057件	前年度 (45,607件)以上	前年度 (47,304件)以上	前年度 (41,296件)以上	前年度 (45,329件)以上	前年度 (46,712件)以上	前年度以上				
			47,304件	41,296件	45,329件	46,712件	集計中(11月上旬公表予定)					
		(参考)日常生活圏域あたりの平均実施回数	7.45件	6.32件	6.95件	7.22件	集計中(11月上旬公表予定)					
								○				
									(○)			
測定指標	地域課題を検討する地域ケア会議の開催市町村数 (アウトプット)	指標4	指標の選定理由	・地域課題を検討する地域ケア会議は、複数の個別事例から明らかとなった地域課題を共有し、これを解決するために地域の関係者が参加して地域づくりや政策形成に結び付けていくことにより、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の取組を推進していくために有効な手段である。 ・そのため、地域課題を検討する地域ケア会議を開催する市町村数を指標として選定し、毎年度その数を上伸ばせることを目標とした。 (出典): 地域包括支援センター運営状況調査(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ)						目標準	主要な指標	達成
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・開催市町村数については、各自治体が地域の実情に応じ必要な支援を行っていくため、具体的な最終目標の設定が困難である。 ・また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であることから、前年度以上とさせることを目標としている。 (参考) 平成28年度実績: 1,099市町村で開催									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値				
			年度ごとの実績値									
		平成29年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度				
		1,314市町村	前年度 (1,389市町村)以上	前年度 (1,374市町村)以上	前年度 (1,306市町村)以上	前年度 (1,318市町村)以上	前年度 (1,354市町村)以上	前年度以上				
			1,374市町村	1,306市町村	1,318市町村	1,354市町村	集計中(11月上旬公表予定)					
								○				
									(○)			
測定指標	生活支援コーディネーターの配置人数 (アウトプット)	指標5	指標の選定理由	・生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、多様な主体と連携しながら、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングを行う者であり、その配置は生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体間の情報共有及び連携・協働を推進していくために有効な手段である。 ・そのため、生活支援コーディネーターの配置人数を指標として設定し、毎年度その数を上伸ばせることを目標とした。 (出典): 介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査 ※第1層・第2層の合計延べ人数						目標準	主要な指標	達成
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・配置人数については、各自治体が地域の実情に応じ配置するため、具体的な最終目標の設定が困難である。 ・また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であることから、前年度以上とさせることを目標としている。 (参考) 令和元年度実績: 8,622人									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値				
			年度ごとの実績値									
		令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度				
		9,339人	—	—	前年度 (9,339人)以上	前年度 (8,893人)以上	前年度 (9,203人)以上	前年度以上				
			—	9,339人	8,893人	9,203人	集計中(R6年度内予定)					
								○				
									(○)			

	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議体は、生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場であり、その設置は生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体間の情報共有及び連携・協働を推進していくために有効な手段である。 ・ そのため、協議体の数を指標として設定し、毎年度その数を上伸することを目標とした。 <p>(出典)：介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査 ※第1層・第2層の合計延べ人数</p>							
指標6 協議体の数 (アウトプット)	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置数については、各自治体が地域の実情に応じ設置するため、具体的な最終目標の設定が困難である。 ・ また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であることから、前年度以上とさせることを目標としている。 <p>(参考)令和元年度実績：8,303箇所</p>							
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値							
	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度		
	9,400箇所	-	-	前年度 (9,400箇所) 以上	前年度 (9,453箇所) 以上	前年度 (9,995箇所) 以上	前年度以上		(○)
		-	9,400箇所	9,453箇所	9,995箇所	集計中(R 6年度内 予定)			
指標7	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援コーディネーターや協議体が地域における生活支援体制整備に向けて有効に機能するためには、各市町村が生活支援コーディネーターや協議体が活動するにあたって参考となるデータを整理し、生活支援コーディネーターや協議体とともに、地域の課題の分析や評価等を行うことが必要である。 ・ そのため、市町村におけるデータの整理及び地域課題の分析・評価の実施状況を指標として設定し、毎年度その数を上伸することを目標とした。 <p>(出典)：令和6年度保険者機能強化推進交付金等に係る評価指標(市町村分)</p>							
地域における介護予防・生活支援サービスの提供状況等をデータとして整理するとともに、生活支援コーディネーターや協議体を活用しながら、地域の課題を分析・評価している市町村数(アウトプット)	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点で左記を実施する市町村数は集計中であり、具体的な数値目標を定めることは困難であるため、目標値は「前年度以上」とした。 							
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値							
	令和5年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度		
	456	-	-	-	-	-	前年度以上		-
		-	-	-	-	456			
指標8	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアシステムの構築にあたっては、関係者間で連携し、個別課題や地域課題を把握・検討・解決することが重要であるため、地域包括支援センターと生活支援コーディネーターや協議体との連携を強化する必要がある。 ・ そのため、連携強化に資する支援を行っている市町村数を指標として選定し、毎年度その数を上伸することを目標とした。 <p>(出典)：地域包括支援センター運営状況調査(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ)</p>							
生活支援コーディネーターや協議体等とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っている市町村数(アウトプット)	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点で左記を実施する市町村数は集計中であり、具体的な数値目標を定めることは困難であるため、目標値は「前年度以上」とした。 <p>(参考)令和3年度実績：1605市町村</p>							
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値							
	令和4年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度		
	1,609	-	-	-	前年度 (1,605市 町村)以上	前年度 (1,609市 町村)以上	前年度以上		(○)
		-	-	1,605市町村	1,609市町村	集計中(R 6年度内 予定)			
【参考】指標9 個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合(個別事例の検討件数/受給者数)が0.83%以上の市町村数		実績値							
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
			1,063 市町村	887 市町村	808 市町村	集計中(R 6年度内 予定)			

<p>指標12</p> <p>フレイル予防の普及啓発ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村の割合(アウトカム)</p> <p>【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野21】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	<p>指標の選定理由</p> <p>2020年度から使用する「食事摂取基準(2020年版)」を活用した高齢者のフレイル予防について、自治体でも活用可能な高齢者向けのフレイル予防の普及啓発ツールを令和元年度に作成したことから、当該指標を設定した。目標値は行政栄養士の配置率を考慮して設定し、令和4年度までに本ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村を50%とする。</p> <p>【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p> <p>(出典): 自治体からの報告</p>																																					
	<p>目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p> <p>新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を目標値として設定</p>																																					
	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">基準値</th> <th colspan="5">年度ごとの目標値</th> <th rowspan="2">目標値</th> <th rowspan="2">主要な指標</th> <th rowspan="2">達成</th> </tr> <tr> <th colspan="5">年度ごとの実績値</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>令和元年度</td> <td>令和2年度</td> <td>令和3年度</td> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> <td>令和5年度</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">(×)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>(16.7%)</td> <td>(目安) 33.3%</td> <td>50%以上</td> <td>50%以上</td> <td>50%以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>14.1%</td> <td>17.0%</td> <td>23.9%</td> <td>集計中(令和6年度内公表予定)</td> <td></td> </tr> </table>	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	年度ごとの実績値					—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度		(×)	—	—	(16.7%)	(目安) 33.3%	50%以上	50%以上	50%以上			14.1%	17.0%	23.9%	集計中(令和6年度内公表予定)	
	基準値		年度ごとの目標値								目標値	主要な指標	達成																									
年度ごとの実績値																																						
—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度		(×)																														
—	—	(16.7%)	(目安) 33.3%	50%以上	50%以上	50%以上																																
		14.1%	17.0%	23.9%	集計中(令和6年度内公表予定)																																	
<p>—</p>																																						

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>第16回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ(令和6年7月22日開催)で議論いただいたところ、以下のご意見があり、これを踏まえ、以下に示すような対応を行った。</p>
	<p>【達成目標1の指標1について】</p> <p>①これから身寄りのない高齢者が増えていく中、「見守り」が重要になってくると考えるが、目標設定の仕方を事業所数ではなく、自治体の中でどの程度実施しているかという頻度の面で指標を追加することは出来ないか。</p> <p>⇒ご指摘のとおり、見守りの重要性は厚生労働省としても認識しており、それぞれの自治体での取組も進んできていると承知している。他方で、見守りは、個別のご家庭に訪問して安否確認を行うようなものや、様々な関係者のゆるやかなつながりの中で気づきを促進するようなものなど、その目的、方法、実施主体などが多岐に渡り、地域の実情に応じて体制を整備していくことが重要であると考えます。</p> <p>加えて、身寄りのない高齢者等への支援や支え合いに資する取組としては、ご指摘の見守り体制の整備に加え、個別相談対応や、各種制度の関係機関・関係者が連携した支援など、様々な方法が考えられ、それらを総合した取組として、達成目標2「生活支援コーディネーターや協議体を活用し、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進。」を設定し、「生活支援コーディネーターや協議体等とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っている市町村数」という指標(指標8)を定めている。</p> <p>今後、老人保健健康増進等事業等を活用し介護予防・日常生活支援総合事業の評価のあり方を検討することとしており、当該事業での意見や見守り体制の整備の観点も踏まえ、第10期介護保険事業計画期間に向け、適切な指標等の設定について検討してまいりたい。</p>
	<p>【達成目標1の指標1・達成目標2の指標3～8について】</p> <p>②目標値を「前年度以上」と設定しているものが極めて多いが、これは政策目標と言えるのか。目標値の立て方は、なぜその目標なのか、いつまでにどこまで達成するか、それは可能なか、など、政策を考えていくに当たっての大事なツールであるにもかかわらず、「前年度以上」としてしまうと、それをみすみす逃していることになり、政策評価の意義が減殺されてしまうため、今後に向けて基本的に検討いただきたい。</p> <p>⇒目標値を「前年度以上」と設定しているものについては、各自自治体等が地域の実情に応じた必要な支援を行っていくため、具体的な最終目標の設定が困難であると考えているが、今後、支援を必要とする高齢者の増加や支援のニーズの多様化が見込まれる中で、高齢者が自立した日常生活を送るために地域が必要となる支援を提供する体制づくりが必要となってくることから、着実に「上伸ばさせる」ことが望ましいと考え、目標値を「前年度以上」と設定している。</p> <p>一方、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」(令和5年12月)において、第10期介護保険事業計画期間に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業の効果検証や評価手法の構築を推進することが求められており、今後、老人保健健康増進等事業等を活用して評価のあり方を検討することとしてしているところ。これらを踏まえ、第10期介護保険事業計画期間に向け、適切な指標等の設定について検討してまいりたい。</p>
	<p>【達成目標2について】</p> <p>③地域ケア会議の開催数や生活支援コーディネーターの配置人数等の指標はいずれも高い達成状況となっており、これらに代わり、生活支援コーディネーターの定着等に資するような指標など、新しい指標化に向けて展開を図る必要があると考えるが、何か新しい指標化に向けた議論や展望はあるか。</p> <p>⇒自治体を通じて調査を行っている地域包括支援センターの評価指標については、今年度実施する事業分からは、達成しているか否かだけでなく、段階的に市町村の取組を評価できるような指標に見直しを行ったところ。本調査の結果を踏まえた上で、引き続き第10期介護保険事業計画期間に向け、指標の再検討を進めてまいりたい。</p>
<p>【達成目標3の指標12について】</p> <p>④フレイルは単に栄養の問題か。生活保護基準を下回る状況で生活している高齢者も多く、フレイルの背景に貧困の問題があると思うがいかがか。また、高齢者のピアサポート活動などへの参加も促すと良いと考える。</p> <p>⇒ご知見のとおり、フレイル予防については栄養のみならず、運動、社会参加が重要であると認識している。また、栄養に関しては、平成30年国民健康・栄養調査において、所得が低い層では「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の頻度が週5日以下と回答した者」の割合が低いとの結果が出ている。</p> <p>普及啓発ツールについては、自治体において社会福祉協議会等の関係機関などでも活用いただいている事例があると承知しており、引き続き、本ツールが広く使われるよう取り組んでまいりたい。</p>	

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】</p>
	<p>(判定結果) B【達成に向けて進展あり】</p> <p>(判定理由)</p> <p>【達成目標1 要支援者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様なニーズに応じて多様な生活支援サービスが利用できる体制を市町村が整備。／通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進。】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、令和3年度は内訳・全体いずれも目標値を達成し、令和4年度は内訳のうち、その他生活支援サービスを行う事業所数が減少したが、合計値としては目標を達成したことから、達成度は「○」と見込んだ。 指標2については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に低下したが、令和3年度以降再び上昇しており、目標達成に向けて進展があると評価し、達成度は「△」と見込んだ。

総合判定	<p>【達成目標2 生活支援コーディネーターや協議体を活用し、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進。／地域ケア会議の開催頻度や検討件数を一定数確保し、個別の課題の積み重ねから、地域の課題の把握・検討・解決。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標3～6及び指標8については、令和3・4年度連続で目標値を達成又は概ね達成していることから、達成度は「○」と見込んだ。 ・ 指標7については、目標値を「前年度以上」と設定しているところ、指標の数値は令和5年度から調査しており前年度数値が無いため、今回は判定不能(―)とした。 <p>【達成目標3 適度な運動、適切な食生活などにより、運動器障害や低栄養を予防し、社会機能の低下を予防する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標10・11については、両指標とも「国民健康・栄養調査」を出典としているが、同調査は令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い調査が中止され、令和4年度調査は現在集計中であるため、近年の増減傾向等も含め把握が困難であることから、今回は判定不能(―)とした ・ 指標12については、令和元年度にツールを作成してから徐々に活用が進んできているが、令和4年度までの推移を踏まえ、達成度は「×」と見込んだ。引き続きの活用が進むよう自治体に促してまいりたい。 <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上より、主要な指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さずに目標達成が可能であるとして、判定結果は③に区分されるものとしてBとした。
	<p>(有効性の評価)</p> <p>【達成目標1 要支援者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様なニーズに応じて多様な生活支援サービスが利用できる体制を市町村が整備。／通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1については、合計値では目標を達成することができたことから生活支援・介護予防サービス提供体制の整備に関わる施策の実施は有効に機能していると評価できる。一方で、内訳のその他生活支援サービスを行う事業所数が減少していることから、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」(令和5年12月)も踏まえ、引き続き総合事業の充実に向けた取り組みを進めていく。 ・ 指標2については、令和元年度まで増加傾向にあり、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により低下したものの、令和3年度以降は再び増加に転じているところであり、施策は有効に機能しているものと評価できる。 <p>【達成目標2 生活支援コーディネーターや協議体を活用し、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進。／地域ケア会議の開催頻度や検討件数を一定数確保し、個別の課題の積み重ねから、地域の課題の把握・検討・解決。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標3・4・6・8については、目標値を達成見込みであることから、関係者間の連携(包括的支援事業等)強化のための施策の実施は有効に機能していると評価できる。 ・ 指標5については、令和3年度に生活支援コーディネーターの配置人数が減少したが、その要因としては生活支援コーディネーターの適切な配置のための見直しが適宜行われていることが考えられ、また、令和4年度には再び増加に転じていることから、施策は有効に機能しているものと評価できる。 ・ 指標7については、地域課題のより一層の効果的・効率的な解決に向け、基準年度である令和5年度以上となるよう、引き続き、市町村に対し、生活支援コーディネーターや協議体を活用した地域課題の分析・評価等の実施を促していく。 <p>【達成目標3 適度な運動、適切な食生活などにより、運動器障害や低栄養を予防し、社会機能の低下を予防する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標10・11については、今回は両指標に基づく施策の正確な評価は困難であるが、指標11に関し、地域支援事業等においては、全高齢者を対象とした健康・栄養教育、栄養改善指導、地域における配食サービス等を地域の実情に応じて実施しているところ、当該事業で活用することとしている。「日本人の食事摂取基準(2020年版)」は、高齢者の低栄養予防やフレイル予防も視野に入れて策定されたものであり、低栄養を予防するための科学的根拠の一つとして、有効に機能していると評価できる。 ・ 指標12については、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等において、自治体等で活用するためのツールとして、徐々に活用が進んでいるものの、最新値である令和4年度実績値においては目標値の半分に満たず未達となった。この要因としては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、調理や試食を実施する事業が感染リスクの高い事業として中止や縮小していたこと、また、参加者の減少による啓発の機会が減少したことが考えられる。 <p>(効率性の評価)</p> <p>【達成目標1 要支援者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様なニーズに応じて多様な生活支援サービスが利用できる体制を市町村が整備。／通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護ニーズが増大していく中で、高齢者の自立支援と地域全体で高齢者を支えていく体制の構築を進めると同時に、地域支援事業費の上限管理を行っており(介護予防・日常生活支援総合事業は75歳以上高齢者数の伸び率等を勘案する等)、令和2年度以降は地域支援事業に係る予算額が年々減少する中、指標1については、毎年度概ね目標値を達成しており、また、指標2については、毎年度、事業内容を精査し、必要に応じて事業メニューの見直しを行っており、実績も令和3年度以降順調に上昇していることから、いずれも効率的な取組が行われていると評価できる。
評価結果と今後の方向性	<p>施策の分析</p> <p>【達成目標2 生活支援コーディネーターや協議体を活用し、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進。／地域ケア会議の開催頻度や検討件数を一定数確保し、個別の課題の積み重ねから、地域の課題の把握・検討・解決。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標3から指標6及び指標8については、介護ニーズが増大していく中で、高齢者の自立支援と地域全体で高齢者を支えていく体制の構築を進めると同時に、地域支援事業費の上限管理を行うことにより(介護予防・日常生活支援総合事業は75歳以上高齢者数の伸び率等を勘案する等)、令和2年度以降は地域支援事業に係る予算額が年々減少する中、令和4年度はすべて目標達成し、令和5年度も達成見込みであることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 ・ 指標7については、地域課題のより一層の効果的・効率的な解決に向け、基準年度である令和5年度以上となるよう、引き続き、市町村に対し、生活支援コーディネーターや協議体を活用した地域課題の分析・評価等の実施を促していく必要がある。 <p>【達成目標3 適度な運動、適切な食生活などにより、運動器障害や低栄養を予防し、社会機能の低下を予防する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標10・11については、今回は両指標に基づく施策の正確な評価は困難であるが、指標12については、令和元年度に本ツールを策定して以降、新たに予算を計上していない中でも、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等において徐々に活用が進んできていることから、効率的な取組が行われていると評価できる。

		<p>(現状分析)</p> <p>【達成目標1 要支援者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様なニーズに応じて多様な生活支援サービスが利用できる体制を市町村が整備。／通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1については、内訳の訪問型・通所型は増加しており、目標も達成見込みであるため、次年度以降も引き続き前年度以上の事業所数となるよう着実に施策を進めていくことが重要である。その他生活支援サービスについては、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」(令和5年12月)も踏まえ、引き続き総合事業の充実に向けた取り組みを進めていくことが必要である。 ・ 指標2については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に低下したものの、令和3年度以降は順調に上昇していることから、令和7年度に8%にするという目標に向けて、引き続き通いの場の拡大を推進していくことが必要である。 <p>【達成目標2 生活支援コーディネーターや協議体を活用し、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進。／地域ケア会議の開催頻度や検討件数を一定数確保し、個別の課題の積み重ねから、地域の課題の把握・検討・解決。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標3・4については、令和3年度以降毎年目標達成をしており、順調に増加しているため、次年度以降も関係者間の連携(包括的支援事業等)の強化に資する施策の実施を引き続き進めていくことが必要である。 ・ 指標5・6については、生活支援コーディネーターや協議体は地域の実情に応じて配置(設置)されるものであるため、次年度以降も地域の実情に応じて配置(設置)されるよう周知等を行っていくことが重要である。 ・ 指標7については、令和5年度(基準年度)は456市町村となったが、地域課題のより一層の効果的・効率的な解決に向け、引き続き、市町村に対し、生活支援コーディネーターや協議体を活用した地域課題の分析・評価等の実施を促していく必要がある。 ・ 指標8については、令和3年度・4年度はほぼ同様の実績値で推移しているところ、引き続き、地域包括支援センターと生活支援コーディネーターや協議体の連携強化を着実に進めていく必要がある。 <p>【達成目標3 適度な運動、適切な食生活などにより、運動器障害や低栄養を予防し、社会機能の低下を予防する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標10については、日常生活における歩数は、労働場面・家庭場面・移動場面における歩数の影響が大きいと推測されることから、今後も職域や家庭における機械化・自動化の進展や移動手段の発達、さらには職域におけるテレワークの普及等を考慮した対策が必要である。 ・ 指標11については、フレイル予防の普及啓発ツール(指標12)も活用し、引き続き、関係部局や関係機関等と連携した低栄養予防の取組が必要である。 ・ 指標12については、作成したツールの活用自治体数は徐々に増加しているが、目標値には達していない。ツールの具体的な活用方法や機会、事例等について、引き続き啓発を進めることが必要である。
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p>【達成目標1 要支援者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様なニーズに応じて多様な生活支援サービスが利用できる体制を市町村が整備。／通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1については、引き続き前年度以上の事業所数となるよう、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」(令和5年12月)も踏まえ、引き続き総合事業の充実に向けた取り組みを進めていく。 ・ 指標2については、順調に推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。 <p>【達成目標2 生活支援コーディネーターや協議体を活用し、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進。／地域ケア会議の開催頻度や検討件数を一定数確保し、個別の課題の積み重ねから、地域の課題の把握・検討・解決。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標3～6及び8については、順調に推移していることから、引き続き前年度以上の数値となるよう着実に取り組みを進めていく。 ・ 指標7については、その上昇が、達成目標2に係る施策の効果的・効率的な実施に資するものといえることから、引き続き、市町村に対し、生活支援コーディネーターや協議体を活用した地域課題の分析・評価等の実施を促し、目標達成を目指していく。 <p>【達成目標3 適度な運動、適切な食生活などにより、運動器障害や低栄養を予防し、社会機能の低下を予防する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標10、11については、今後は、健康日本21(第三次)に合わせて引き続き健康づくりの取組を推進していく。なお、測定指標に関しては、健康日本21(第三次)の目標に合わせて見直しを検討する。 ・ 指標12については、引き続き、目標を「50%以上」とした上で、地方自治体の健康増進部局による取組だけでなく、住民主体の通いの場や高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等における取組において、本ツールの活用を促すこと等により、目標達成を目指していく。

<p>参考・関連資料等</p>	<p>令和4年度介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況(令和4年度実施分)に関する調査結果(指標2関係) URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000141576_00011.html 関連事業の行政事業レビューシート URL: https://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2023/2022_10-1-4.html</p> <p>健康日本21(第二次)最終評価報告書 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28410.html 令和元年国民健康・栄養調査報告 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/eiyou/r1-houkoku_00002.html 健康日本21(第三次) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkouinippon21_00006.html 食べて元気にフレイルに(厚生労働省 令和元年度食事摂取基準を活用した高齢者のフレイル予防事業) https://kayoinoba.mhlw.go.jp/article/002/</p>
-----------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>老健局 健康・生活衛生局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>老健局総務課長 江口 満 健康・生活衛生局 健康課長 山本 英紀</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和6年7月</p>
--------------	-------------------------	---------------	---	-----------------	---------------